二十二日　マ司令部日產、日立傘下會社を制限會社に指定
二十三日　軍需金融特別措置法の一部を改正、銀行法等特例法と改名
二十五日　大藏省マ司令部の戰犯容疑者の財產封鎖管理に關する覺書に基く特定財產管理令及特定財產管理規則を公布
二十七日　制限會社重役の俸給支拂規則改定命令
二十八日　日銀昭和二十年度下期事業概況發表、剩餘金二千百萬圓（前期比一億四千八百萬圓減）
三十日　大藏省二十一年度改訂豫算案決定歲出四百二十億圓
三十一日　內務省地方稅法中改正法律案要綱及地方分與稅法中改正法律案要綱決定
六月一日　一万田日銀總裁、北代同副總裁發令
三日　五、六、七月分食糧證券三十九億圓發行許可
大藏省事業金融通慣發行決定
四日　マ司令部鮎川、澁野等十財閥の個人金融活動制限指令
六日　マ司令部郵船、南鮮、山下汽船及その關係會社を制限會社に指定
八日　戰時特殊預金引出一人一萬圓に制限
十日　マ司令部紡績業十三社及その關係會社三百六十四社を制限會社に指定
十三日　マ司令部日證特殊勘定の管理方指令

十五日　マ司令部特殊戰補償入金の利子支拂許可
十七日　マ司令部鐘紡子會社六十七社を制限會社に指定
賠償充當施設明細書作製命令
日銀券四百億突破（四百一億二千五百萬圓）
二十日　中國銀行支店の整理日銀へ移管指令
大藏省證券四—六月分法定限度全額發行
二十一日　大藏省制限會社役員の報酬金額範圍擴張
金融緊急措置令一部改正—個人生活費等の緩和、事業資金の調整有價證券買入資金の抑制
二十五日　大藏省金融緊急措置令改正事務取扱要領決定通牒す
金融緊急措置令改正に伴い融資限度增額（五パーセント）
川南工業を制限會社に指定
大藏省給與局設置
纖維品取引に新圓決濟の範圍擴張要領決定
二十八日　鮮業再開融資決定—復興資金十一億圓、運轉資金十五億圓
二十九日　マ司令部大藏省證券三十一億圓の發行許可
七月二日　金融緊急措置令を一部改正し租稅支拂資金等凍封鎖預金の引出を認むる外融資總額の制限に特例を

設く

▽司令部日銀の清算業務費取立許可

三　日　製鉄設備擴充二億圓融資決定（農林中金）

五　日　正金銀行改組案許可

六　日　化學肥料增産金融の一部に新圓融資決定—指定五十工場設備資金に

九　日　日本人によるA號米軍軍票所持禁止令公布

十　日　▽司令部經濟科學局金融課軍需補償請求總額發表—總額七百四十九億五千萬圓

十一日　大藏省の稅制改正に關する法律案要綱發表—增稅案

▽司令部林商船會社を制限會社に指定

十二日　▽司令部連合國の財産管理を正金より日銀に變更

十六日　遞信省郵便貯金法、郵便年金法、簡易生命保險法中改正法案要綱發表

▽司令部貿易基金五億圓の借入許可

二十二日　ニューヨークナショナルシテイ東京支店開店

二十三日　▽司令部復興金融機關設立までの暫定措置として興銀よりの民需轉換資金貸出許可

二十四日　昭和二十一年度改訂總豫算案議會提出—歲出五百六十億圓

二十五日　▽司令部二十一年度新豫算に對する留保條件發表

▽司令部大和工業株式會社並に子會社十社を制限會社に指定

二十九日　▽司令部在日佛、獨、英、華、米人に課稅することを許可

八月一日　日銀券五百億突破（五百億六千九百萬圓）

興銀特別融資開始

三　日　昭和二十一年度改定歲入歲出豫算案提出—歲出純計八百億圓

五　日　大藏省昭和二十一年度四—八月暫定豫算純計及昭和二十一年度改定豫算純計發表—歲入九百六十七億圓、歲出九百四十億圓

▽司令部日佛銀行勘定並に佛領印度支那銀行勘定を日銀へ移管方指令

▽司令部八月分豫算許可

八　日　持株會社整理委員會令施行規則制定即日實施

十一日　軍需補償打切の第一段階としての金融緊急措置令施行規則の改正公布施行

十二日　補償打切に關し政府聲明發表

一万田日銀總裁補償打切りに伴う經濟界の整備再建に當り當局の方針發表

會社經理應急措置法案、金融機關經理應急措置法案衆議院に提出

十四日　▽司令部東洋高壓株式會社を制限會社に指定

十五日　會社、金融機關經理應急措置法施行

十九日　復興金融金庫法案衆議院に提出
二十四日　マ元帥賠償計畫に基き第二次措置として八部門五百五工場を連合軍管理下に置くことを指令
二十六日　郵便貯金預入最高制限額一萬圓に引上實施
二十七日　持株會社整理委員會第一回總會開催—五財閥を指定
二十八日　金融機關經理應急措置法施行規則一部改正
三十日　スタンプ手形制度並に貿易金融創設
三十一日　大藏省稅法改正による酒類の改訂價格並に物品稅法改訂內容發表

九月一日　改正稅法公布即日施行
　大藏省銀行局に復興金融課設置
四日　大藏省理財局に制限會社第一、第二課設置
九日　日銀券六百億突破（六百一億七千百萬圓）
十一日　石橋藏相戰時補償打切、通貨問題に關し言明
十二日　昭和二十一年度一般會計特別會計豫算案成立
　大藏省證紙貼付殘幣十月三十一日までに回收する旨發表
　硫安工場に對するつなぎ資金二億八千萬圓を化學肥料シンヂケート團より融資
十三日　藏相再建整備法案中資產再評價を最初に行う旨發表

十四日　八月十一日までの第二封鎖預金利息に所得稅賦課決定
十七日　大藏省證券二十億圓發行
二十三日　經濟安定本部に肥料融資委員會を設置
二十四日　補償關係五法案要綱發表—戰時補償特別措置法案、企業再建整備法案、特別和議法案、財產稅法案
　マ司令部財閥解體に關する具體方針發表
二十七日　補償打切關係三法案議會提出
二十八日　戰時補償打切基本對策成立
二十九日　財產稅法案全貌發表
三十日　本年度一般特別會計追加豫算提案、藏相戰時補償打切實際額につき說明、二十一年度公債發行額二百六十九億圓と發表
　下半期貿易資金運用計畫發表
　三井、三菱、住友三大財閥解散總會開催—三財閥本社解散決定
　第一封鎖預金設定申請締切

十月一日　經理統制令廢止
二日　財閥の非制限會社による事業支配禁止指令
三日　政府日銀よりの貿易資金五億圓借入方マ司令部より承認

八　日　復興金融金庫法公布
　　貯蓄國民運動展開方針閣議決定
十二日　資金統合銀行資産中出資銀行へ六億五千萬圓拂戻指令
　　農林金融對策委員會設置決定
十四日　日銀利子引上（スタンプ手形、貿易手形を除く、八月十一日分より）
　　金融機關經理應急措置法一部補足
十五日　マ司令部東京銀行設立許可
十九日　戰時補償特別措置法、金融機關再建整備法、企業再建整備法、特別和議法公布三十日施行
　　會社經理應急措置法施行令一部改正
二十日　日銀證券局復活
二十二日　水曜會市中貸出金利引上決定
　　連合國人の預金保障を指令
二十四日　郵貯原簿の復活を指令
二十五日　大藏省證券二十億圓發行
二十六日　全國銀行協會連合會貯蓄增强運動要領決定
二十八日　本年度第一回鐵道（五億五千萬圓）、通信（三億圓）事業公債發行

二十九日　日銀券七百億圓突破（七百二億二千五百萬圓）
　　企業整備資金措置法廢止
三十一日　證紙貼布日銀券預入締切
　　大藏省證券三十億圓發行
十一月四日　通貨安定對策本部發足
　　被圍貯蓄運動始まる
七　日　神戶製鋼制限會社に指定
十二日　財產稅法公布
十五日　對滿米中央會共同融資決定（十二億圓）
二十日　通貨安定對策委員會發足
二十一日　持株會社として更に四十社指定
二十四日　會社の證券保有制限等に關する勅令公布
二十五日　財閥解體勅令公布實施
二十六日　日銀二十一年度上期事業概況發表
二十七日　外國人出資報告に關する大藏省令公布實施
　　損保、生保各中央會解散指令

十大財閥家族資産凍結指令

十二月一日　生保、火保料金二割引上實施

二　日　財産税法實施

三　日　三井鑛山等二十社持株會社に指定

四　日　持株會社整理委員會令改正

マ司令部政府保有外國通貨、爲替の日銀への引渡指令

七　日　税制調査會發足

十一日　臨時定期預金取扱開始

財政調査會、金融制度調査會發足

十四日　特殊預金申告締切

十六日　日銀券八百億圓突破（八百四億三千八百萬圓）

二十五日　傾斜値上實施

二十七日　財産税法による株式評價法決定公示

二十八日　日銀券九百億圓突破（九百十二億八千三百萬圓）

二十九日　增加所得税法公布實施

三十日　所得税改正法案發表

三十一日　日銀券發行高九百三十三億九千七百萬圓

昭和二十二年

一月一日　日銀總裁年頭の辭において貸出制限强化の實施を言明

マ司令部復興金融金庫の紡績融資（十三億圓）を許可

四　日　東京銀行開業

九　日　第四十四回大藏省證券十五億圓發行

十　日　財産税課税對象たる不動産等評價基準決定

第十三回三分半利國庫債券十四億九千百萬圓發行

十六日　國民更生金庫閉鎖

二十日　郵便貯金規則一部改正實施

給與審議會發足

二十二日　給與の新圓拂限度七百圓に擴大―二月分より實施

日銀に融資斡旋委員會並に融資斡旋課新設

二十三日　復興金融金庫總裁伊藤謙二（興銀總裁）副總裁川北禎一（日銀理事）發令

二十四日　第十五回三分半利國債四十九億三千五百七十一萬四千圓（內譯鐵道事業費六億五千萬圓、復興金融金庫及産業復興營團出資四十二億八千五百七十萬四千圓）發行

二十六日　復興金融金庫開業
二十七日　特定外國人の第二封鎖預金を第一封鎖に移換可能の旨大藏省より各金融機關に通達
二十八日　連合軍司令部米軍票と圓の關交換禁止を指令
　鐵道運賃引上（三月一日より實施）發表
三十一日　日銀券一千億突破（一千億四千萬圓）
　第四十回大藏省證券五十億圓の中二十億圓を現金償還、殘額三十億圓借換發行

二月四日　財產稅納付資金として日銀より市中融資決定
八日　金融制度調査會「興銀を普銀として第二銀行を設立し債券發行を認める件」決定
十日　本日支拂期日の食糧證券（て號）額面六十六億三千萬圓の中、一部現金償還、殘額三十八億圓を第五十七回食糧證券に借換發行
十四日　政府終戰處理費百億圓を追加豫算として提出
十五日　本日期日の大藏省證券（四十一回）額面三十億圓を第四十五回大藏省證券に借換發行
十七日　金融制度調査會「金融機關再建整備暫定要綱」答申案決定
十九日　貿易手形割引歩合一錢六厘に引上
二十日　復興債券十五億圓發行
二十二日　三分半利國債（第十三回）額面九十四億八千九百八十萬圓發行

二十七日　勸銀三億圓に增資認可
二十八日　「稅制改正に關する法律案要綱」閣議決定、豫算申告納稅制度採用四月一日實施
　第四十二回大藏省證券五十億圓の中一部現金償還、殘額三十億圓を第四十六回大藏省證券に借換發行、第十三回三分半利國庫債券六億圓（遞信事業費分）發行

三月一日　新融資規則實施―一、產業資金などの供給調整に關する措置要綱、一、金融機關資金融通準則、一、產業資金貸出優先順位表を發表卽日實施
　スタンプ手形適用範圍擴大
　日銀つなぎ資金貸出に高率適用制を復活
　二十二年度總豫算案衆議院に提出―總額千百四十五億圓
二日　「稅制改正に關する法律案要綱」發表
三日　藏相衆議院本會議で財政演說
　第四十六回大藏省證券二十億圓發行
四日　第十三回三分半利國債四億一千九百四十萬圓發行
五日　「證券取引法案」貴族院に提出
十日　米陸軍省軍票切替の緊急命令發令
　第四十五回大藏省證券九十億圓の中一部現金償還、殘額八十億圓を第四十七回大藏省證券に、又食

糧證券（あ號）五十六億九千九百八十四萬圓の中一部償還殘額五十六億圓を第五十八回食糧證券に
夫々借換發行

十二日　日本圓と米ドルの軍用換算率一ドルにつき五十圓に改訂
英貨と圓の軍用換算率を英貨一ポンドにつき二百圓、濠貨一ポンドにつき百六十圓、印度貨一ルピ
ーにつき十五圓に改訂

十三日　第十三回三分半利國債五億八千九百萬圓發行

十四日　日銀券千百億突破（千百一億百萬圓）
財產稅納稅申告締切

十五日　「日本銀行法の一部を改正する等の法律案」「金融機關債券發行特例法案」衆議院に提出
「稅制改正法案」衆議院に提出

十八日　二十二年度豫算案及二十一年度追加豫算案衆議院通過

「財政法案」「會計法改正案」衆議院提出

十九日　「日本銀行法の一部を改正する等の法律案」

二十日　「企業再建整備法改正案」衆議院提出
復金、日魯漁業に一億圓融資決定

二十三日　日銀法改正法案外一案貴族院通過

二十四日　二十二年度貯蓄增强推進方策發表—月百億圓の增强を目標

二十五日　總豫算案貴族院通過成立

二十七日　三井物產十數社の新會社に分割

四月一日　物品稅課稅最低限引上等稅制改正に伴う勅令、省令公布即日實施

五日　損保中央會に對する九千九百萬圓の十一銀行共同融資成立

八日　大藏省豫算純計發表（二十一年度歲入純計千九百四十四億六千百萬圓、歲出純計千九百二十二億五千三百五十二億八千五百萬圓、歲出純計二千三百三十億六千百萬圓）
二十二年度歲入純計二千三百三十億六千百萬圓、歲出純計二千三百三十億六千百萬圓）

九日　通貨安定對策本部二十二年度資金吸收目標額千二百億圓の金融機關別割當額正式決定

十日　全國銀行從業員組合連合會結成

十五日　貯蓄銀行法一部改正、業務制限緩和

十八日　二十二年度一般會計公共事業費第一・四半期分二十九億六百萬圓閣議決定

二十五日　戰爭保險關係損失補償特殊國庫債券二百十億圓發行

三十日　給與の全額新圓拂ならびに有所得者の生活費引出修正等に關する金融緊急措置令施行規則一部改正
公布、五月一日より實施

五月一日　通貨安定對策本部昨年十一月より本年五月迄の自由預金增加額四百五十四億圓、目標額五百六億圓

に對する達成率八九パーセントと發表
十　日　食糧證券第一回額面十億圓發行、日銀引受
十五日　無記名定期預金及び金錢信託創設
二十七日　經濟安定本部廿二年度第一・四半期産業資金配分計畫發表（二百四十億圓）
三十一日　企業再建整備法に因る特經會社の特別損失概算着手日六月一日に決定
六月一日　定期預金利率及び金錢信託配當率引上實施
五　日　本年度第一回貯蓄強調旬間開始（五日―十四日）
十一日　政府經濟緊急對策八項目發表
十三日　産業資金貸出優先順位一部改訂
十八日　「有價證券の處分の調整などに關する法律」施行。證券處理調整協議會發足
二十四日　栗栖興銀總裁藏相に就任
二十五日　特別經理會社の未拂込株金徵收等に關し企業再建整備法施行令及び會社經理應急措置法施行令一部改正施行
經濟再建整備委員會、金融機關再建整備法による暫定評價基準可決
三十日　正金銀行閉鎖機關に指定
七月四日　貿易スタンプ手形制度設定實施

五　日　全銀連貸出最高利率を協定
九　日　復金債二十五億圓發行
十　日　信託協會貸出最高利率を協定
十一日　本年度追加豫算六百九十餘億圓と閣議決定（その後變更）
十六日　證券荷爲替限度一日四千萬圓に擴大
十八日　大藏省六月末預金部狀況發表、郵便貯金前月比四億二千萬圓增加
十九日　通貨安定對策本部第一・四半期自由預金增加額二百六十九億圓と發表
二十一日　融資規制改正、七月一日にさかのぼつて實施
二十三日　國債、地方債、社債等の利廻引上發表
二十四日　總司令部アメリカ銀行の日本支店開設許可を發表
八月一日　復金債十五億圓發行
十一日　日銀貸出高率適用强化
十三日　水曜會貿易スタンプ手形割引歩合二錢中心に引上申合せ
十四日　總司令部輸出入回轉基金創設、五億圓の對日借款供與を發表
十九日　第二・四半期産業資金計畫三百四十五億圓と閣議決定
二十一日　市中銀行生糸手形の割引率を二厘引上げの二錢と協定、實施

二十六日　無所得者の生活費引上限度擴張等措置令の一部改正、九月一日より實施
二十八日　資金統合銀行新勘定の債權債務の整理完了せる旨閉鎖機關整理委員會より發表
二十九日　大衆預金保護のため預貯金保險制度實施を閣議で決定、日銀券千五百億突破（千五百三億七千七百萬圓）

九月二日　遞信省郵貯利上げ發表、八月一日にさかのぼつて實施、新利率普通貯金二分七厘六毛（舊利率二分六厘四毛）

五日　預金の三百億圓增資にかんする復金法改正案を公布施行、これにより復金の資本金五百五十億圓となる

六日　金融機關再建整備法による金融機關の資產負債の評價時を七月一日午前零時現在と決定、大藏省より發表

十二日　食糧證券十一億圓日銀引受で發行、單一補補償打切りによる特經會社の特別損失概算額大藏省より發表

二十五日　國債利子引上げ後の第一回國債として國有鐵道事業債十億圓發行、發行價格九十八圓、期限五ケ年利率年四分（利廻り復利四分四厘六毛）

第二案

內篇

第一部　各種金庫業務案内

一、復興金融金庫業務案内

一、融資の方針

復興金融は、(1)日本經濟の復興を促進し、または、(2)國民生活の安定を確保するために必要であつて、(3)一般の金融機關等から供給をうけることが困難な資金および各種公團（貿易公團を除く）の運營資金の融通に限る。

したがつて、一般の金融機關から融通できる資金については、極力一般の金融機關でまかなうことになつているから、金庫へ申し込む前にかならず從來の取引銀行へ相談すること。また融資の對象となる事業は規模の大小を問わないが、將來にわたつて維持可能な事業に限る。一般救濟資金あるいは舊債返濟資金は取扱わない。

二、融資の方法

(1) 申込の受付

(イ) 借入希望者は最寄りの金庫または金庫代理店へ申込むこと。金庫本所においては三百萬圓以上は融資部、三百萬圓未滿は中小事業部で取扱う。

(ロ) 百萬圓以上の申込については一般金融機關にて融資困難なりや否やの點に關し、日本銀行本店資金調整局および各支店内にある地方融資懇談會の承認をへた上正式に受付ける。

(2) 審査

申込受付後復興金融金庫において事業内容を詳細審査の上融資の可否を決定する。

三、融資の條件

(1) 形　　式　手形貸付または證書貸付
(2) 利　　率　日歩一錢七厘以上二錢一厘迄
(3) 擔　　保　原則として徴する
(4) 保　證　人　原則として必要
(5) 返濟期限　不定

四、臨時資金調整法および金融緊急措置令の規定の適用は一般とかわらない。

五、復興金融取扱店舗は左のとおり。

(1) 金庫本支所
東京、大阪、神戸、名古屋、福岡、仙臺、新潟、廣島、札幌、高松
出張所
福島、富山、松本、靜岡、岡山、熊本、鹿兒島、秋田、松江、函館

(2) 代理店
(イ) 日本興業銀行本支店(東京、大阪、神戸、名古屋、福岡、仙臺、富山、廣島、札幌)　出張所(新潟、高松、福島)

(ロ) 日本勤業銀行本支店(小松川支店をのぞく全國八十ヶ所)
(ハ) 商工組合中央金庫本支所(東京、仙臺、新潟、富山、名古屋、大阪、高松、廣島、福岡、北海道)　出張所(福島、青森、京都、神戸)
(ニ) 北海道拓殖銀行本支店(旭川、帶廣、釧路、北見、小樽、室蘭、函館)

二、農林中央金庫業務案内

業務は法律によつてさだめられておりつぎのとおりであるが、金融業務としての性質は銀行と大差はない。

一、所屬團體にたいし擔保を徴さないで五ヶ年以內の定期償還貸し付をなすこと。
二、所屬團體にたいし擔保を徴さないで三十ヶ年以內(所屬森林組合系統團體にたいし貸し付をなす場合においては五十ヶ年以內)の年賦償還貸し付をなすこと。ただしその金額は拂込出資金および農林債券發行額の合計額をこえないものとする。
三、所屬團體にたいし手形の割引または當座貸越をなすこと。
四、所屬團體のために爲替業務をなすこと。
五、所屬團體および未所屬の同種團體、公共團體その他營利を目的としない法人より預り金をなすこと。
六、所屬團體のために有價證券の保護預りをなすこと。
七、所屬團體のために有價證券の委託賣買をなすこと。

このほかに農林中央金庫特別融通および損失補償法にもとずく特別融通資金と、農村負債整理資金特別融通および損失補償法にもとずく負債整理資金、臨時農村負債處理法にもとずく負債處理資金、森林資源造成法にもとずく森林資源造成資金等の取り扱いをしている。

貸出業務

一、貸出の方法　貸出は都道府縣農業會、水產業會、森林組合連合會等の保證による保證貸付、都道府縣農業會、水產業會、森林組合連合會等をつうじて融通する轉貸および保證なしに貸し付ける直接貸し付、その他特殊なものとして農業保險組合連合會にたいする無利子の貸付などがある。

二、貸出の種類

(イ) 定期償還貸付　普通九十日（場合により百八十日）以内の手形で融通する普通手形貸付、あらかじめ二ケ年以内の期間をかぎり一定額の取引限度を約定し、その範圍内で資金入用の都度振出される手形の割引におうずる特約手形貸付、五ケ年（森林組合關係にたいしては二十ケ年）以内の期間で、利子は大體年二回拂、元金は多くの場合分割拂の方法により借用證書で融通する證書貸付の三種がある。

(ロ) 年賦償還貸付　三十年（森林組合關係にたいしては五十ケ年）以内で、原則として期間中年二回元利金を均等に償還する。

(ハ) 當座貸越　きわめて短期間の補充的に必要な資金を融通する方法で、當座預金額を超過する一定限度を約定しておき、その範圍内で資金入用の都度振り出された小切手の支拂におうずるもので、約定期間は二ケ年以内。

(ニ) 手形割引　所屬團體が取得した手形の再割引と、所屬團體相互の取引により生じた手形の割引とがある。

貸出方法は以上ほかに餘裕金の運用としておこなう短期貸付がある。

三、資金の種類　貸出には、政府資金の融通と、當金庫の自己資金をもつて貸出すものとがある。自己資金は所屬團體の活動上必要とする各種の資金をそれぞれ用途におうじて取り扱つているが、とくに緊要なる用途にたいしては、たとえば食糧增產對策資金、水產食糧增產資金、木材增產施設資金、農業および漁船保險組合事業資金のごとき低利な特殊資金を取り扱う。

四、金　利　貸出利率は一般用途の資金にたいする普通利率と特定用途の資金についてさだめられた特殊利率とがある。貸付認可最高步合の主なるものは、定期證書貸付年六分九厘、定期手形貸付日步二錢、年賦貸付年三分二厘、當座貸越日步二錢五毛、短期貸付日步二錢一厘。

預金業務

一、預り金の種類　預り金は前述の如く所屬團體、および未所屬の同種團體、公共團體、その他營利を目的としない法人からの預り金も取り扱いうることになつているが、その種類は、當座預り金、普通預り金、定期預り金などの一般的な預り金のほか、組合金融の整備發達をはかるために、長期預り金、拂戻準備預り金、別段預り金などの特殊預り金がある。また一般的預り金および長期預り金は代理所においても取り扱う。なお特殊預り金中の主なものの取扱方法は概略つぎのとおりである。

(イ) 長期預り金　主として都道府縣農業會にたいする施設であり、期間は二ケ年または五ケ年、利率は年三分

七厘。

(ロ) 拂戻準備預り金　地方農業會の貯金拂戻準備制度に對應するもので、利率は年三分五厘五毛、預り先は都道府縣農業會に限る。

二、利　　率　特殊預り金の利率は前記のとおりそれぞれ特別にさだめられ全國一率である。また定期預り金その他の一般的預り金は當金庫本支所扱いのものはほぼ普通銀行並で、出張所、代理所扱いのものは地方金利を參酌して多少の高低がある。

餘裕金の運用

餘裕金の運用は、法律でつぎのとおり規定されており、これ以外には運用できない。

(一) 國債證券、地方債證券または主務大臣の認可をうけた有價證券の買入、應募または引受をなすこと。

(二) 大藏省預金部もしくは銀行への預金または郵便年金となすこと。

(三) 出資資格團體中未だ金庫に所屬しないものには短期貸付をなす。

(四) 所屬團體および未所屬の同種團體の發達をはかるため必要なる施設をおこなう法人にたいし主務大臣の認可をうけ短期貸付をなす。

(五) 食糧營團その他農林水產業に關する事業をいとなむ法人には主務大臣の認可をうけ短期貸付をなす。

(六) 日本興業銀行その他の金融機關にたいし主務大臣の認可をうけ貸付をなす。

(七) (四)又は(五)にかかげる法人にたいし主務大臣の認可をうけ十ケ年以內の定期償還貸付または年賦償還貸付をなす。

三、商工組合中央金庫業務案內

貸出業務

長期資金と短期資金があり、また現在金庫に所屬していない組合（いわゆる非所屬組合）や、法律によりとくにみとめられた團體（食糧營團または一定の資格條件をそなえた株式會社、有限會社等）にたいしても短期貸付がみとめられている。

一、貸出の種類

(イ) 定期償還貸付　償還の期限がきたとき一時に返濟するもの、期限五年以內の證書貸付と期間一年以內（手形期日は九十日以內）で債務者振出の約束手形を用いる手形貸付の二つの方法がある。手形貸付のなかには一定額の取引極度を約定し、その範圍內で資金入用の都度手形借入をなしうる極度契約の形式による方法もある。

(ロ) 割賦償還貸付　すべて證書により分割辨濟（かならずしも元利均等を要せず）をするもので期限五年以內（据置期間一年以內）で月賦、半年賦または年賦償還の方法による普通割賦貸付と期限五年をこえ二十年以內（据置五年以內）で月賦、半年賦または年賦償還の方法による特別割賦貸付の二方法がある。

(ハ) 手形割引　所屬組合や所屬連合會受取りの商業手形にかぎり割引するもの。

(ニ) 當座貸越　金庫に當座預金の取引ある所屬組合、所屬連合會にたいして當座貸越契約を取り結び一定極度まで

の貸越におうずる。

二、貸出の限度

一所属組合、一所属連合會にたいする最高限度は原則として五百萬圓（すべての貸出および保證を通算して）であるが、特別の事情ある場合は主務大臣の認可をうけこの限度をこえて貸付することができる。

三、利　率

貸出金利率

定期貸付（證書）　年　九分五厘以内　　手形割引　日歩二錢五厘以内
同、（手形）　日歩二錢五厘以内　　短期貸付　日歩二錢八厘以内
割賦貸付　年　九分五厘以内　　當座貸越　日歩二錢七厘以内

四、資金の用途

(イ)　組合の事業經營に要する資金（運轉資金、設備資金）
(ロ)　組合員にたいするその事業資金の貸付資金（轉貸資金）
(ハ)　災害の復舊資金
(ニ)　以上のため組合が起した舊債の借替資金

五、擔　保

原則としては無擔保、場合により擔保提供

六、保　證

借入組合の實情におうじ役員の全部または一部の個人保證を徴す。

七、特殊の短期貸付

非所属組合や法律によりとくにみとめられた團體にたいしてとくに短期貸付をする。期間は一年以内、利率は一般の貸付に準じ適宜定めることになつているが、借受主體により現在左のような貸付金額の最高限度をさだめている。

(イ)　一組合、一連合會　五萬圓
(ロ)　一食糧營團　五百萬圓
(ハ)　一會社にたいするもの（有限會社　卅萬圓、その他の會社　一百萬圓）

八、預金部資金の融通（當分適用中止）

大藏省預金部から金庫等の經由機關をつうじて融通される政府の低利資金を國家公共の利益となるような方面に融通するもので商工業關係組合にたいしては、つぎの三つが融通される。

(イ)　公共組合等事業資金　本資金の借受資格者は「産業ニ關スル公共組合又ハ營利ヲ目的トセザル組合其ノ他法人」で、商工組合（統制組合、施設組合）商業組合、自動車運送事業組合等の組合、あるいは小組合、連合會（これら組合が改組された場合は商工協同組合）にかぎり融通し、個人融資はみとめられない。利率三分六厘、償還期限五ヶ年以内の据置期間をふくみ二十ヶ年以内、借入の場合には「預金部借入申込書」に「借入説明書」を添え、

一通は財務局出張所に一通は金庫に提出する。

(ロ) 中小商工業者金融疏通資金　借入資格者は「生活必需品其ノ他重要物資ノ生産又ハ配給ヲ行フ」中小商工業者（個人及會社）で融通方法は預金部から金庫組合をへて組合員たる中小商工業者に貸し付られる。利率は組合にたいしては年三分八厘、中小商工業者にたいしては年四分五厘以内。償還期限は三ヶ年以内の据置期間をふくみ十ヶ年以内。貸付限度は個人總額五萬圓以内、會社總額十萬圓以内。ただし、法令または法令にもとずく命令。もしくは行政官廳の指導斡旋にもとずいて設立されたものには總額廿萬圓以内。

(ハ) 災害關係資金。本資金は各種の災害に際しその應急ならびに復舊復興費として融通するもので、借受資格者は直接または構成員が被害をうけた「公共組合又ハ利害ヲ目的トセザル法人」もしくは被害者で、組合または組合員の場合は金庫から組合に直接、組合員には組合を經由して融通する。利率は組合年三分六厘、組合員三分九厘以内、償還期限五ヶ年以内の据置期間をふくみ廿ヶ年以内。

預金業務

組合、連合會、公共團體その他營利を目的としない法人からの預金を取りあつかう。本所の預金利率はつぎのとおりである。

預金利率表

種類	預入期間	普通利子	特別利子	實際支拂利子	備考
定期預金	三ヶ月	年三分三厘	年二厘	年三分五厘	
	六ヶ月	〃三分五厘	〃三厘	〃三分八厘	
	一年迄	〃三分六厘	〃四厘	〃四分	
普通預金		日歩五厘	日歩二厘	日歩七厘	
當座預金		ナシ	日歩二厘	日歩二厘	
通知預金		日歩六厘	日歩八厘	日歩二厘	
別段預金		日歩五厘	日歩二厘	日歩七厘	殘高不定ノモノ
		〃六厘		〃八厘	殘高一定ノモノ

その他の業務

一、內國爲替（送金、代金取立、當座口振込）本支所出張所所在地のほか、全國樞要の地に送金、荷爲替その他代金取立などの爲替業務をとりあつかう。

本所の手數料は左のとおり（支所では多少の差がある）。

(イ) 送金、當座に振込、爲替尻振込

普通取扱　一口につき　五千圓未滿十圓、五千圓以上二十圓

電信取扱（普通　一口につき　五十圓以上

（至急　一口につき　百圓以上

(ロ) 代金取立

手形その他　一通につき　二十五圓以上

一、組合出資拂込金の受入ならびに配當金支拂

一、荷爲替手形の保證

一、有價證券の保護預り、委託賣買

四、庶民金庫業務案内

貸出業務

一、小口貸付

(1) 借入申込人の資格　官公吏、會社員、教員、中小產業者、店員、勞務者その他の獨立生計者

(2) 借入申込の手續　所定の借入申込用紙に必要事項を記入し、庶民金庫本所、最寄り支所、出張所、代理店に申しこむ。調査の上諾否は通知される。

(3) 借入金用途別の大要

(イ) 醫療費（一般醫療費、入院手術費）、生產費、冠婚葬祭費、子女敎育費、轉宅費等その他生計上の資金

(ロ) 原料品等仕入費、機械器具購入費、店舗工場の改增築資金その他營業に要する資金

(ハ) 舊債の借替整理資金

(ニ) その他生產增强民生安定資金

(4) 保證人　通例保證人は一人。借入申込人の資格に記載してある人

(5) 貸付金額と期限　一世帶について三千圓限度であるが、特別の場合は一世帶につき五千圓まで增額することができる。返濟期限は通例三ケ年以內だが特別の場合は五ケ年以內

(6) 貸付金利息　年七分五厘（百圓に付月六十二錢五厘の割合）

(7) 貸付金返濟方法　月賦が普通、都合で半年賦、一時返濟も可

二、生業資金貸付

(1) 借受金の資格　海外引揚者、戰災者その他生活困窮者で具體的な商賣および事業の計畫を持ち成業の見込がある。

(2) 貸付金の用途　商品または事業の資金でいわゆる生活資金ではない

(3) 貸付金の限度　一世帶三千圓迄、特別の場合五千圓迄、十人共同で連帶借り入れの場合は五萬圓迄借りられる。

(4) 返 済 方 法　五ケ年以内の半年賦。特別の場合は月賦。一時拂も可

(5) 利　　率　年六分

(6) 保　證　人　保證人は一名以上。二人以上連帶で借入の場合は保證人不要

三、小口貸付金の資金融通

金融機關（銀行。無盡會社。市街地信用組合をさす）が自己の危險において前記の小口貸付と略同樣の貸付をおこなう場合には。これらの金融機關にその資金を融通する。

四、損 失 補 償

既設金融機關の小口貸付を活潑ならしめるため金融機關が自己資金で小口貸付をする場合には。これにたいし庶民金庫が金融機關から一定の補償料を徵收して損失補償の契約をむすび。もしこれらの貸付で金融機關に損失のあつた場合はその損失を一定限度內で補償する。

預 金 業 務

無盡會社、市街地信用組合ならびに本金庫の小口貸付利用者たる團體もしくは個人にたいして左記各種の預金業務を取りあつかう。

(1) 當座預金（金額無制限）　(2) 普通預金（一回五圓以上）

(3) 定期預金（一口五十圓以上）　(4) 特別定期預金（一口一萬圓以上）

(5) 通知預金（一口一千圓以上）　(6) 別段預金（金額無制限）

保證預リ業務

無盡會社、市街地信用組合が證券投資特約預金ならびに自己資金によつて購入した國債、地方債などについて登錄および抹消などの手續ならびに元利金の請求その他これに附隨する業務。

送金爲替業務

無盡會社、市街地信用組合が送金小切手によつて地方へ送金する場合庶民金庫にたいする普通預金振替決濟の方法で送金爲替業務をも取りあつかう。利用者は金庫にたいし送金爲替取引約定書を差出して加入し、かつ所管の金庫業務所にたいし普通預金口座を開設することが必要。

無盡會社および市街地信用組合にたいする貸付

昭和十六年三月無盡業法および庶民金庫法の改正、昭和十八年三月市街地信用組合法の制定および庶民金庫法の改正により。從來單に無盡會社および市街地信用組合にたいし小口貸付資金の融通のみをおこなつていたのを。ひろくその一般資金の需要にたいし貸付をなすとともに。預金の受け入れについても。從來は庶民金庫と取引あるもののみにかぎられていたものを。この制限を撤廢してすべての無盡會社および市街地信用組合と預金取引をなし得るようになつて。これら金融機關の中央金庫的役割をはたすことになつた。

第二部　主要手續案內

一、スタンプ手形

一、スタンプ手形の要件

(1) 我國經濟再建に緊要なる生産部門の生産資金調達のため振り出された手形であること。
右生産部門は別に定めるところによるものとする。

(2) 原材料仕入資金以外の生産資金、すなわち勞賃運賃その他の諸掛および經費にあてる資金もしくはこれらのものと原材料仕入資金と一體不可分となつてゐる資金、または統制機關（組合を含む）が生産者もしくは荷機關（組合、問屋をふくむ）にたいする前拂をなすに要する資金を調達するために振り出されたものであること。
右資金はいずれも生産に直結する資金で、その緊要性回轉度を勘案した適正所要量を限度とするものとし、その確認資料として、發註書もしくは荷指圖書、指導官廳等の所要資金に關する證明書、運賃等諸掛の計算書、貸借對照表および事業の現況を知るにたる書類等の關係書類を必要におうじ提出を要すること。

(3) 手形振出人は諸掛および經費にあてる資金等の場合は生産者、前拂資金の場合は統制機關（組合を含む）となるべきこと。

(4) 手形期間は六ケ月以内で決濟の確實とみとめられるものであること。

二、スタンプの押捺

(1) スタンプの押捺依頼銀行（以下依頼銀行と稱す）は、あらかじめ第一號樣式の念書を日本銀行の取引主要店に提出しておくこと。

(2) スタンプの押捺は日本銀行本支店事務所において無手數料で取りあつかうこと。

(3) 依頼銀行がスタンプ押捺方を依頼する場合は、當該手形面に依頼銀行名を表示し、責任者が捺印し、かつ第三號樣式のスタンプ押捺依頼書を提出すること。

(4) 右により依頼をうけた場合は、日本銀行において、スタンプ押捺依頼書記載の事項と手形とを照合の上、一、の要件を具備するものとみとめたものについて、手形表面（右肩）に第四號樣式のスタンプを押捺し、責任者が之に捺印すること。

(5) スタンプ押捺の效果

スタンプ押捺の效果として、日本銀行はいつでもスタンプ手形を擔保として取りあつかう責任を負うことになるが、日本銀行の責任はそれぞれにとどまるのである。すなわち日本銀行はスタンプ押捺により、其の手形の貸付擔保としての適格性を認證するのであつて、手形決濟についての責任をおうものではない。したがつてスタンプ手形所持人から手形の不渡について責任をとわれることはないのである。その責任は依頼銀行がおうのであつて、その趣旨は依頼銀行が日本銀行に提出する念書（第一號樣式）に明らかである。もちろん日本銀行が一旦スタンプを押捺した以上は、期日到來前なるかぎり、いつでもこれを擔保とする責任は當然おうのであつて、この點で手形所持銀行は、つねに資金調達の安心感をもち得るわけである。もつとも日本銀行に擔保として差入中のスタンプ手形が期日決濟不能となつたときは、念書（第二號樣式）に明らかなるごとく、スタンプ手形を擔保として差入れた銀行（以下差入銀行と稱す）において、日本銀行との手形割引貸付約定書の文言にしたがつて、日本銀行の要求により入金または擔保差換をする義務をはたさねばならない。

三、スタンプ手形擔保貸付取扱

(1) スタンプ手形については、スタンプ押捺店以外の日本銀行本支店事務所（割引貸付業務を取りあつかわないものをのぞく）においても貸付におうずる。

(2) 貸付方法は左による

(イ) 貸付形式　スタンプ手形を擔保とする手形貸付

(ロ) 利　率　國債以外のものを擔保とする貸付最低利子歩合（高率は適用しない）

(ハ) 擔保價格　他の手形よりも割合を大きくする

(ニ) 融通期間　三ケ月以内

(3) 他行の押捺依頼にかかわるスタンプ手形を擔保として日本銀行に貸付をもとめる場合は、第二號樣式の念書を提出せねばならない。

四、依頼銀行の責任

依頼銀行はスタンプ手形が生產資金調達のため提出されたものとして、手形原因、金額、期間の妥當性および手形決濟の確實性について日本銀行ならびに所持銀行にたいし、その手形について調査確認の義務をおうのである。したがつて依頼銀行が差入銀行である場合は、日本銀行にたいして擔保上の責任をおうはもちろん、他行が差入銀行である場合でも、その差入擔保たるスタンプ手形について責任をおわねばならない。差入銀行にたいしてかかる責任を負擔するのは、依頼銀行が日本銀行にスタンプ押捺方を依頼する場合は、その手形によつて融資したとき、または融資せんとするときにかぎられているから、依頼銀行はつねにかならず裏書人として手形當事者となるわけであり、期日決濟不能の場合は、所持銀行たる他行にたいし、手形法上の前者としての償還責任をおうことはもちろんであるが、なおその手形が正常の取引に基くものであること、その債務が確實に履行されることについて所持銀行にたいし、取引德義上の責任をおうことになるのである。故に右の點で所持銀行が損失をこうむつた場合は、依頼銀行にたいしその責任を問うことができるのである。

（第一號樣式）

證

弊行ヨリ貴行ニ對シ弊行ニ於テ融通シタル手形又ハ融通セントスル手形ニ付貴行ニ於テ何時タリトモ右手形ヲ擔保トシテ融通セラルル旨ノスタンプ押捺方御依頼致シタルトキハ左記條項遵守可致後日ノ爲念證差入候也

記

一、弊行ニ於テ右スタンプ手形ヲ擔保トシテ貴行ヨリ御融通相受ケタル場合ハ勿論他行ニ於テ右スタンプ手形ヲ貴行ニ差入レ御融通相受ケタル場合ニ於テモ右スタンプ手形ノ決濟ニ付テハ弊行ニ於テ一切其ノ責ニ任シ貴行ニ對シ御迷惑相掛申間敷コト

二、弊行各店ヨリ貴行ニ差入レタル一切ノ擔保ハ他行ヨリ擔保下シテ貴行ニ差入レタルスタンプ手形ニ關シ生スヘキ危險ニ付共通擔保タルモノトシ又貴行ノ御請求アルトキハ直ニ貴行御指定ノ擔保ヲ差入ルヘキコト

三、スタンプノ押捺ヲ請求スル手形ニ付テハ裏メ銘行ニ於テ手形ノ振出原因、金額、期間等ノ妥當性並ニ期日ニ於ケル決濟ノ確實性ニ付十分調査スルヘク勿論責行ニ於テ必要トセラルル書類ヘ何時ニテモ御請求ニ依リ直ニ提出スヘキコト

年　月　日

銀行
代表者　㊞

殿

日本銀行
總裁
殿

（第11號樣式）

證

銘行ニ對シ他行ノ依頼ニ係ル責行御所定ノスタンプ押捺ノ手形ヲ擔保トシテ御融通相受候節ハ裏ニ責行ニ差入ヘル手形割引取引及手形貸付取引ニ關スル約定書ノ條項ヲ遵守可致ヘク勿論期日ニ於テ右手形決濟ヲ受ケ得サル場合ニ於テモ銘行ニ於テ共ノ責ニ任シ責行ニ御迷惑相掛申間敷候爲念本證差入候也

年　月　日

銘行
代表者　㊞

日本銀行
總裁
殿

（第11號樣式）

スタンプ押捺依頼書

日本銀行御中　　昭和　年　月　日　　銀行名

下記手形ニ付貴行ニ於テハ之ヲ保擔トシテ御融通相成度此段及御依頼候也

手形種類	手形原因	受取人 職業氏名	振出人 職業氏名	支拂人 職業氏名	振出月日	支拂月日	手形期間	手形金額	スタンプ押捺 月日	スタンプ押捺 番號	スタンプ押捺 備考

（第四號樣式）

二、貿易スタンプ手形

貿易公團の發足にともない、日本銀行の貿易手形制度および貿易廳の紡績加工賃手形制度は廢止されることになつたが、民間貿易再開をひかえて今後輸出金融の順便をはかることがいよいよ緊要となつてきたので、これに要する資金調達のため振り出される手形にたいし、日本銀行では引きつづき優遇措置を講ずることとなり、從來の制度に代え「貿易スタンプ手形制度」をもうけた。その要領はつぎのとおりである。

一、貿易スタンプ手形の要件

日本銀行の取引先銀行（以下融資銀行と稱する）が貿易公團から輸出物資の製造、加工または荷に關し發註をうけた業者（以下業者と稱する）にたいし輸出資金の融通をなした場合において、つぎの要件を具備するものについては、融資銀行は日本銀行にたいし貿易スタンプ手形の取扱を請求することが出來る。

(イ) 融資銀行が貿易公團の發註書寫を添付した業者振出手形によつて融通したものであること。

右發註書寫は貿易廳の荷指圖にもとずいて發註された旨を貿易公團が證明したものであること。

(ロ) 手形金額は發註金額の範圍内（加工業者にあつては當該受註期間に決定された加工賃の範圍内）であつて、融資銀行において業者の手許狀況、所要資金の使途回轉度等を調査して眞に必要と確認したものであること。

(ハ) 手形期間は六カ月以内の必要最短期間であること。

（備考）融資銀行が融資をなすときは、その都度業者から貿易公團の發註書原本の提出をもとめこれに銀行名融資金額等融資濟みの旨を適宜記入證印しておくこと。

二、日本銀行における貿易スタンプ手形の取扱

(イ) 日本銀行は前記一の手形に付融資銀行から依頼のあつたときは審査の上貿易スタンプ手形である旨のスタンプを押捺する。

(ロ) 貿易スタンプ手形は日本銀行の適格擔保として優遇し、その所持銀行にたいし資金の融通をなす場合は左の條件をもつて融通に應ずる。

(1) 貸付形式　貿易スタンプ手形を擔保とする手形貸付

(2) 適用歩合　國債等を擔保とする貸付最低利子歩合

（備考）（イ）本貸付はスタンプ押捺店以外の日本銀行本支店においてもおこなうことが出來る。

（ロ）本貸付は貸付依頼銀行が他行から取得した貿易スタンプ手形であつてもこれを擔保とすることが出來る。

三、スタンプ押捺等に關する手續

(イ) スタンプ押捺を依頼する融資銀行はあらかじめ別紙第一號樣式の念證を取引主要店たる日本銀行本支店に提出する。

(ロ) スタンプ押捺は日本銀行本支店または事務所において無手數料で取り扱う。

(ハ) スタンプ押捺を依頼する融資銀行は當該手形面に依頼銀行名を表示し責任者がこれに捺印しかつ別紙第三號樣式のスタンプ押捺依頼書を提出する。

(ニ) 日本銀行右に依り依頼をうけた場合はスタンプ押捺依頼書記載事項と手形とを照合の上適當とみとめたものについては手形表面（右肩）に別紙第四號樣式のスタンプを押捺し責任者が之に捺印する。

(ホ) 他行の押捺依頼にかかわる貿易スタンプ手形を擔保として日本銀行に貸付をもとめる場合は別紙第二號樣式の念證を提出する。

四、その他の措置

大藏省、經濟安定本部、貿易廳、貿易公團および日本銀行は本制度の運用の圓滑を期するため常時緊密なる連絡をもつこととする。

別紙

（第一號樣式）

證

貿易公團の發註を受けた製造、加工又は荷造業者の輸出物資生産資金調達の爲振出された手形で弊行が融通したものに付て貴行に於て右手形を擔保として融通される旨のスタンプ押捺方御依頼したときは左記條項を遵守致しますから後日の爲め念證差入れます。

記

一、弊行が右のスタンプ押捺手形（以下貿易スタンプ手形と稱す）を擔保として貴行から御融通を受けた場合は勿論他行が右の貿易スタンプ手形を貴行に差入れ御融通を受けた場合に於ても右の貿易スタンプ手形の決濟については弊行に於て一切その責に任じ貴行に對し御迷惑を掛けません。

二、弊行各店より貴行に差入れた一切の擔保は他行から擔保として貴行に差入れた貿易スタンプ手形に關し生ずる危險に付き共通擔保となるものとし又貴行の御請求があるときは直に貴行御指定の擔保を差入れます。

三、スタンプの押捺を依頼する手形に付ては豫め弊行に於て使途、金額、期間等の妥當性並に期日に於ける決濟の確實性に付き十分調査することは勿論貴行に於て必要とされる書類は何時にても御請求に依り直に提出致します。

年　月　日

（第11號様式）

證

日本銀行	
總裁	殿
	銀行
	代表者
	印

兹に貴行から貴行に對し他行の押捺依頼に係る貴行御所定の貿易スタンプ手形を擔保として御融通を受けた節はさきに貴行に差入れてある手形割引取引及手形貸付取引に關する約定書の條項を遵守致しますことは勿論期日に於て右手形の決濟を受け得ない場合に於ても貴行に於てその實に任せ貴行に御迷惑を掛けません。念の爲め本證を差入れます。

年　月　日

銀行	
代表者	
	印

（第11號様式）

貿易スタンプ手形押捺依頼書

日本銀行御中　　昭和　年　月　日　（依頼者）

下記手形に付貴行に於て之を擔保として融通される旨のスタンプ押捺を願い度く依頼致します

手形種類	手形原因	受取人 職業氏名	振出人 職業氏名	支拂人 職業氏名	振出 年月日	支拂 年月日	手形期間	手形金額	スタンプ押捺 年月日	番號	備考
							日	圓			

（第12號様式）

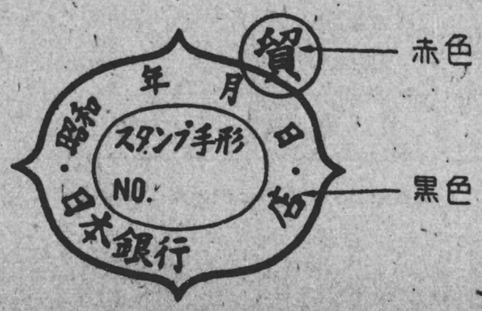

三、封鎖預金等の拂戻要領（昭和二十二年九月改正）

(イ) 自由支拂（現金又は封鎖支拂に非る支拂）となしうる場合と所要手續

拂出理由	拂出限度	所要書類	摘要
無所得者及小額所得者の生活費	月額八百圓と世帶主及世帶員各一人に對し二百圓の割で計算した金額との合計額	無所得あるいは所得額が上記の法定金額に滿たざることの市區町村長の證明書	一、小額所得者なる場合は上記の法定金額よりその月の所得額を差し引きたる金額を限度とする 二、無所得あるいは小額所得は世帶單位について云う ○世帶主又は同一世帶員名義預金
自由職業者の生活費	自由職業者（醫師、辯護士等指定個人事業者）毎月一人一五〇〇圓 但し昭和二十二年三月一日以後新に生じた第一封鎖預金の金額を超ゆることを得ない	定期的給與を受けざることの稅務署長の證明書	自由職業者とは告示第一〇七號で指定された左記の者で一般世帶の生活費以外に本項の拂戻の請求が出來る 一、鑛業、工業、土木建築請負業、土地建物賃貸業を營む個人事業主にして製品の販賣を營業せざる者 二、醫師、齒科醫師、獸醫師、助產婦、辯護士、計理士、著述業者、藝術製作者、市町村長、町內會長等にして他に職業なき者 ○本人又は同一世帶員の名義預金
一般人一人一、〇〇〇圓	引揚者の特別費	引揚證明書又は歸還登錄證明書	一、終戰後廿一年一月末迄の引揚邦人は戰災者として取扱わしむ 二、生活費の拂戻し又は携帶輸入金の引換あるときはその金額を控除する ○本人、同一世帶員又は同一戶籍內に在る者の名義預金に限る
	將校一人　五〇〇圓 下士官以下一人二〇〇圓		
	定期的給與	定期的給與の全額	給料、賃金、手當、賞與等にして分類所得、稅、健康保險料を除きたるもの ○事業者の場合は本人名義の預金に限る、但し個人事業者又は個人の場合は同一世帶員の名義のもの
	事業用雜費	使途別明細書（受領證請求書等）	一、寄付金、交際費、機密費等は除くこと 二、旅費に關しては近距離のものを除き旅行目的地迄の乘事賃及乘船賃その他當該事業者の內規又はこれに準ずるもの（支拂を受くる金融機關の店舖に纏め提出）により計算した金額の限度內に於て實情を勘案し査定する ○本人名義預金に限る、但し個人事業者の場合は本人又は同一世帶員の名義のもの
	結婚費	本人及媒酌人の連署證明書	○本人又は同一世帶員名義預金

葬祭費	一人 一、〇〇〇圓迄	死亡診斷書	○同 右		
教育費	別世帶學生一人に付 毎月 四〇〇圓 同一世帶のもの一人に付 毎月 二五〇圓	教育費用なる旨並に仕送人の住所、氏名記入ある在學證明書	○教育費仕送人又は同人と同一世帶員名義預金		
選擧費用	法定選擧費	衆議院議員等の候補者たることの證明書	○政黨知人、友人等他人名義の預金にても可		
組合給付金	共濟組合又は健康保險組合の年金給付金、傷病手當金及出產手當金の支給金額	代表者の記名捺印したる年金給付の明細書	勅令により設立せられたる組合なること		
自由支拂配當金等	自由支拂により支拂はるべき配當金、賞勵金、合併讓賣に伴う交付金、又は債券等の償還等の爲に要する金額	支拂簿又は之に準ずる書類並に自由支拂又は讓渡支拂いを爲すべき金額算出實例等	○本人名義に限る		
退職の際支拂をうける獻	給與支拂簿又は之に準ず		との規定によつて自由支拂をうけた者は支		

（ロ）封鎖支拂（封鎖預金の振替、付替、封鎖小切手又は封鎖支拂票による支拂）をなしうる場合と所要手續

獻勞金退職金	勞金、退職金等のうち、退職者の退職時の經常的月收の三ヶ月分	る書類、受給者別退職金支拂明細書	拂を受けた月より三ヶ月間は無所得者としての生計費拂戻しを受けることは出來ない	
學生生徒の教科書等の購入費（入學又は新學期開始の場合）	中等學校生徒一人 二〇〇圓以內 中等工業學校〃 三〇〇圓以內 高等學校〃 大學豫科〃 專門學校〃 教員養成機關を含む〃 四〇〇圓以內 大學〃 六〇〇圓以內 理科醫科の大學〃 八〇〇圓以內（上記所要金額の中五〇〇圓は各人生活費より支拂いのこと）	學校長の發給する教科書等購入證明書	拂出を爲し得る期間は入學許可又は新學期開始の日より一ヶ月とすること ○本人若は同一世帶員名義又は教育費仕送人若は同人と同一世帶員の名義預金	
大藏大臣の許可を受けたる場合	（ハ）參照			

摘要	所要書類	提出限度	提出理由
○事業者の場合は本人名義預金に限る、個人事業者又は個人の場合は本人又は同一世帯員の名義預金	給與支拂者又はこれに準ずる書類 受給者別支拂明細書（臨時的給與をなすべき事由等を知るに足る書類添付のこと）	賞與、退職金その他の臨時的給與の金額、但し退職時における自由支拂額を除く	賞與金、退職金その他の臨時的給與
金融機關、證券引受業者又はヒルフローカーに對する債務に限る	債務證書（公正證書に非ざることは當事者の合意）	中一年三月八日後新に生じたる債務者の新規預金額	債務辨濟
○本人又は同一世帯員の名義預金	支拂請求書等	保險料、郵便積立金、定期積金掛金、無盡掛金等	保險料、掛金等
○事業者の場合は本人名義預金 事業者以外個人の場合は本人又は同一世帯員の名義のもの	納稅告知書等	金融緊急措置令施行規則により新圓支拂を認められた公租公課支拂の資金とする金額（備考三參照）	公租公課
○本人又は同一世帯員名義預金	預貯金通帳等にて預貯の記入を受けた定期券購入證明書	賃　　金	定期券購入費
○個人の場合は本人又は同一世帯員の名義預金、法人の場合は本人名義のものに限る	支拂請求書	醫師、病院等の醫療費又は辨護士、計理士等の報酬手數料の支拂金額	自由業者に對する報酬手數料等
○事業者の場合は本人名義預金に限る、個人事業者又は個人の場合は本人又は同一世帯員の名義のもの	支拂請求書等	家賃、地代又は事業用若しくは事業用資産の賃借料	家賃等賃借料
	連合國最高司令部の指令	閉鎖機關が行ふ預金の支	閉鎖機關の支拂

摘要	所要書類	提出限度	提出理由
1. 事業資金明細書記載要領 2. 所用事業資金を必要とする事由 （イ）原材料費（ロ）人件費、（ハ）用役關係費用、（ニ）施設關係費用 3. 4. 5. 其他生産高又は加工高、收入高參考事項　○預金名義は同右	事業資金明細書其他（臨時資金融通法の許可書又は當官廳若くは統制團體の證明書）	事業の目的たる業務施行上必要なる住宅、農業用建物、工場の修理又は建設に要する建築材料其他材料費人費	事業資金
○個人の場合は本人又は同一世帯員の名義預金、法人の場合は本人名義のものに限る	支拂請求書	醫師、病院等の醫療費又は辨護士、計理士等の報酬手數料の支拂金額	自由業者に對する報酬手數料等
○本人又は同一世帯員名義預金	預貯金通帳等にて預貯の記入を受けた定期券購入證明書	賃　　金	定期券購入費
○事業者の場合は本人名義預金 事業者以外個人の場合は本人又は同一世帯員の名義のもの	納稅告知書等	金融緊急措置令施行規則により新圓支拂を認められた公租公課支拂の資金とする金額（備考三參照）	公租公課
○本人又は同一世帯員の名義預金	支拂請求書等	保險料、郵便積立金、定期積金掛金、無盡掛金等	保險料、掛金等
○事業者の場合は本人名義預金に限る、個人事業者又は個人の場合は本人又は同一世帯員の名義のもの	支拂請求書等	家賃、地代又は事業用若しくは事業用資産の賃借料	家賃等賃借料
	連合國最高司令部の指令	閉鎖機關が行ふ預金の支	閉鎖機關の支拂

金	拂又は閉鎖機關に對して爲す支拂金	書又は大藏大臣の指示書	
供託金	供託の爲にする金額	供託を必要とすることを知るに足る證明書	供託金の供託とは供託法により供託する場合に限る ○本人又は同一世帶員の名義預金
公の競賣代金	公の競賣手續に於ける競賣又は入札の保證金及競落又は入札代金支拂いに要する金額	支拂を爲す要あることを知るに足る書類	○本人又は同一世帶員の名義預金
家族扶養費	別世帶家族に對する六ヶ月分扶養費の送金	世帶を異にし事實上扶養關係にある旨の市區町村長の證明書別及び世帶家族が無所得なることの市區町村長の證明書	○世帶主又は同一世帶員の名義預金
授業料入學金等	中等學校以上の授業料、入學金及實驗費	授業料（教育費）の記入ある在學證明書及授業料の金額、納期を知るに足る書類	拂出を受け得る預金者の名義は本人又は本人と同一世帶にある者又は教育費の仕送りを爲す者の名義なること ○本人若は同一世帶員の名義預金又は教育

		學金、實驗費の納入通知書又は之に準ずる書類	費仕送人若は同人と同一世帶員の名義のもの
罹災者の住宅購入費	一世帶三〇、〇〇〇圓を限度とする住宅の購入、建築又は修理費	現に居住すべき住居を有せざることの市區町村長の證明書及價格の適正入手確實を證する書類	建物疎開を命ぜられた者及終戰後の引揚邦人を含む ○本人又は同一世帶員の名義預金
預金等の預換	1. 預金等種目の變更 2. 住所變更による預け換 3. 數店舖に散在する預金等の集中 4. 事業者の本支店間の送金 5. 事業者代理店間の送金	同一金融機關に對する預金に限る	
債券等の償還資金を以て債券等へ乘換應募又は	公社債の償還を受けたる資金を以てする當該債券等の乘換應募、既存株式	公社債の應募又は引受申込書 拂込を要する金額を知る	乘換應募は當該社債に付行う場合に限る

既存未拂込株式等の拂込	又は出資の拂込に要する金額	に足る書類	
既存公社債株式の買入	昭二十一年二月十七日現存の公社債（無記名のものを除く）又は株式等の買入に要する資金	賣買契約書又は之に代るべき書類 ○事業者の場合には本人名義に限る 個人事業者又は個人の場合は本人又は同一世帶員の名義のもの	
封鎖支拂配當金等	封鎖支拂により支拂わるべき配當金、殘餘財産の分配金、合併減資による交付金又は債券の償還等に要する金額	支拂原簿 ○本人名義に限る	
大藏大臣の認可を受けたる場合	（一）參照		

（備考）一、摘要欄中の○印は預金拂出の權利者の名義の範圍を示す。
二、拂出に付ては金融通帳を呈示すること（金融通帳なきときは米穀通帳又は米穀以外の物資配給通帳）
三、封鎖支拂いによる納付をみとめられた公租公課の範圍は次のとおり。
(1)、昭和廿一年分以前の賦課課税による所得税

(2)、源泉で徴收する所得税のうち封鎖支拂で源泉徴收したもの
(3)、財產税、戰時補償特別税（大部分が徴收ずみでまたすでに納税した分に第一封鎖からの納税を認めたので均衡上やはり第一封鎖で納税していいことにした）
(4)、地租、家屋税とこれらの附加税（地代、家賃に封鎖拂を認めているので地租なども封鎖で納めていいこととにした）
(5)、昭和廿二年分以降の申告納付にかかる所得税で、税務署長の指定した金額（九月一日以後の所得税は新圓で納付しなければならないが、このうち封鎖による所得も豫想されるのでその分は税務署長が指定した場合には封鎖で納税していいことにした）
(6)、法人税、特別法人税、相続税、贈與税、通行税、増加所得税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、物品税、有價證券移轉税、關税、噸税などで税務署長または税關長の指定した金額
(7)、府縣民税、市町村税で當該地方税を徴收する都道府縣その他地方公共團體の長が指定した金額

(八) 大藏大臣の許可を必要とする場合の手續

封鎖預金等の支拂いにつき、個別的に大藏大臣の許可を必要とする場合の主なものをかかげれば次の通りである。

一、自由支拂を許可されるもの

(イ) 榮養補給費　申請に榮養補給を必要とする旨の醫師の診斷書を添付するを要する。大體一ヶ月に六百圓を限度として許可される。

(ロ) 旅　費　市區町村長の旅行證明書、旅費明細書を添付するを要する。目的地までの往復乘車、乘船賃およ

び途中雑費につき査定の上許可される。

(ハ) 移轉費　市區町村長の轉入許可證明書、移轉費用明細書、代金請求書を添付するを要する。但し荷物運賃は封鎖支拂いである。その他の現金支拂いを必要とする諸掛りについて査定の上許可される。

(ニ) 戰災者の生活必需物資購入費　戰災者にして、從來生活必需物品購入資金の自由支拂を受けなかつた者は戰災者に對し生活必需品の配給あるとき、その配給物資の購入の爲必要なる金額の範圍内で拂戻しが許可される。自由支拂の限度は、五人まで二千圓、六人以上二千五百圓である。生活必需品の配給を證する書類及び生活必需品購入計劃明細書を添付するを要する。

二、封鎖支拂を許可されるもの

(イ) 寄付金　寄付の事實を證明するに足る書類添付を要する。

(ロ) 株式等の拂込金　金融緊急措置令施行以前の既存株式その他前記封鎖支拂の項に列擧した場合以外の株式の拂込、債券の買入等のため封鎖支拂を行おうとするときは個別的に申請して大藏大臣の許可を得なければならない。

(ハ) 移轉費　市區町村長の轉入許可證明書、移轉費用明細書及び代金請求書を添付するを要する。

(ニ) 舊債返還　昭和二十一年二月十七日現存の債務の元本及利息について審査の上許可される。債務證書（公正證書に非るときは當事者の念書）を添付することを要する。

以上のような場合において、封鎖預金の拂戻につき大藏大臣の許可を申請するには、金融機關を經由して次のような様式の許可申請書を提出しなければならない。

封鎖預金等支拂許可申請書

大藏大臣　殿

昭和　年　月　日

申請者の住所
職業氏名又は商號
（代表者氏名）　㊞

（經由金融機關店舗名
（電話番號、担當者）

標題ノ件ニ關シ左ノ通及申請候也

一、封鎖預金等ノ支拂ヲ受ケントスル金融機關ノ店舗名

二、封鎖預金等ノ種類

三、支拂ノ方法、金額及時期

四、支拂ヲ必要トスル事由

五、其ノ他參考トナルベキ事項

第三部　主要認可、許可申請案内

一、事業設備新設、擴張、改良許可申請

法人および個人を問わず事業設備を新設、擴張または改良せんとするときは、臨時資金調整法第四條の二により生産設備資金については五萬圓、その他は三萬圓以上の場合は、つぎの許可申請書および計畫明細書を日本銀行資金調整局に提出し許可をえなければならない。申請書の樣式はつぎのとおりである。

事業設備新設（擴張、改良）許可申請書

別紙事業設備新設（擴張、改良）ノ件臨時資金調整法第四條ノ二ニ依り御許可相受度此段及申請候也

昭和　年　月　日

住所
商號又ハ名稱
公稱資本金及拂込資本金
氏名又ハ代表者　　印

大藏大臣
農林大臣　殿
商工大臣　殿

（擔當者氏名
電話番號　　）

（別紙）

事業設備新設（擴張、改良）計畫明細書

一、事業設備ノ新設（擴張、改良）ヲ爲サントスル事由

二、事業設備新設（擴張、改良）ニ關スル計畫ノ明細

設備計畫名（例ヘバ○○工場○○製造設備新設）

場所（○○縣○○郡（市）○○町（村）○○）

(一)土地

(1)購入地

用途	所在地番	地目	地積	單價	買入價額	整地費	買入先	備考
計								

(2)借地

用途	所在地番	地目	地積	整地費	借入先	賃貸價格	備考

(3)所有地

用途	所在地番	地目	地積	整地費	備考

（備考）

一、用途ハ○○工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等ニ區別スルコト

二、地目ハ現況ニヨリ田、畑、宅地、山林、原野ニ區分スルコト

三、買入價額ニ付テハ分割拂ナルトキハ其時期並金額ヲ附記スルコト

四、借地ニ付テハ今後借入ルルモノ、現在借入中ノモノノ區別ヲ特記スルコト

(二)建物其他工作物

(1)新規建設分（現有分並ニ賃借分ノ改良、修繕等ヲ含ム）

種別	構造	棟數	延坪	單價	建設費	備考
計						一、新規建設、改築等ノ區別ヲ明カナラシムルコト 二、請負人氏名等記載ノコト
建物附帶工事						
其ノ他工作物						
合計						

(2)既存買收分

種別	構造	棟數	延坪	單價	買入價額	備考
計						買入先記載ノコト
建物附帶工事						
其ノ他工作物						
買收建物ニ關スル移轉改築費						
合計						

(3)資材關係

(備考)

イ、本表ノ指定生産設備ニ関スル事項ハ別紙様式ノ機械設備明細表ニ記載スルコト

ロ、使途別欄ニハ例ヘバ建築ノ場合ニハ建築工場用事務所用又ハ附帯施設用トイフ如ク記載スルコト

ハ、機械製作修繕ニ要スル材料ノ受ケ入レ又ハ払出ニ関スル事務ハ倉庫係ノ担当トシ其ノ受払ニ関スル帳簿ハ倉庫係ニ於テ之ヲ備ヘ付ケ置クモノトス

ニ、本表ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ホ、本表ノ金額ハ原則トシテ購入価額ニ依ルモノトス

ヘ、手持材料ニ付テハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ト、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ヲ記載スルニ当リ其ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

チ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

リ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ヌ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ル、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ヲ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ワ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

カ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヨ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

タ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

レ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ソ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ツ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ネ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ナ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ラ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ム、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ウ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヰ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ノ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

オ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ク、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヤ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

マ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ケ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

フ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

コ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

エ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

テ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ア、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

サ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

キ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ユ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

メ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ミ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

シ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヒ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

モ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

セ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ス、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

計	四半期別	素材名	使途別	品種 等寸規格	数量	金額	使用数量	内 手持 数量	内 手持 金額	内 要調製 数量	内 要調製 金額	摘要

(三)機械

(1)新規購入分(改修ヲ含ム)

計	原動機械 計	工製用造又機械ハ加	装置ノ他計機械	分類 名称	種類能式	数量	単価	価額	入又買ハ入先	定納時入期	備考
											コカハ改トナ実施ラノ分ニ付ムヲ明テ

(2)既存買収分

合計	移転補償金	器具 計	装置ノ他計機械	用製造計機械又ハ加工	原動機械	分類	
						名称	
						種類能式	
						数量	
						単価	
						価額	
						先買入	
						定納時入期	
						備考	

(3)資材関係(作製改修付等ノ場合ニ於テ資材ヲ必要トスル作業ニ使用スル機械装置ニ付テ記入シ且ツ其ノ作業ニ要スル電力、ガス、石炭ノ類ヲ記入スルコト)

計	四半期別	資材名	使途別	品種 等寸規格	使用数量	内 手持 数量	内 手持 金額	内 要調製 数量	内 要調製 金額	摘要

(備考)

イ、本表ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ロ、使途別欄ニハ例ヘバ建築ノ場合ニハ建築工場用事務所用トイフ如ク記載スルコト

ハ、機械製作修繕ニ要スル材料ノ受ケ入レ又ハ払出ニ関スル事務ハ倉庫係ノ担当トシ其ノ受払ニ関スル帳簿ハ倉庫係ニ於テ之ヲ備ヘ付ケ置クモノトス

ニ、本表ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ホ、本表ノ金額ハ原則トシテ購入価額ニ依ルモノトス

ヘ、手持材料ニ付テハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ト、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

チ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

リ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ヌ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ル、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ヲ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ワ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

カ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヨ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

タ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

レ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ソ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ツ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ネ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ナ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ラ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ム、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ウ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヰ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ノ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

オ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ク、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヤ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

マ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ケ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

フ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

コ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

エ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

テ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ア、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

サ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

キ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ユ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

メ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ミ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

シ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

ヒ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

モ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

セ、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ数量ニ換算シ難キ材料ニ付テハ重量ヲ以テ換算スルコト

ス、本表ニ指定生産ノ為メ使用スル材料ノ金額ハ指定生産ノ為メ使用スル分ニ限リ之ヲ記載スルコト

計	製品名	生産能力 数量	生産能力 金額	生産数量想高 数量	生産数量想高 金額	主要納入先

(四)生産高、又ハ加工高、収入高

(1)現在ノ生産能力並ニ実際生産高(一ケ年)

計	製品名	生産能力 数量	生産能力 金額	最近一ケ年間ノ生産高 数量	最近一ケ年間ノ生産高 金額	四半期ノ実績(自〇〇月至〇〇月) 数量	四半期ノ実績(自〇〇月至〇〇月) 金額	主要納入先

(2)設備ノ新設(拡張、改良)ニ因ル増加生産能力ニ生産予想高(一ケ年)(増加分ノミ記載スルコト)

(五)着工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期

但シ設備ノ完了ニ先チ一部運転開始ヲナスモノアル場合ニハ当該設備ノ種類、生産品名、並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

三、本件計画ニ要スル資金調達方法

(六)所要運転資材

(1)現在ノ所要運転資材(一ケ月)

計	資材名	数量	単価	価額	入手先又ハ路	現在保有数量	現在保有金額	備考

(2)設備ノ新設(拡張、改良)ニ因ル増加運転資材(一ケ月)(増加分ノミ)

計	資材名	数量	単価	価額	入手先又ハ路	備考

(備考)

一、資材名欄ニハ原材料ノ外燃料ニ要スル電力、ガス、石炭等ノ動力ニ付テモ記入スルコト

二、各月ノ所要運転資材ニ著シキ増減アル場合ニハ其ノ情ヲ附記スルコト

支出区分	総額	自己資金				その他	備考
		手許資金（自由預金ヲ含ム）	封鎖預金等	特殊預金等	借入金	第二回以後ノ損失補塡ニ充ツル政府補助金等	
昭和〇〇年第〇〇四半期							
第〇〇四半期							
計							

（備考）

一、封鎖預金、特殊預金等ニ付テハ其預ケ先、預貯金種類等ヲ備考欄ニ記入ノコト

二、借入金ニ付テモ借入先等備考欄ニ記入ノコト

三、自己資金及借入金ニ依リ賄フモノノ内、将来脊資、第二回以後ノ株金拂込、社債發行等ニ依リ塡補スルモノハ其塡補時期及金額等記入ノコト

（添附書類）

一、計畫土地附近略圖及工場擴充計畫要圖

二、最近ノ貸借對照表、又ハ月末殘高計算表、損益計算書、並ニ收支目論見書

（法人以外ノ者ニアリテハ右ニ準ズル書類）

三、積卸貨蓙内譯及預金現在高預ケ先種類等内譯（當座借越契約アルトキハ其ノ極度額及未使用額）

四、民需轉換、業務制限會社、賠償工場關係ノ許認可ヲ要スベキ場合ハ其ノ許認可書寫

（註）船舶關係の事業設備新設、擴張、改良にはとくにつぎの樣式の事業計畫明細書を添えねばならない。

船舶ニ關スル事業計劃明細書中主要事項記載樣式

（注意）一、本明細書ハ各項目毎ニ各々別ノ用紙ニ記入シ申請者名ヲ記入スルコト

二、本明細書ハ申請書三通ニ夫々添付スル外、別ニ一通調製ノコト

一、註文者、製造者、製造場所及船價

註文者

製造者 ― 造船番號

製造場所

船價 （噸當リ 圓）

二、船舶ノ種類及船質竝主要寸法

種類 貨物船（ 型）

船舶改善委員會決定

貨客船

船

漁船

其ノ他特殊船（油槽船、浚渫船等）

船質

船體主要寸法

全長

長（垂線間）

幅

深

滿載吃水

甲板層數

甲板間ノ高サ

三、性能

總噸數

重量噸數

航行區域（遠洋航路、近海航路、沿岸航路別）

速力

經濟出力

試運轉ニ於ケル速力

航續距離

艙口ノ數及大サ

テリツクノ數及能力

四、燃料消費量（二四時間）

石炭

重油

其ノ他

五、造船假契約、起工竣工等工事進捗豫定期

假契約 年月日

起工 年月日（若ハ龍骨据付時期）

肋骨建揃 年月日

進水 年月日

竣工引渡 年月日

六、本船ノ使途

實際就航路（冬期 夏期 等）

積載貨物別數量

自營又ハ傭船若ハ兩者兼用

七、參考事項

現有船舶隻數竝總噸數及重量噸數

（内、何隻何噸徵用中、何隻何噸建造中）

船員履傭方法

二、會社の目的變更認可申請

資本金二十萬圓以上の會社が定款にかかげる目的を變更せんとするときは、臨時資金調整法施行細則第八條により、つぎの申請書を日本銀行資金調整局に提出認可をうけねばならない。（添付書類中事業計畫明細書は一の事業設備新設擴張、改良申請の場合の事業計畫明細書樣式による。）

申請書の様式はつぎのとおりである。

目的變更認可申請書

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
三、會社ノ現在ノ目的ノ變更後ノ目的
四、目的ノ變更ヲ必要トスル事由
五、目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
右目的變更ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

昭和　年　月　日

住所
商號又ハ名稱
代表者　㊞

大藏大臣　殿
商工大臣　殿

（注意）

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコト
(1)目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノ、謄本
(2)定款竝ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿
(3)目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
二、申請書竝ニ添附書類ハ正一通及副三通本行本店又ハ支店ヘ提出スルコト
三、國家ガ補助金、助成金又ハ奬勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

三、會社の合併認可申請

合併後の資本金が二十萬圓以上になる場合の會社合併は、臨時資金調整法施行細則第七條により、つぎの申請書を日本銀行資金調整局に提出認可を得なければならない。（添付書類中事業計畫明細書は一の事業設備新設、擴張、改良申請の場合の事業計畫明細書様式による。）

申請書の様式はつぎのとおりである。

會社合併認可申請書

一、合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱（合併當事會社全部ニ付キ）
二、合併スル會社ノ目的竝ニ資本金額及拂込資本金額
三、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
四、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的竝ニ資本金額及拂込資本金額
五、合併ノ時期及方法
六、合併ヲ必要トスル事由
七、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要
右合併ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

昭和　年　月　日

住所
商號又ハ名稱
代表者　㊞
住所
商號又ハ名稱
代表者　㊞

大藏大臣　殿
商工大臣　殿

（注意）

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト
(1)合併ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノ、謄本
(2)合併契約書ノ謄本
(3)合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款竝ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
(4)合併スル會社ノ定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書株主名簿
二、合併ガ新立合併ナル場合ニ創立總會ニ於テ前揭(3)ノ定款ヲ變更シタル時又ハ創立總會ノ終結ガ會社合併認可ノ日ヨリ六ケ月以上ヲ經過セル後ナル時ハ會社ハ創立總會ノ終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ提出スルコト
三、申請書竝ニ添附書類ハ正一通及副三通本行本店又ハ支店ヘ提出スルコト

四、會社の設立認可申請

資本金二十萬圓以上の會社を設立する場合は、臨時資金調整法施行細則第五條により、つぎの認可申請書を日本銀行資金調整局に提出認可をえなければならない。（添付書類中事業計畫明細書は一の事業設備新設、擴張、改良申請の場合の事業計畫明細書様式による。）

申請書の様式はつぎのとおりである。

會社設立認可申請書

一、申請者ノ住所及氏名（申請者ハ發起人又ハ社員タルベキ者）
二、會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
三、會社ノ目的タル事業ノ大要
四、會社ノ設立ヲ必要トスル事由
五、會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達ノ方法
六、第一回拂込ノ時期及金額
右會社設立ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度比段申請候也

昭和　年　月　日

住所
氏名　㊞

大藏大臣　殿
商工大臣　殿

（注意）
一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコト
(1)定款（公證人認證ヲ要ス）、委任狀（發起人代表ニ對スル）、株式引受證定書及發起人略歷
(2)事業計畫明細書及事業收支目論見書

二、會社ノ創立總會ニ於ケル前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六ケ月以上ヲ經過セル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ提出スルコト
三、申請書竝ニ添附書類ハ正副四通本行本店又ハ支店ヘ提出スルコト
四、國家ガ補助金、助成金又ハ奬勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

五、會社の增資認可申請

增資後の資本金が二十萬圓以上になる會社が資本增加するときは、臨時資金調整法施行細則第六條により、つぎの申請書を日本銀行資金調整局に提出認可を得なければならない。（添付書類中事業計畫明細書は(1)の事業設備新設、擴張、改良申請の場合の事業計畫明細書樣式による。）（拂込は原則として全額拂込を要する。）

申請書の樣式はつぎのとおりである。

資本增加認可申請書

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
二、會社ノ現在ノ資本金
三、資本增加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
四、資本增加ノ方法（株金增加、株數增加又ハ其双方ノ何レヲリヤヲ詳細ニ記載スルコト）
五、資本增加ヲ必要トスル事由
六、資本增加ニ依リ調達スル資金ノ使途
七、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルヽモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金調達方法

右資本增加ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度比段申請候也

昭和　年　月　日

住所
商號又ハ名稱
代表者　㊞

大藏大臣　殿
商工大臣　殿

（注意）
一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコト
(1)資本增加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノ、謄本
(2)定款竝ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿
(3)資本增加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

二、新株募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本增加ノ認可ノ日ヨリ六ケ月以上ヲ經過セル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ提出スルコト
三、申請書竝ニ添附書類ハ正副四通本行本店又ハ支店ヘ提出スルコト
四、國家ガ補助金、助成金又ハ奬勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

六、會社の株金拂込催告許可申請

資本金二十萬圓以上の會社が株金拂込催告をする場合は、臨時資金調整法施行細則第九條により、つぎの申請

書を日本銀行資金調整局に提出許可をえなければならない。(拂込は原則として全額拂込を要し未拂込はみとめられないことになつている。)(添付書類中事業計畫明細書は(1)の事業設備新設、擴張、改良申請の場合の事業計畫明細書様式による。)

申請書の様式はつぎのとおりである。

株金拂込備書許可申請書

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
三、株金ノ拂込ノ時期及金額(一株宛及總額双方記載スルコト)
四、株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
五、株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ使途
六、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルヽ場合ハ之ニ關スル計畫及其ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

右株金拂込備告ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御許可相受度此段申請候也

昭和　年　月　日

住所
商號又ハ名稱
代表者

大藏大臣　殿
商工大臣　殿

(注意)

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコト
(1)定款竝ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿竝取締役會決議錄又ハ之ニ準ズルモノ
(2)株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
二、申請書竝ニ添付書類ハ正一通及副三通本行本店又ハ支店ヘ提出スルコト
三、國家ガ補助金、助成金又ハ奬勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

第三　機構名簿篇

凡例

一、本篇においては本邦金融機関概観、本邦における銀行信託および損保の合併史ならびに官職、日銀、主要銀行、生保、損保、証券会社、各団体など金融関係会社団体の機構、沿革主要職員の氏名、住所、略歴を網羅集載し、財界追放以後の金融界の全貌の紹介につとめた。

二、資料は主要なるものについては責任者の報告により、残餘は日銀考査局調査資料にもとずき、三月末現在を一應の目安にし、その後の異動もできるだけ收錄した。この資料執筆には、當時の日銀秘書室の山田、笠木氏、勤銀調査部の調歷氏、興銀調査部の武田氏、三菱秘書室の桂川氏、住友東京事務所の松原氏、農林中金の水崎氏等一方ならぬ援助をえてゐる。

三、職員錄の配列順序は大體左のとおりである。

役名、氏名、年齡、(アラビア數字)前職名(カッコ內)に參職名その他、卒業年次、學校名、住所、電話番號

本 預 貯 一 売 券 政府支拂 貯蓄銀行 資

図表ノ一　本邦金融機構系統図（昭和21年11月興銀調）

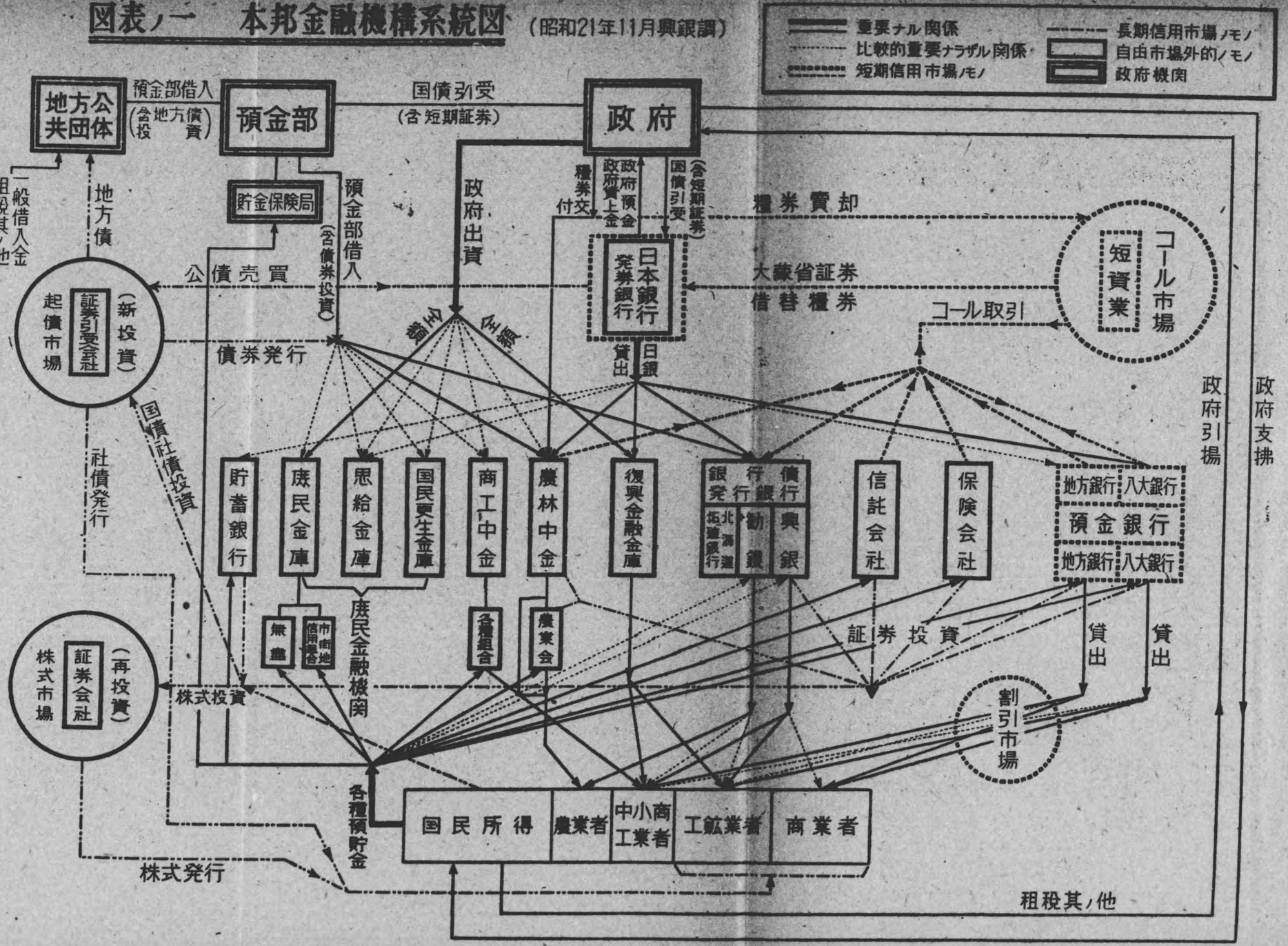

本邦金融機構系統圖解説

一、本圖は本邦の金融機構の系統を、資金循環の經路を多少とり入れて圖表化したものである。本邦の金融機關の性格は、我國資本主義經濟の後進性と異質性を反映して著しく錯綜し、かかる圖表化によつてはその本質を十分に表現することはできない。

本邦の金融機關は、これを大別すれば、預金部、特殊銀行、金庫等を中心とする國家的金融機關、八大銀行や地方銀行によつて代表される預金銀行、貯蓄銀行、信託會社、證券會社などの民間金融機關に分けられるが、他國とくらべて、もつとも注意すべきことは、過去において國家的金融機關と民間金融機關との關係が、他國に見られないほど密接であつたことである。

二、國家的金融機關の特色　急速なる資本主義化の必要と、急速、かつ大規模なる資本主義化によつてもたらされた諸矛盾、とくに經濟發展の脆弱性と證券市場の未發達とは、わが國において、國家の保護と監督の下に、特殊の任務を有する國家的金融機關の發生と存續とを必要ならしめた。かかる金融機關の第一の系列は、日銀と他國と同様、金融調節の機關としての役割を果すものであるが、日銀の場合は、他國の中央銀行とは異つて、國家財政の補助機關としての役割を果すものとして發生したものであつた。

三、金融市場の特色　上述した各種の金融機關は、それぞれ著しい特色をもつつも、あるいは短資業者等を補助として、コール割引市場を通じて短期資金の交流を行い、あるいは證券引受會社、證券會社を補助として起債、證券市場を通じて長期資金の循環を行つている。

四、金融機關の特色　一般に金融機關は、その業務が、主として短期信用の授受にある點から、商業銀行とも呼ばれている。これ等銀行の特色とも見られる點は、八大銀行は、産業銀行的性格を多分に持つていたという點であり、地方銀行にあつては、それが著しく劣勢であるという點である。わが國の預金銀行をして、かかる性格をもたしめた根本的な原因は、わが國經濟の後進性と異質性にほかならない。

右のほかに、わが國には、小産者の貯金の安全確實なる保管者としての貯蓄銀行と、その資金運用の必要から金融機關としての機能をいとなむ保險・信託會社があるが、これ等金融機關の金融界に占める比重は、他國に比してかなり低位であり、此點においても、從來財閥の勢力が壓倒的に大きく、財閥銀行の外廓機關のような機能を果していた。

図表ノ一　本邦金融機構系統図（昭和21年11月興銀調）

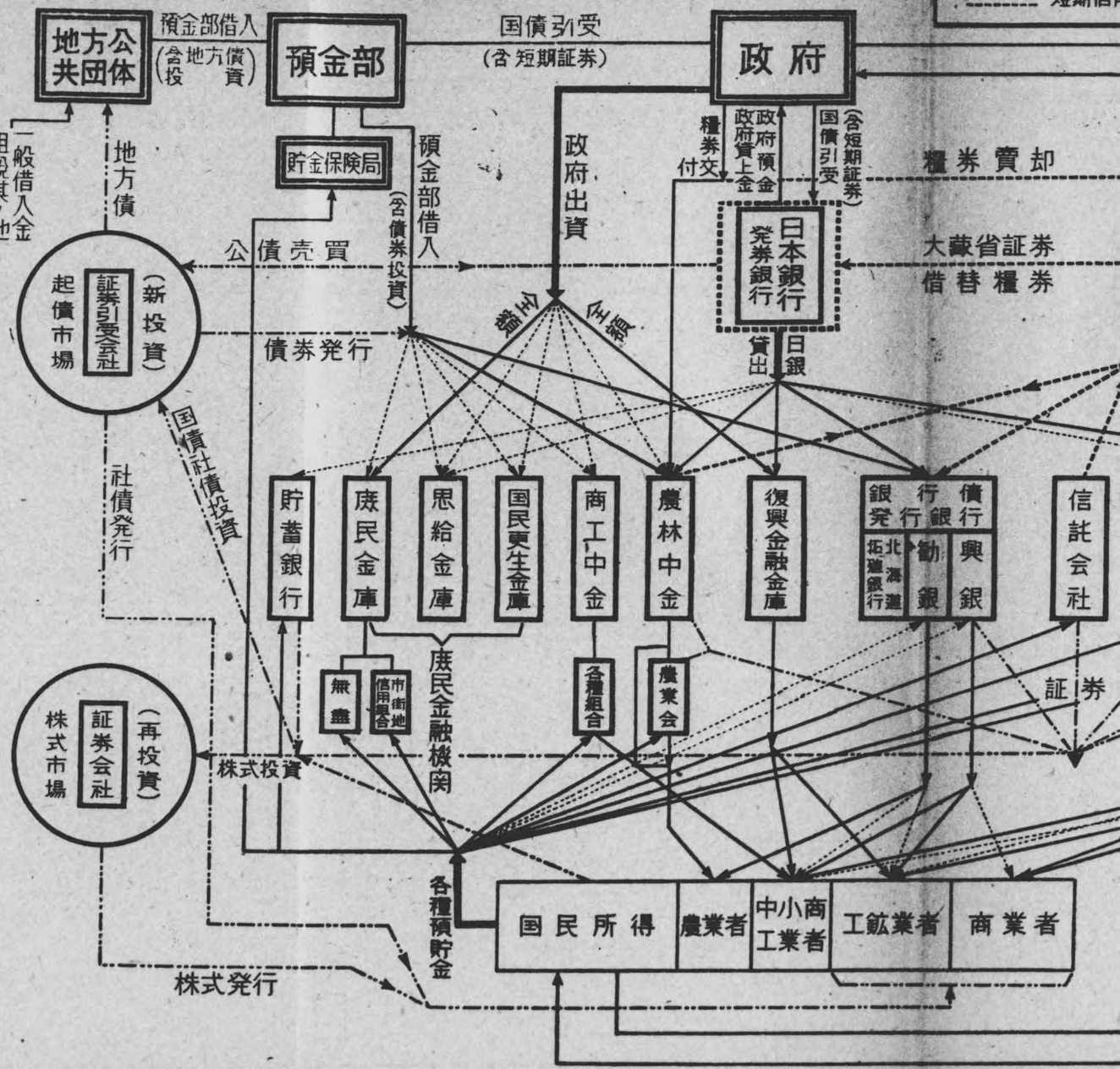

本邦金融機構系統圖解説

一、本圖は本邦の金融機構の系統を、資金循環の經路を多少とり入れて圖表化したものである。本邦の金融機關の性格は、我國資本主義經濟の後進性と異質性を反映して著しく錯綜し、かかる圖表化によつてはその本質を十分に表現することはできない。

本邦の金融機關は、これを大別すれば、預金部、特殊銀行、金庫等を中心とする國家的金融機關、八大銀行や地方銀行によつて代表される預金銀行、貯蓄銀行、結果において金融機關と同じ機能をいとなむ保險會社および信託會社などに區分されるが、他國とくらべて、もつとも注意すべきことは、過去において國家的金融機關と財閥銀行の果して來た役割の大きいことである。

二、國家的金融機關の特色　急速なる資本主義化の必要と、急速、な資本主義化によつてもたらされた諸矛盾、とくに經濟發展の脆弱性と證券市場の未發達とは、わが國において、國家の保護と監督の下に、特殊の任務を有する國家的金融機關の發生と存續とを必要ならしめた。かかる金融機關の第一の系列は、日銀を先頭とする特殊銀行であり、第二の系列は復金、農中等の諸金庫であり、第三は預金部である。もちろん、これ等の金融機關は、その成立の時期と目的とを夫々異にし、また經濟界の進展にともなつて、その機能に變化があり、國家金融機關としての色合いにも消長があつたことはいうまでもない。しかし、これ等の機關がわが國經濟の後進性（資本蓄積の低位と證券市場の未發達）を克服するために、またわが國經濟の異質性（近代的産業の外周に停滯する中小商工業と零細農漁業、そしてこれと寄生的に結合する問屋個人的金貸、頼子講、網元などの存在）を克服するために、過去において果し、また現に果しつつある役割は著大である。そしてこれ等の金融機關を前述した二つの役割より大別すれば、前者に屬するものとして、日銀、興銀、預金部を、後者に屬するものとして、勸銀、北拓、農中、商中、庶民、恩給等の諸金庫を指摘し得るであろう。

三、預金銀行の特色　八大銀行、地方銀行によつて代表される預金銀行は、その業務が、主として短期信用の授受にある點から、商業銀行とも呼ばれている。これ等銀行の特色とも見られる點は、八大銀行は、産業銀行的性格を多分に持つていたという點であり、地方銀行にあつては、それが著しく劣勢であるという點である。わが國の預金銀行をして、かかる性格をもたしめた根本的な原因は、わが國經濟の後進性と異質性にほかならない。

右のほかに、わが國には、小産者の貯金の安全確實なる保管者としての貯蓄銀行と、その資金運用の必要から金融機關としての機能をいとなむ保險・信託會社があるが、これ等金融機關の金融界に占める比重は、他國に比してかなり低位であり、此處においても、從來財閥の勢力が壓倒的に大きく、財閥銀行の外廓機關のような機能を果していた。

四、金融市場の特色　上述した各種の金融機關は、それぞれ著しい特色をもちつつも、あるいは短資業者等を補助として、コール割引市場を通じて短期資金の交流を行い、あるいは證券引受會社、證券會社を補助として起債、證券市場を通じて長期資金の循環を促進し、各方面に對する貸出と共に彼等の積極的業務を遂行する。またこれらの各市場は、逆に上記の金融機關を通じて相互に關連統通し合い、ここに現實の錯綜した金融機構を形成する。しかし、すでにのべたわが國經濟の後進性は、これ等市場の未發達な狀況として、もつとも特徴的に表現されている。すなわちわが國コール市場は、イギリスにおける手形割引資金、アメリカにおける證券取引資金の需給場たる如き役割を果し得ず、せいぜい手形決濟資金の需給場としての意味しかもち得ない。割引市場もいうよりは、銀行が企業者の振出せる手形を割引き買取る市場の意味に局限せられている。起債市場の未發達なる狀況は、産業資金の調達における會社債の割合の低位なることおよび株式の多くが緣故募集によつて調達されて來たことよりして明かである。この際においても、短期市場における大藏省證券、長期市場における國債の地位のきわめて大なることが注意されねばならない。

（興銀調査部栗川氏の解説要約）

（圖表の二）　主要銀行合同系譜　（日銀考査局調）

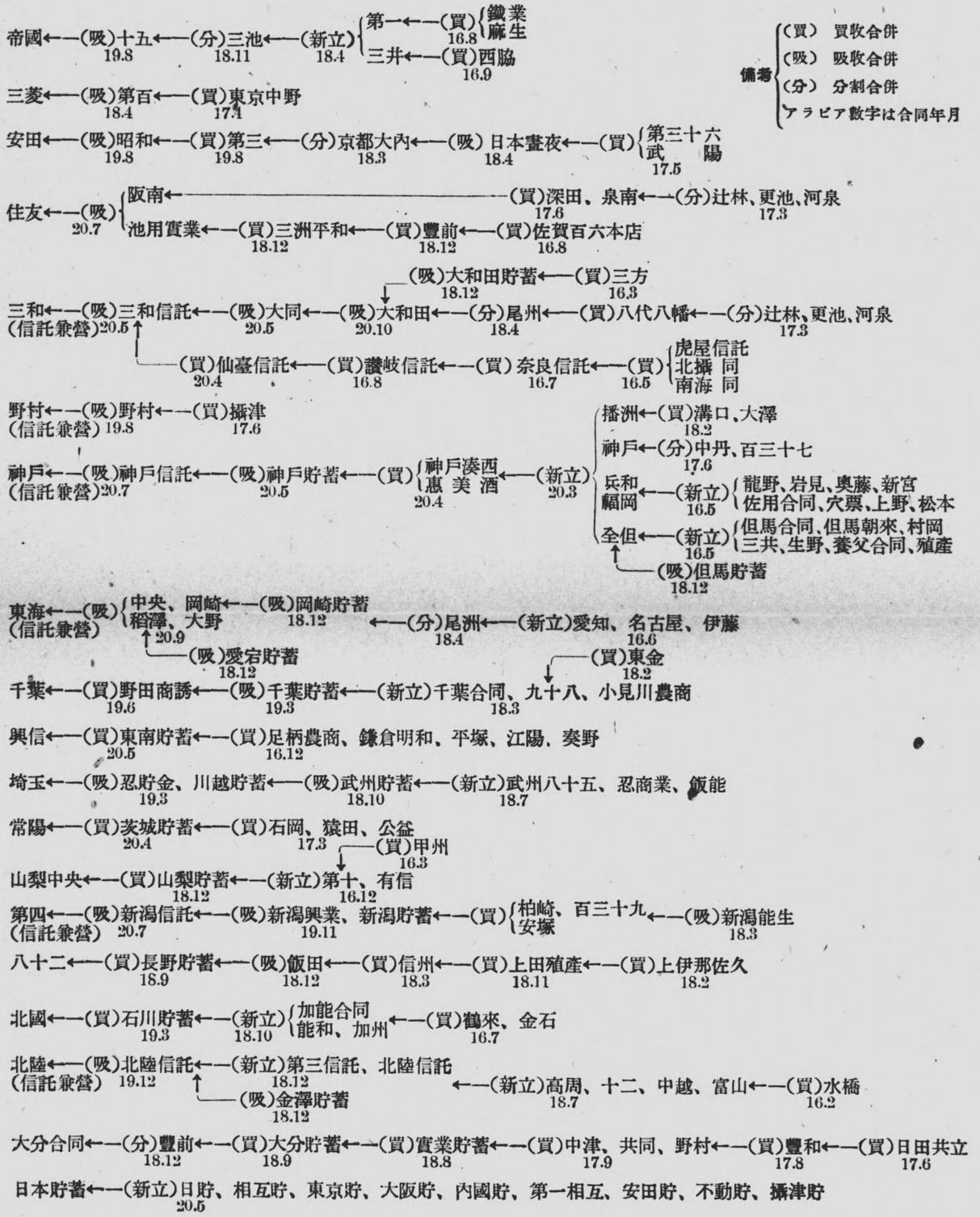

備考
- （買） 買收合併
- （吸） 吸收合併
- （分） 分割合併
- アラビア數字は合同年月

(圖表の三) 主要損保合同系譜 (日本損保協會調)

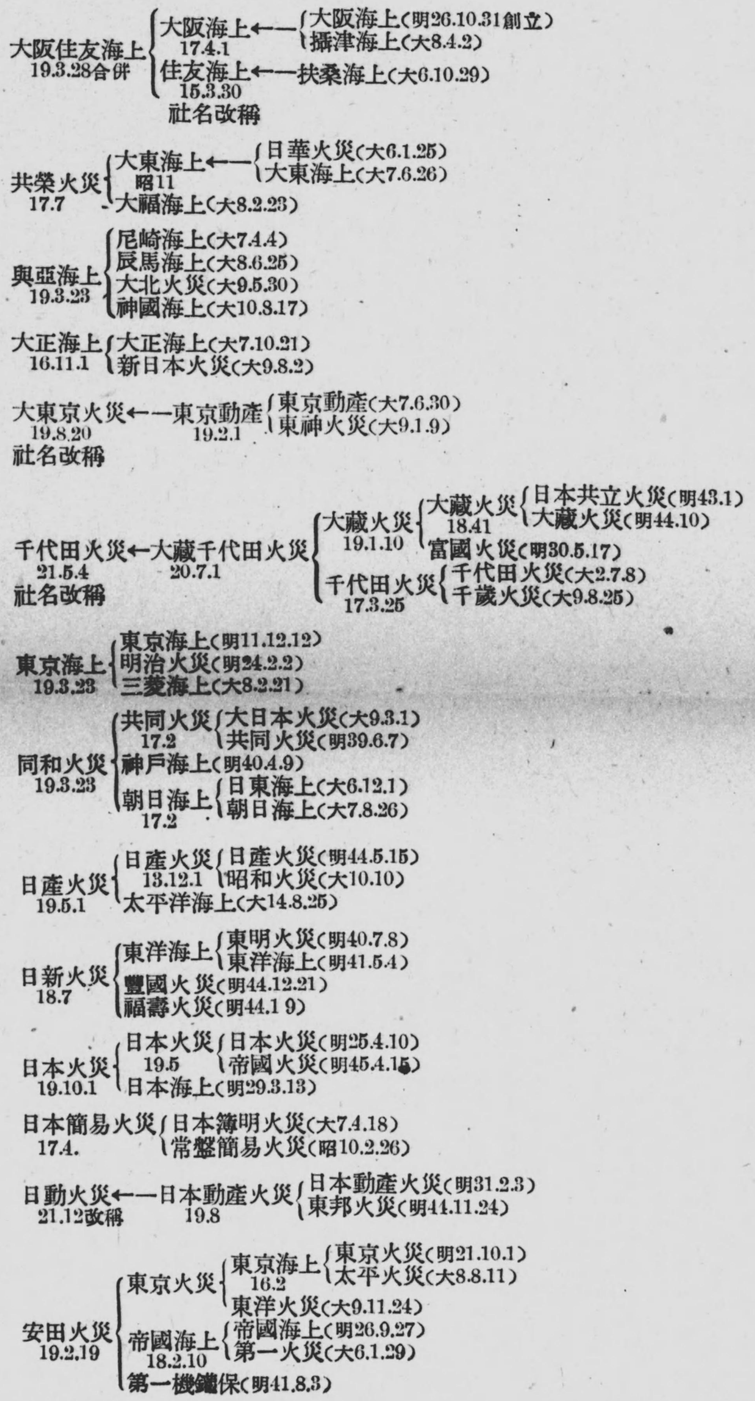

第一部　官　廳

大　藏　省

所在地　東京都四谷區本鹽町二
電　話　淀橋（一一七〇四）一〇
（一一七五二）五
（一一七九五）六
（一一七五七）六三
（一一七六九）七二

（昭和二十二年六月現在）

（本省各局課事務分掌）

秘書課

（一）機密に關すること　（二）大臣次官の官印及省印の管守に關すること　（三）職員の進退身分に關すること　（四）叙位叙勳及褒賞に關すること　（五）會計課の所管に屬するものを除く）（六）儀式に關すること　（七）儀式禮典に關すること　（八）恩給に關すること

文書課

（一）大藏部内各局部課の主管に屬する事務の總合調整に關すること　（二）所管行政の總合調整に關すること　（三）文書の審査及進退に關すること　（四）公文書類及成案文書の接受發送に關すること　（五）公文書類の編纂保存並に圖書の備付及管理に關すること　（六）官報雜誌に關すること　（七）官制及分課規程に關すること　（八）所管行政に關する統計の總括に關すること　（九）所管行政に關する發表その他情報事務の總括に關すること　（十）訴願、訴訟及び請願に關すること　（十一）民間よりの意見上申に關する事務の總括に關すること　（十二）本省各局部課の主管に屬せざる事項に關すること

會計課

（一）大藏省所管一般會計の歳出の歳入及決算に關すること　（二）大藏省所管特別會計の歳入及決算に關すること　（三）本省所屬一般會計及特別會計の經理に關すること

大臣官房	會計課	（一）本省所需歲入に關すること（二）本省所需歲出に關すること（三）本省所需歲入歲出の豫算に關すること（四）會計の監査に關すること（五）本省所需歲入に關すること（六）本省所需の保管金及政府所有又は保管にかゝる有價證券の頁錄に關すること（七）印紙賣賣の取締及保管に關すること（八）大藏省所管一般會計及特別會計の物品に關すること（九）大藏省所管國有財産の管理處分及得喪變更に關すること（十）一般會計又は特別會計の支辨に關する建物の管理に關すること、但し建物の性質その他の事由により所管大臣大藏大臣と協議して定めるところのものを除く（十一）本省所需工事の施行及監督に關すること（十二）本省所需營繕物の維持及保存に關すること（十三）省中施設の整備に關すること（十四）省中取締に關すること、（十五）職員の進退身分及賞罰に關すること（十六）大藏省所管職員共濟組合に關すること（十七）職員の厚生施設に關すること
	地方課	（一）本省地方部局間における事務連絡に關すること（二）財務局財部及地方部事務經費の豫算の配賦及配賦に關すること（三）所管行政に關する中央連絡の地方に對する實地指導に關すること（四）地方情勢の調査に關すること（五）所管行政の考査一般に關すること
	總務課	（一）訪政政策一般に關すること（二）豫算の編成に關すること（三）豫算の配賦の編成に關すること（四）豫算の部款項その他の區分の編成に關すること（五）當出豫算の流用の承認の編成に關すること（六）國庫債務負擔行爲の編成に關すること（七）豫算の管理の編成に關すること（八）財政狀況の報告の編成に關すること（九）主計局主管として他課に屬せざる事務に關すること
		（一）決算の編成に關すること（二）支辨又は契約等の計畫の承認の編成に關すること（三）當出豫算の翌年度繰越使用の承認の編成に關すること（四）會計年度

主計局	司計課	開始前の資金の交付の承認の編成に關すること（五）會計法第四十六條の規定による報告、實地監査、指示等の編成に關すること（六）契約等の編成及當入當出の主計簿の登記に關すること（七）會計檢査院の檢査報告に關すること
	法規課	（一）財政及會計に關する法規及制度の審査統一に關すること（二）給與に關する法規及制度の審査統一に關すること（給與局所管に關するものを除く）（三）賃貸借、請負其の他の契約の指名競爭、又は隨意契約に關する承認に關すること（四）出納官吏及び出納員等の監督に關すること
	調査課	（一）財政制度及會計制度に關する調査に關すること（二）財政會計に關する資料の調査に關すること（三）昭和十年法律第二十五號の施行に關すること
	第一課	（一）歲入の豫算決算に關すること（二）大藏省所管の豫算決算に關すること（歲出經費を除く） （注）前項の豫算決算に關する事務には豫算の配賦、豫算の部款その他の區分、當出豫算の流用の承認、國庫債務負擔行爲、豫算の管理、財政狀況の報告、支辨又は契約等の計畫の承認、當出豫算の翌年度繰越使用の承認、會計年度開始前の資金の交付の承認、財政會計及給與に關する法規の審査、賃貸借、請負其の他の契約の指名競爭又は隨意契約に關する承認竝に會計法第四十六條の規定による報告、實地監査、指示等に關する事務を含むものとす、以下第二課及び第六課についても同じ
	第二課	國會、裁判所、會計檢査院、外務省及司法省所管の豫算決算に關する事務
		（一）直轄學校に內閣（震災復興院及災害豫防を除く）及內務省所管の豫算決算

		第三課	(一)地方公共團體及公共組合の財務の監督に關すること(二)(諸收入に關するものを除く)
		第四課	文部省厚生省所管の歲入歲出決算に關する事務
		第五課	農林省所管及公共事業費の歲入歲出決算に關する事務
		第六課	商工省所管の歲入歲出決算に關する事務
		第七課	遞信省及鐵道省所管の歲入歲出決算に關する事務
		第八課	罹災復興院及戰災處理費の歲入歲出決算に關する事務
主稅局	國稅第一課		(一)國稅に關する事務の總括及調査企畫に關すること(二)直接國稅の賦課及減免に關すること(三)直接國稅事務の管理監督に關すること(四)所有地地積目錄に關すること(五)土地臺帳に關すること(六)家屋臺帳に關すること(七)土地賃貸價格の調査に關すること(八)無償貸付地の管理に關すること(九)家屋賃貸價格の調査に關すること(十)貸家家屋の管理に關すること(十一)稅務代理士に關すること(十二)國稅制度の調査に關すること(十三)罹災救助基金に關すること(十四)地方分與稅に關すること但し賦課決定に關するものを除く(十五)前二號に掲ぐるものの外地方公共團體及公共組合の諸收入に關すること(十六)地方稅制度の調査に關すること
	國稅第二課		(一)間接國稅の賦課及減免に關すること(二)間接國稅事務の管理監督に關すること(三)間接國稅犯則者處分に關すること(四)收入印紙の取扱に關すること(五)間接國稅物件の分析、鑑定其の他の技術に關すること(六)間接國稅に關する技術の管理監督に關すること(七)酒類業組合に關すること(八)酒類の生産配給及價格に關すること(九)醸造の技術上及實地の試驗立に關する指導に關すること
	監理課		(一)國稅事務に必要なる經濟調査に關すること(二)國稅の賦稅標準調査の方法に關する指導及監督に關すること(三)國稅の賦稅原簿に關する實務及特殊の實務に關すること(四)國稅事務の監査に關すること(五)稅法の普及宣傳に關すること
	調稅課		(一)關稅及噸稅の賦課及減免に關すること(二)關稅及噸稅事務の管理監督に關すること(三)稅關に於ける輸出入の監督に關すること(四)保稅倉庫、保稅工場其の他の保稅地域の管理監督に關すること(五)輸出戾付金及戾稅に關すること(六)輸出入品の調査鑑定に關すること(七)輸出入品の見本に關すること(八)關稅事務及關稅制度の調査に關すること(九)關稅統計に關すること
	庶理課		(一)稅務其の他諸收入の豫算決算の調査に關すること(二)地方分與稅分與金特別會計の歲入に關すること(三)稅金の徵收に關すること(四)大藏省所管歲外諸收入に關すること(五)貸付金に關すること(六)稅務官署經費及稅關經費の豫算の調査及配賦に關すること(七)收入印紙の形式に關すること(八)稅務統計に關すること(九)納稅思想の普及宣傳及納稅施設に關すること(十)主稅局主管に屬して他課に屬せざる事務に關すること
	人員課		(一)稅務職員の敎育、養成及指導に關すること(二)稅務職員の適性、能事に關すること

国有財産局	総務課	(一)国有財産の総括及整理に関すること (二)普通財産の管理及処分に関する事務の総合調整に関すること (三)政府出資に関すること (四)普通財産中有価証券(物納に係る有価証券を含む)の管理及処分に関すること (五)土地区画整理法による土地区画整理事業施行地区内の国有財産の管理及処分に関すること (六)国有財産局主管にして他課に属せざる事務に関すること
	第一管理課	普通財産中土地、建物、工作物及立木竹の管理及処分に関すること
	第二管理課	(一)普通財産中船舶、機械及器具の管理及処分に関すること (二)物納に係る動産の管理及処分に関すること
	賠償業務課	指定工業等の管理保守並に賠償物件の損害に関すること
理財局	国庫課	(一)通貨及一般金融に関すること (二)政府資金の収支の調整に関すること (三)国債金の出納、管理及運用に関すること (四)国債の発行、償還及利払並に繰入金に関すること (五)地方債に関すること (六)貨幣政策、日本銀行券その他有価証券の製造計画に関すること (七)政府保管金及政府の所有又は保管に関する有価証券に関すること (八)家業貴重物の処分に関すること (九)国債整理基金に関すること (十)理財局主管にして他課に属せざる事務に関すること
	金融課	(一)産業資金その他金融政策一般に関すること (二)産業金融(制限会社第一課及制限会社第二課の所管に関するものを除く)の調整に関すること (三)金融機関(銀行局及制限会社第一課及制限会社第二課の所管に関するものを除く)に関すること (四)証券取引に関すること (五)金融機関資金措置法及企業再建整備法の施行に関する事務の調整並に総括に関すること (六)金融機関資金措置法及企業再建整備法(制限会社第一課及制限会社第二課の所管に関するものを除く)に関すること
	証券課	(一)証券政策一般に関すること (二)取引所及取引員に関すること (三)有価証券引受会社及有価証券業者に関すること (四)投資信託、有価証券制限業及商品券に関すること (五)取引所、取引員、有価証券引受会社及有価証券業者の検査に関すること
	制限会社第一課	(一)昭和二十年勅令第六百五十七號の施行に関する事務の総括に関すること (二)昭和二十年勅令第六百五十七號の施行に関すること (三)昭和二十年勅令第六百五十七號に依る指定会社(以下指定会社と称す)に関する産業資金の調整並に融通に関すること (四)指定会社に関する金融機関資金措置法及企業再建整備法の施行に関すること (五)昭和二十年勅令第六百五十七號による指定家族に関すること
	制限会社第二課	(一)昭和二十年勅令第六百五十七號の施行に関すること (二)指定会社に関する産業資金の調整並に融通に関すること (三)指定会社に関する金融機関資金措置法及企業再建整備法の施行に関すること
	外資課	(一)大蔵部内各局部課の主管に関する渉外関係事務の調整に関すること (二)渉外に関する財政金融に関する諸方策に関すること (三)債券資金及国際収支に関すること (四)渉外における財務及一般金融に関すること (五)対外決済に関すること (六)通貨の発行に関すること (七)外国為替の管理に関すること (八)資金法の施行に関する事務の他金に関すること (九)金資金特別会計に関すること (十)在外資金其の他在外財産に関すること (管理局の所管に属する企業再建整備法(制限会社第一課及制限会社第二課の所管に関するものを除く)に関すること

銀行局	銀行課	(一)金融機關に關する政策一般に關すること (二)日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行其の他特別の法令に依り設立された銀行に關すること (三)普通銀行、貯蓄銀行及本邦所在外國銀行に關すること (四)信託會社(擔保付社債信託法の信託會社を含む)に關すること (五)金融機關(他課の所管に關するものを除く以下同じ)に關する資金の調整及經理に關すること (六)金融類似營業に關すること (七)社債等の登錄に關すること (八)金融機關に關係を有する公益法人に關すること (九)金融制度の調査及金融機關の統計に關すること (十)銀行局主管にして他課に屬せざる事務に關すること
	特殊金融課	(一)預金部預金の管理に關すること (二)預金部資金の運用及經理に關すること (三)農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫及感給金庫に關すること (四)無盡會社、市街地信用組合、地方農業會及金融業務を營む各種組合に關すること (五)類似證書の取締に關すること (六)當課の所管に屬する金融機關に關する資金の調整及經理に關すること (七)當課の所管に屬する金融機關に關する制度の調査及統計に關すること (八)當課の所管に屬する金融機關に關係を有する公益法人に關すること
	調査課	(一)內外財政經濟に關する調査に關すること (二)內外財政經濟に關する資料及各種情報の蒐集整備に關すること (三)內外財政經濟に關する統計に關すること
管理局	管理課	(一)在外資產の調査 (二)特定財產に關すること (三)外國爲替資金の保管に關すること
	財務課	(一)終戰處理費、特別住宅建設資材及沖繩再建資材費の支出に關すること (二)同上支出に關する監査に關すること
	總務課	(一)特殊財務部主管事務の總轄 (二)賠償に關する諸方策の計劃 (三)賠償に伴う財務に關すること (四)賠償に關する調査 (五)管理局主管で他課に屬しない事項
	監査課	(一)金融機關の檢査に關すること (二)金融緊急措置令に基く許可に關すること
	國民貯蓄課	(一)國民貯蓄に關する諸方策の計畫に關すること (二)貯金增減の計畫及實績の調査に關すること (三)國民貯蓄の指導及增强に關すること (四)國民貯蓄組合に關すること (五)郵便局實出國債、貯蓄債券、報國債券並に臨時資金調整法第十條の四及第十條の五に規定する證券に關すること (六)割增金附預金其の他種種貯金調整法第十條の三及第十條の七に規定する貯蓄に關すること (七)臨時資金調整法第十條の十二に規定する證票に關すること (八)前各號に揭ぐるものの外國民貯蓄に關すること
	復興金融課	復興金庫に關すること
	保險課	(一)保險政策一般に關すること (二)保險會社に關すること (三)保險會社に關する資金の調整及經理に關すること (四)保險募集の取締に關すること (五)保險會社に關する統計に關すること (六)保險會社に關係を有する公益法人に關すること

給与局	外国財産第一課	(一)連合国財産に関すること
	外国財産第二課	(一)特定財産に関すること (二)特定団体の財産に関すること
	閉鎖機関課	閉鎖機関に関すること
	第一課	(一)各庁職員等の給与制度一般に関する基本的の企画に関すること (二)各庁職員の給与に関する調査及び統計に関すること (三)内外の給与に関する制度の調査 (四)給与局主管で他課に属しない事務に関すること
	第二課	(一)一般官庁職員の給与に関する制度の制定及改廃の立案及び実施に関すること (二)一般官庁職員の給与に関する経費の予算の審査、その使用の統括及び使用状況の監査に関すること (三)前各号の外一般官庁職員の給与一般に関すること
	第三課	(一)現業官庁職員の給与に関する制度の制定及改廃の立案及実施に関すること (二)現業官庁職員の給与に関する経費の予算の審査、その使用の統括及び使用状況の監査に関すること (三)前各号の外現業官庁職員の給与一般に関すること (四)官庁職員以外の者で官庁から給与の支給を受けるものに関する前各号に準ずること (五)政府職員の給与と地方職員の給与との調整に関すること

主管課長以上名簿

昭和二十二年九月一日現在

大蔵大臣	北	昌	麹町区永田町一ノ一
官房	村	善吉	麹町区永田町一ノ一
総務課長	大久保	留次郎	麹町区永田町一ノ一
参事官	池	田	麹町区永田町一ノ一
秘書官	坂	千秋	麹町区永田町一ノ一
秘書官	田	尻	麹町区永田町一ノ一
秘書官	塚	本	麹町区永田町一ノ一
秘書官	大	蔵	麹町区永田町一ノ一
秘書官	三	田

逓信局外郵便局　局長　(電)　主事　第八第七第六第五第四第三課長
恩給局長　(電)　主事　第八第七第六第五第四第三課長
恩給局第二課長(兼)　局長　(電)　主事　第八第七第六第五第四第三課長
長官官房　局長　(電)　主事　第八第七第六第五第四第三課長
岡崎郵便局　石川酒造㈱　吉金伊忠原脇前　茂楷　小小村村吉平
島島田井田田原　一田子藏　阪尾　一林林上上岡井
村魯魯　七八　繁　七三八
大大　俊吉晴　八信一八佐純　三　英英　英平
峻郎郎正壽男二龍　邦平郎市夫賞郎　二二一一一夫

文前　崎玉縣比企郡小川町字大繁一九　世田ヶ谷、世田ヶ谷町一ノ九七八
京、記　鎌倉市雪ノ下七七二　杉並、淀明一一九　鎌倉中野、野方二ノ七八四ノ四　世田谷代田二ノ六八二　杉並、阿佐ヶ谷二ノ五二三　北多摩郡武蔵野町西窪二五八　北、文京、丸山三一　南多摩郡淺川上柵田二三〇二　中野、新小川二ノ一〇　目黒、碑文谷一ノ一〇五　大田、北千束、五七八　前記　前記　合東、谷中、清水一　前記　目黒、綠ヶ丘三三一四　大田、記　雀原　〇〇七
四六天五四　文京、小石川、第六天五四大藏寮　目黒、中目黒二ノ一水交園　板橋、板橋町六ノ三五六九　世田ヶ谷、三軒茶屋九八　世田谷代田、竹平町、三五　千代田、　文京、駒込、林一〇五　横須賀市　逗子町葉山廣地八九〇　逗谷、千駄ヶ谷、三ノ四九六　文京、第六天五四　大藏寮　文京、駒込、林一〇五　世田ヶ谷代田二ノ六八二　杉並、阿佐ヶ谷二ノ五二三　北多摩郡武蔵野町西窪二五八　北、文京、丸山三一　南多摩郡淺川上柵田二三〇二　中野、新小川二ノ一〇　近眞川アパート九　西春戸　峰尾方　世田ヶ谷代田二ノ六八二　葉田方　北、文京、丸山三一　北多摩郡武蔵野町西窪二五八　北、官舍　杉並、阿佐ヶ谷二ノ五二三　葉田方　世田ヶ谷代田二ノ六八二　鎌倉市大町九二一　眼山方　鎌倉中野、野方二ノ七八四ノ四　杉並、淨明一一九　鎌倉市雪ノ下七七二　世田ヶ谷、世田ヶ谷町一ノ九七八　崎玉縣比企郡小川町字大繁一九

逓信局第一部　第一課　第二課　第三課　第四課　第五課　第六課　第七課　第八課　第九課　第十課　第十一課　第十二課　第十三課　第十四課　第十五課　第十六課　第十七課　第十八課　第十九課　第二十課　第二十一課　第二十二課　第二十三課　第二十四課　第二十五課　第二十六課　第二十七課　第二十八課　第二十九課　第三十課　第三十一課　第三十二課　第三十三課　第三十四課　第三十五課　第三十六課　第三十七課　第三十八課　第三十九課　第四十課　第四十一課　第四十二課　第四十三課　第四十四課　第四十五課　第四十六課　第四十七課　第四十八課　第四十九課　第五十課　第五十一課　第五十二課　第五十三課　第五十四課　第五十五課　第五十六課　第五十七課　第五十八課　第五十九課　第六十課　第六十一課　第六十二課　第六十三課　第六十四課　第六十五課　第六十六課　第六十七課　第六十八課　第六十九課　第七十課　第七十一課　第七十二課　第七十三課　第七十四課　第七十五課　第七十六課　第七十七課　第七十八課　第七十九課　第八十課　第八十一課　第八十二課　第八十三課　第八十四課　第八十五課　第八十六課　第八十七課　第八十八課　第八十九課　第九十課　第九十一課　第九十二課　第九十三課　第九十四課　第九十五課　第九十六課　第九十七課　第九十八課　第九十九課　第百課　第百一課　第百二課　第百三課　第百四課　第百五課　第百六課　第百七課　第百八課　第百九課　第百十課　第百十一課　第百十二課　第百十三課　第百十四課　第百十五課　第百十六課　第百十七課　第百十八課　第百十九課　第百二十課　第百二十一課　第百二十二課　第百二十三課　第百二十四課　第百二十五課　第百二十六課　第百二十七課　第百二十八課　第百二十九課　第百三十課　第百三十一課　第百三十二課　第百三十三課　第百三十四課　第百三十五課　第百三十六課　第百三十七課　第百三十八課　第百三十九課　第百四十課　第百四十一課　第百四十二課　第百四十三課　第百四十四課　第百四十五課　第百四十六課　第百四十七課　第百四十八課　第百四十九課　第百五十課　第百五十一課　第百五十二課　第百五十三課　第百五十四課　第百五十五課　第百五十六課　第百五十七課　第百五十八課　第百五十九課　第百六十課　第百六十一課　第百六十二課　第百六十三課　第百六十四課　第百六十五課　第百六十六課　第百六十七課　第百六十八課　第百六十九課　第百七十課　第百七十一課　第百七十二課　第百七十三課　第百七十四課　第百七十五課　第百七十六課　第百七十七課　第百七十八課　第百七十九課　第百八十課　第百八十一課　第百八十二課　第百八十三課　第百八十四課　第百八十五課　第百八十六課　第百八十七課　第百八十八課　第百八十九課　第百九十課　第百九十一課　第百九十二課　第百九十三課　第百九十四課　第百九十五課　第百九十六課　第百九十七課　第百九十八課　第百九十九課　第二百課　第二百一課　第二百二課　第二百三課　第二百四課　第二百五課　第二百六課　第二百七課　第二百八課　第二百九課　第二百十課　第二百十一課　第二百十二課　第二百十三課　第二百十四課　第二百十五課　第二百十六課　第二百十七課　第二百十八課　第二百十九課　第二百二十課　第二百二十一課　第二百二十二課　第二百二十三課　第二百二十四課　第二百二十五課　第二百二十六課　第二百二十七課　第二百二十八課　第二百二十九課　第二百三十課　第二百三十一課　第二百三十二課　第二百三十三課　第二百三十四課　第二百三十五課　第二百三十六課　第二百三十七課　第二百三十八課　第二百三十九課　第二百四十課　第二百四十一課　第二百四十二課　第二百四十三課　第二百四十四課　第二百四十五課　第二百四十六課　第二百四十七課　第二百四十八課　第二百四十九課　第二百五十課　第二百五十一課　第二百五十二課　第二百五十三課　第二百五十四課　第二百五十五課　第二百五十六課　第二百五十七課　第二百五十八課　第二百五十九課　第二百六十課　第二百六十一課　第二百六十二課　第二百六十三課　第二百六十四課　第二百六十五課　第二百六十六課　第二百六十七課　第二百六十八課　第二百六十九課　第二百七十課　第二百七十一課　第二百七十二課　第二百七十三課　第二百七十四課　第二百七十五課　第二百七十六課　第二百七十七課　第二百七十八課　第二百七十九課　第二百八十課　第二百八十一課　第二百八十二課　第二百八十三課　第二百八十四課　第二百八十五課　第二百八十六課　第二百八十七課　第二百八十八課　第二百八十九課　第二百九十課　第二百九十一課　第二百九十二課　第二百九十三課　第二百九十四課　第二百九十五課　第二百九十六課　第二百九十七課　第二百九十八課　第二百九十九課　第三百課　第三百一課　第三百二課　第三百三課　第三百四課　第三百五課　第三百六課　第三百七課　第三百八課　第三百九課　第三百十課　第三百十一課　第三百十二課　第三百十三課　第三百十四課　第三百十五課　第三百十六課　第三百十七課　第三百十八課　第三百十九課　第三百二十課　第三百二十一課　第三百二十二課　第三百二十三課　第三百二十四課　第三百二十五課　第三百二十六課　第三百二十七課　第三百二十八課　第三百二十九課　第三百三十課　第三百三十一課　第三百三十二課　第三百三十三課　第三百三十四課　第三百三十五課　第三百三十六課　第三百三十七課　第三百三十八課　第三百三十九課　第三百四十課　第三百四十一課　第三百四十二課　第三百四十三課　第三百四十四課　第三百四十五課　第三百四十六課　第三百四十七課　第三百四十八課　第三百四十九課　第三百五十課　第三百五十一課　第三百五十二課　第三百五十三課　第三百五十四課　第三百五十五課　第三百五十六課　第三百五十七課　第三百五十八課　第三百五十九課　第三百六十課　第三百六十一課　第三百六十二課　第三百六十三課　第三百六十四課　第三百六十五課　第三百六十六課　第三百六十七課　第三百六十八課　第三百六十九課　第三百七十課　第三百七十一課　第三百七十二課　第三百七十三課　第三百七十四課　第三百七十五課　第三百七十六課　第三百七十七課　第三百七十八課　第三百七十九課　第三百八十課　第三百八十一課　第三百八十二課　第三百八十三課　第三百八十四課　第三百八十五課　第三百八十六課　第三百八十七課　第三百八十八課　第三百八十九課　第三百九十課　第三百九十一課　第三百九十二課　第三百九十三課　第三百九十四課　第三百九十五課　第三百九十六課　第三百九十七課　第三百九十八課　第三百九十九課　第四百課　第四百一課　第四百二課　第四百三課　第四百四課　第四百五課　第四百六課　第四百七課　第四百八課　第四百九課　第四百十課　第四百十一課　第四百十二課　第四百十三課　第四百十四課　第四百十五課　第四百十六課　第四百十七課　第四百十八課　第四百十九課　第四百二十課　第四百二十一課　第四百二十二課　第四百二十三課　第四百二十四課　第四百二十五課　第四百二十六課　第四百二十七課　第四百二十八課　第四百二十九課　第四百三十課　第四百三十一課　第四百三十二課　第四百三十三課　第四百三十四課　第四百三十五課　第四百三十六課　第四百三十七課　第四百三十八課　第四百三十九課　第四百四十課　第四百四十一課　第四百四十二課　第四百四十三課　第四百四十四課　第四百四十五課　第四百四十六課　第四百四十七課　第四百四十八課　第四百四十九課　第四百五十課　第四百五十一課　第四百五十二課　第四百五十三課　第四百五十四課　第四百五十五課　第四百五十六課　第四百五十七課　第四百五十八課　第四百五十九課　第四百六十課　第四百六十一課　第四百六十二課　第四百六十三課　第四百六十四課　第四百六十五課　第四百六十六課　第四百六十七課　第四百六十八課　第四百六十九課　第四百七十課　第四百七十一課　第四百七十二課　第四百七十三課　第四百七十四課　第四百七十五課　第四百七十六課　第四百七十七課　第四百七十八課　第四百七十九課　第四百八十課　第四百八十一課　第四百八十二課　第四百八十三課　第四百八十四課　第四百八十五課　第四百八十六課　第四百八十七課　第四百八十八課　第四百八十九課　第四百九十課　第四百九十一課　第四百九十二課　第四百九十三課　第四百九十四課　第四百九十五課　第四百九十六課　第四百九十七課　第四百九十八課　第四百九十九課　第五百課　第五百一課　第五百二課　第五百三課　第五百四課　第五百五課　第五百六課　第五百七課　第五百八課　第五百九課　第五百十課　第五百十一課　第五百十二課　第五百十三課　第五百十四課　第五百十五課　第五百十六課　第五百十七課　第五百十八課　第五百十九課　第五百二十課　第五百二十一課　第五百二十二課　第五百二十三課　第五百二十四課　第五百二十五課　第五百二十六課　第五百二十七課　第五百二十八課　第五百二十九課　第五百三十課　第五百三十一課　第五百三十二課　第五百三十三課　第五百三十四課　第五百三十五課　第五百三十六課　第五百三十七課　第五百三十八課　第五百三十九課　第五百四十課　第五百四十一課　第五百四十二課　第五百四十三課　第五百四十四課　第五百四十五課　第五百四十六課　第五百四十七課　第五百四十八課　第五百四十九課　第五百五十課　第五百五十一課　第五百五十二課　第五百五十三課　第五百五十四課　第五百五十五課　第五百五十六課　第五百五十七課　第五百五十八課　第五百五十九課　第五百六十課　第五百六十一課　第五百六十二課　第五百六十三課　第五百六十四課　第五百六十五課　第五百六十六課　第五百六十七課　第五百六十八課　第五百六十九課　第五百七十課　第五百七十一課　第五百七十二課　第五百七十三課　第五百七十四課　第五百七十五課　第五百七十六課　第五百七十七課　第五百七十八課　第五百七十九課　第五百八十課　第五百八十一課　第五百八十二課　第五百八十三課　第五百八十四課　第五百八十五課　第五百八十六課　第五百八十七課　第五百八十八課　第五百八十九課　第五百九十課　第五百九十一課　第五百九十二課　第五百九十三課　第五百九十四課　第五百九十五課　第五百九十六課　第五百九十七課　第五百九十八課　第五百九十九課　第六百課　第六百一課　第六百二課　第六百三課　第六百四課　第六百五課　第六百六課　第六百七課　第六百八課　第六百九課　第六百十課　第六百十一課　第六百十二課　第六百十三課　第六百十四課　第六百十五課　第六百十六課　第六百十七課　第六百十八課　第六百十九課　第六百二十課　第六百二十一課　第六百二十二課　第六百二十三課　第六百二十四課　第六百二十五課　第六百二十六課　第六百二十七課　第六百二十八課　第六百二十九課　第六百三十課　第六百三十一課　第六百三十二課　第六百三十三課　第六百三十四課　第六百三十五課　第六百三十六課　第六百三十七課　第六百三十八課　第六百三十九課　第六百四十課　第六百四十一課　第六百四十二課　第六百四十三課　第六百四十四課　第六百四十五課　第六百四十六課　第六百四十七課　第六百四十八課　第六百四十九課　第六百五十課　第六百五十一課　第六百五十二課　第六百五十三課　第六百五十四課　第六百五十五課　第六百五十六課　第六百五十七課　第六百五十八課　第六百五十九課　第六百六十課　第六百六十一課　第六百六十二課　第六百六十三課　第六百六十四課　第六百六十五課　第六百六十六課　第六百六十七課　第六百六十八課　第六百六十九課　第六百七十課　第六百七十一課　第六百七十二課　第六百七十三課　第六百七十四課　第六百七十五課　第六百七十六課　第六百七十七課　第六百七十八課　第六百七十九課　第六百八十課　第六百八十一課　第六百八十二課　第六百八十三課　第六百八十四課　第六百八十五課　第六百八十六課　第六百八十七課　第六百八十八課　第六百八十九課　第六百九十課　第六百九十一課　第六百九十二課　第六百九十三課　第六百九十四課　第六百九十五課　第六百九十六課　第六百九十七課　第六百九十八課　第六百九十九課　第七百課　第七百一課　第七百二課　第七百三課　第七百四課　第七百五課　第七百六課　第七百七課　第七百八課　第七百九課　第七百十課　第七百十一課　第七百十二課　第七百十三課　第七百十四課　第七百十五課　第七百十六課　第七百十七課　第七百十八課　第七百十九課　第七百二十課　第七百二十一課　第七百二十二課　第七百二十三課　第七百二十四課　第七百二十五課　第七百二十六課　第七百二十七課　第七百二十八課　第七百二十九課　第七百三十課　第七百三十一課　第七百三十二課　第七百三十三課　第七百三十四課　第七百三十五課　第七百三十六課　第七百三十七課　第七百三十八課　第七百三十九課　第七百四十課　第七百四十一課　第七百四十二課　第七百四十三課　第七百四十四課　第七百四十五課　第七百四十六課　第七百四十七課　第七百四十八課　第七百四十九課　第七百五十課　第七百五十一課　第七百五十二課　第七百五十三課　第七百五十四課　第七百五十五課　第七百五十六課　第七百五十七課　第七百五十八課　第七百五十九課　第七百六十課　第七百六十一課　第七百六十二課　第七百六十三課　第七百六十四課　第七百六十五課　第七百六十六課　第七百六十七課　第七百六十八課　第七百六十九課　第七百七十課　第七百七十一課　第七百七十二課　第七百七十三課　第七百七十四課　第七百七十五課　第七百七十六課　第七百七十七課　第七百七十八課　第七百七十九課　第七百八十課　第七百八十一課　第七百八十二課　第七百八十三課　第七百八十四課　第七百八十五課　第七百八十六課　第七百八十七課　第七百八十八課　第七百八十九課　第七百九十課　第七百九十一課　第七百九十二課　第七百九十三課　第七百九十四課　第七百九十五課　第七百九十六課　第七百九十七課　第七百九十八課　第七百九十九課　第八百課　第八百一課　第八百二課　第八百三課　第八百四課　第八百五課　第八百六課　第八百七課　第八百八課　第八百九課　第八百十課　第八百十一課　第八百十二課　第八百十三課　第八百十四課　第八百十五課　第八百十六課　第八百十七課　第八百十八課　第八百十九課　第八百二十課　第八百二十一課　第八百二十二課　第八百二十三課　第八百二十四課　第八百二十五課　第八百二十六課　第八百二十七課　第八百二十八課　第八百二十九課　第八百三十課　第八百三十一課　第八百三十二課　第八百三十三課　第八百三十四課　第八百三十五課　第八百三十六課　第八百三十七課　第八百三十八課　第八百三十九課　第八百四十課　第八百四十一課　第八百四十二課　第八百四十三課　第八百四十四課　第八百四十五課　第八百四十六課　第八百四十七課　第八百四十八課　第八百四十九課　第八百五十課　第八百五十一課　第八百五十二課　第八百五十三課　第八百五十四課　第八百五十五課　第八百五十六課　第八百五十七課　第八百五十八課　第八百五十九課　第八百六十課　第八百六十一課　第八百六十二課　第八百六十三課　第八百六十四課　第八百六十五課　第八百六十六課　第八百六十七課　第八百六十八課　第八百六十九課　第八百七十課　第八百七十一課　第八百七十二課　第八百七十三課　第八百七十四課　第八百七十五課　第八百七十六課　第八百七十七課　第八百七十八課　第八百七十九課　第八百八十課　第八百八十一課　第八百八十二課　第八百八十三課　第八百八十四課　第八百八十五課　第八百八十六課　第八百八十七課　第八百八十八課　第八百八十九課　第八百九十課　第八百九十一課　第八百九十二課　第八百九十三課　第八百九十四課　第八百九十五課　第八百九十六課　第八百九十七課　第八百九十八課　第八百九十九課　第九百課　第九百一課　第九百二課　第九百三課　第九百四課　第九百五課　第九百六課　第九百七課　第九百八課　第九百九課　第九百十課　第九百十一課　第九百十二課　第九百十三課　第九百十四課　第九百十五課　第九百十六課　第九百十七課　第九百十八課　第九百十九課　第九百二十課　第九百二十一課　第九百二十二課　第九百二十三課　第九百二十四課　第九百二十五課　第九百二十六課　第九百二十七課　第九百二十八課　第九百二十九課　第九百三十課　第九百三十一課　第九百三十二課　第九百三十三課　第九百三十四課　第九百三十五課　第九百三十六課　第九百三十七課　第九百三十八課　第九百三十九課　第九百四十課　第九百四十一課　第九百四十二課　第九百四十三課　第九百四十四課　第九百四十五課　第九百四十六課　第九百四十七課　第九百四十八課　第九百四十九課　第九百五十課　第九百五十一課　第九百五十二課　第九百五十三課　第九百五十四課　第九百五十五課　第九百五十六課　第九百五十七課　第九百五十八課　第九百五十九課　第九百六十課　第九百六十一課　第九百六十二課　第九百六十三課　第九百六十四課　第九百六十五課　第九百六十六課　第九百六十七課　第九百六十八課　第九百六十九課　第九百七十課　第九百七十一課　第九百七十二課　第九百七十三課　第九百七十四課　第九百七十五課　第九百七十六課　第九百七十七課　第九百七十八課　第九百七十九課　第九百八十課　第九百八十一課　第九百八十二課　第九百八十三課　第九百八十四課　第九百八十五課　第九百八十六課　第九百八十七課　第九百八十八課　第九百八十九課　第九百九十課　第九百九十一課　第九百九十二課　第九百九十三課　第九百九十四課　第九百九十五課　第九百九十六課　第九百九十七課　第九百九十八課　第九百九十九課　第一千課　第一千一課　第一千二課　第一千三課　第一千四課　第一千五課　第一千六課　第一千七課　第一千八課　第一千九課　第一千十課　第一千十一課　第一千十二課　第一千十三課　第一千十四課　第一千十五課　第一千十六課　第一千十七課　第一千十八課　第一千十九課　第一千二十課　第一千二十一課　第一千二十二課　第一千二十三課　第一千二十四課　第一千二十五課　第一千二十六課　第一千二十七課　第一千二十八課　第一千二十九課　第一千三十課　第一千三十一課　第一千三十二課　第一千三十三課　第一千三十四課　第一千三十五課　第一千三十六課　第一千三十七課　第一千三十八課　第一千三十九課　第一千四十課　第一千四十一課　第一千四十二課　第一千四十三課　第一千四十四課　第一千四十五課　第一千四十六課　第一千四十七課　第一千四十八課　第一千四十九課　第一千五十課　第一千五十一課　第一千五十二課　第一千五十三課　第一千五十四課　第一千五十五課　第一千五十六課　第一千五十七課　第一千五十八課　第一千五十九課　第一千六十課　第一千六十一課　第一千六十二課　第一千六十三課　第一千六十四課　第一千六十五課　第一千六十六課　第一千六十七課　第一千六十八課　第一千六十九課　第一千七十課　第一千七十一課　第一千七十二課　第一千七十三課　第一千七十四課　第一千七十五課　第一千七十六課　第一千七十七課　第一千七十八課　第一千七十九課　第一千八十課　第一千八十一課　第一千八十二課　第一千八十三課　第一千八十四課　第一千八十五課　第一千八十六課　第一千八十七課　第一千八十八課　第一千八十九課　第一千九十課　第一千九十一課　第一千九十二課　第一千九十三課　第一千九十四課　第一千九十五課　第一千九十六課　第一千九十七課　第一千九十八課　第一千九十九課　第二千課　第二千一課　第二千二課　第二千三課　第二千四課　第二千五課　第二千六課　第二千七課　第二千八課　第二千九課　第二千十課　第二千十一課　第二千十二課　第二千十三課　第二千十四課　第二千十五課　第二千十六課　第二千十七課　第二千十八課　第二千十九課　第二千二十課　第二千二十一課　第二千二十二課　第二千二十三課　第二千二十四課　第二千二十五課　第二千二十六課　第二千二十七課　第二千二十八課　第二千二十九課　第二千三十課　第二千三十一課　第二千三十二課　第二千三十三課　第二千三十四課　第二千三十五課　第二千三十六課　第二千三十七課　第二千三十八課　第二千三十九課　第二千四十課　第二千四十一課　第二千四十二課　第二千四十三課　第二千四十四課　第二千四十五課　第二千四十六課　第二千四十七課　第二千四十八課　第二千四十九課　第二千五十課　第二千五十一課　第二千五十二課　第二千五十三課　第二千五十四課　第二千五十五課　第二千五十六課　第二千五十七課　第二千五十八課　第二千五十九課　第二千六十課　第二千六十一課　第二千六十二課　第二千六十三課　第二千六十四課　第二千六十五課　第二千六十六課　第二千六十七課　第二千六十八課　第二千六十九課　第二千七十課　第二千七十一課　第二千七十二課　第二千七十三課　第二千七十四課　第二千七十五課　第二千七十六課　第二千七十七課　第二千七十八課　第二千七十九課　第二千八十課　第二千八十一課　第二千八十二課　第二千八十三課　第二千八十四課　第二千八十五課　第二千八十六課　第二千八十七課　第二千八十八課　第二千八十九課　第二千九十課　第二千九十一課　第二千九十二課　第二千九十三課　第二千九十四課　第二千九十五課　第二千九十六課　第二千九十七課　第二千九十八課　第二千九十九課　第三千課　第三千一課　第三千二課　第三千三課　第三千四課　第三千五課　第三千六課　第三千七課　第三千八課　第三千九課　第三千十課　第三千十一課　第三千十二課　第三千十三課　第三千十四課　第三千十五課　第三千十六課　第三千十七課　第三千十八課　第三千十九課　第三千二十課　第三千二十一課　第三千二十二課　第三千二十三課　第三千二十四課　第三千二十五課　第三千二十六課　第三千二十七課　第三千二十八課　第三千二十九課　第三千三十課　第三千三十一課　第三千三十二課　第三千三十三課　第三千三十四課　第三千三十五課　第三千三十六課　第三千三十七課　第三千三十八課　第三千三十九課　第三千四十課　第三千四十一課　第三千四十二課　第三千四十三課　第三千四十四課　第三千四十五課　第三千四十六課　第三千四十七課　第三千四十八課　第三千四十九課　第三千五十課　第三千五十一課　第三千五十二課　第三千五十三課　第三千五十四課　第三千五十五課　第三千五十六課　第三千五十七課　第三千五十八課　第三千五十九課　第三千六十課　第三千六十一課　第三千六十二課　第三千六十三課　第三千六十四課　第三千六十五課　第三千六十六課　第三千六十七課　第三千六十八課　第三千六十九課　第三千七十課　第三千七十一課　第三千七十二課　第三千七十三課　第三千七十四課　第三千七十五課　第三千七十六課　第三千七十七課　第三千七十八課　第三千七十九課　第三千八十課　第三千八十一課　第三千八十二課　第三千八十三課　第三千八十四課　第三千八十五課　第三千八十六課　第三千八十七課　第三千八十八課　第三千八十九課　第三千九十課　第三千九十一課　第三千九十二課　第三千九十三課　第三千九十四課　第三千九十五課　第三千九十六課　第三千九十七課　第三千九十八課　第三千九十九課　第四千課　第四千一課　第四千二課　第四千三課　第四千四課　第四千五課　第四千六課　第四千七課　第四千八課　第四千九課　第四千十課　第四千十一課　第四千十二課　第四千十三課　第四千十四課　第四千十五課　第四千十六課　第四千十七課　第四千十八課　第四千十九課　第四千二十課　第四千二十一課　第四千二十二課　第四千二十三課　第四千二十四課　第四千二十五課　第四千二十六課　第四千二十七課　第四千二十八課　第四千二十九課　第四千三十課　第四千三十一課　第四千三十二課　第四千三十三課　第四千三十四課　第四千三十五課　第四千三十六課　第四千三十七課　第四千三十八課　第四千三十九課　第四千四十課　第四千四十一課　第四千四十二課　第四千四十三課　第四千四十四課　第四千四十五課　第四千四十六課　第四千四十七課　第四千四十八課　第四千四十九課　第四千五十課　第四千五十一課　第四千五十二課　第四千五十三課　第四千五十四課　第四千五十五課　第四千五十六課　第四千五十七課　第四千五十八課　第四千五十九課　第四千六十課　第四千六十一課　第四千六十二課　第四千六十三課　第四千六十四課　第四千六十五課　第四千六十六課　第四千六十七課　第四千六十八課　第四千六十九課　第四千七十課　第四千七十一課　第四千七十二課　第四千七十三課　第四千七十四課　第四千七十五課　第四千七十六課　第四千七十七課　第四千七十八課　第四千七十九課　第四千八十課　第四千八十一課　第四千八十二課　第四千八十三課　第四千八十四課　第四千八十五課　第四千八十六課　第四千八十七課　第四千八十八課　第四千八十九課　第四千九十課　第四千九十一課　第四千九十二課　第四千九十三課　第四千九十四課　第四千九十五課　第四千九十六課　第四千九十七課　第四千九十八課　第四千九十九課　第五千課　第五千一課　第五千二課　第五千三課　第五千四課　第五千五課　第五千六課　第五千七課　第五千八課　第五千九課　第五千十課　第五千十一課　第五千十二課　第五千十三課　第五千十四課　第五千十五課　第五千十六課　第五千十七課　第五千十八課　第五千十九課　第五千二十課　第五千二十一課　第五千二十二課　第五千二十三課　第五千二十四課　第五千二十五課　第五千二十六課　第五千二十七課　第五千二十八課　第五千二十九課　第五千三十課　第五千三十一課　第五千三十二課　第五千三十三課　第五千三十四課　第五千三十五課　第五千三十六課　第五千三十七課　第五千三十八課　第五千三十九課　第五千四十課　第五千四十一課　第五千四十二課　第五千四十三課　第五千四十四課　第五千四十五課　第五千四十六課　第五千四十七課　第五千四十八課　第五千四十九課　第五千五十課　第五千五十一課　第五千五十二課　第五千五十三課　第五千五十四課　第五千五十五課　第五千五十六課　第五千五十七課　第五千五十八課　第五千五十九課　第五千六十課　第五千六十一課　第五千六十二課　第五千六十三課　第五千六十四課　第五千六十五課　第五千六十六課　第五千六十七課　第五千六十八課　第五千六十九課　第五千七十課　第五千七十一課　第五千七十二課　第五千七十三課　第五千七十四課　第五千七十五課　第五千七十六課　第五千七十七課　第五千七十八課　第五千七十九課　第五千八十課　第五千八十一課　第五千八十二課　第五千八十三課　第五千八十四課　第五千八十五課　第五千八十六課　第五千八十七課　第五千八十八課　第五千八十九課　第五千九十課　第五千九十一課　第五千九十二課　第五千九十三課　第五千九十四課　第五千九十五課　第五千九十六課　第五千九十七課　第五千九十八課　第五千九十九課　第六千課　第六千一課　第六千二課　第六千三課　第六千四課　第六千五課　第六千六課　第六千七課　第六千八課　第六千九課　第六千十課　第六千十一課　第六千十二課　第六千十三課　第六千十四課　第六千十五課　第六千十六課　第六千十七課　第六千十八課　第六千十九課　第六千二十課　第六千二十一課　第六千二十二課　第六千二十三課　第六千二十四課　第六千二十五課　第六千二十六課　第六千二十七課　第六千二十八課　第六千二十九課　第六千三十課　第六千三十一課　第六千三十二課　第六千三十三課　第六千三十四課　第六千三十五課　第六千三十六課　第六千三十七課　第六千三十八課　第六千三十九課　第六千四十課　第六千四十一課　第六千四十二課　第六千四十三課　第六千四十四課　第六千四十五課　第六千四十六課　第六千四十七課　第六千四十八課　第六千四十九課　第六千五十課　第六千五十一課　第六千五十二課　第六千五十三課　第六千五十四課　第六千五十五課　第六千五十六課　第六千五十七課　第六千五十八課　第六千五十九課　第六千六十課　第六千六十一課　第六千六十二課　第六千六十三課　第六千六十四課　第六千六十五課　第六千六十六課　第六千六十七課　第六千六十八課　第六千六十九課　第六千七十課　第六千七十一課　第六千七十二課　第六千七十三課　第六千七十四課　第六千七十五課　第六千七十六課　第六千七十七課　第六千七十八課　第六千七十九課　第六千八十課　第六千八十一課　第六千八十二課　第六千八十三課　第六千八十四課　第六千八十五課　第六千八十六課　第六千八十七課　第六千八十八課　第六千八十九課　第六千九十課　第六千九十一課　第六千九十二課　第六千九十三課　第六千九十四課　第六千九十五課　第六千九十六課　第六千九十七課　第六千九十八課　第六千九十九課　第七千課　第七千一課　第七千二課　第七千三課　第七千四課　第七千五課　第七千六課　第七千七課　第七千八課　第七千九課　第七千十課　第七千十一課　第七千十二課　第七千十三課　第七千十四課　第七千十五課　第七千十六課　第七千十七課　第七千十八課　第七千十九課　第七千二十課　第七千二十一課　第七千二十二課　第七千二十三課　第七千二十四課　第七千二十五課　第七千二十六課　第七千二十七課　第七千二十八課　第七千二十九課　第七千三十課　第七千三十一課　第七千三十二課　第七千三十三課　第七千三十四課　第七千三十五課　第七千三十六課　第七千三十七課　第七千三十八課　第七千三十九課　第七千四十課　第七千四十一課　第七千四十二課　第七千四十三課　第七千四十四課　第七千四十五課　第七千四十六課　第七千四十七課　第七千四十八課　第七千四十九課　第七千五十課　第七千五十一課　第七千五十二課　第七千五十三課　第七千五十四課　第七千五十五課　第七千五十六課　第七千五十七課　第七千五十八課　第七千五十九課　第七千六十課　第七千六十一課　第七千六十二課　第七千六十三課　第七千六十四課　第七千六十五課　第七千六十六課　第七千六十七課　第七千六十八課　第七千六十九課　第七千七十課　第七千七十一課　第七千七十二課　第七千七十三課　第七千七十四課　第七千七十五課　第七千七十六課　第七千七十七課　第七千七十八課　第七千七十九課　第七千八十課　第七千八十一課　第七千八十二課　第七千八十三課　第七千八十四課　第七千八十五課　第七千八十六課　第七千八十七課　第七千八十八課　第七千八十九課　第七千九十課　第七千九十一課　第七千九十二課　第七千九十三課　第七千九十四課　第七千九十五課　第七千九十六課　第七千九十七課　第七千九十八課　第七千九十九課　第八千課　第八千一課　第八千二課　第八千三課　第八千四課　第八千五課　第八千六課　第八千七課　第八千八課　第八千九課　第八千十課　第八千十一課　第八千十二課　第八千十三課　第八千十四課　第八千十五課　第八千十六課　第八千十七課　第八千十八課　第八千十九課　第八千二十課　第八千二十一課　第八千二十二課　第八千二十三課　第八千二十四課　第八千二十五課　第八千二十六課　第八千二十七課　第八千二十八課　第八千二十九課　第八千三十課　第八千三十一課　第八千三十二課　第八千三十三課　第八千三十四課　第八千三十五課　第八千三十六課　第八千三十七課　第八千三十八課　第八千三十九課　第八千四十課　第八千四十一課　第八千四十二課　第八千四十三課　第八千四十四課　第八千四十五課　第八千四十六課　第八千四十七課　第八千四十八課　第八千四十九課　第八千五十課　第八千五十一課　第八千五十二課　第八千五十三課　第八千五十四課　第八千五十五課　第八千五十六課　第八千五十七課　第八千五十八課　第八千五十九課　第八千六十課　第八千六十一課　第八千六十二課　第八千六十三課　第八千六十四課　第八千六十五課　第八千六十六課　第八千六十七課　第八千六十八課　第八千六十九課　第八千七十課　第八千七十一課　第八千七十二課　第八千七十三課　第八千七十四課　第八千七十五課　第八千七十六課　第八千七十七課　第八千七十八課　第八千七十九課　第八千八十課　第八千八十一課　第八千八十二課　第八千八十三課　第八千八十四課　第八千八十五課　第八千八十六課　第八千八十七課　第八千八十八課　第八千八十九課　第八千九十課　第八千九十一課　第八千九十二課　第八千九十三課　第八千九十四課　第八千九十五課　第八千九十六課　第八千九十七課　第八千九十八課　第八千九十九課　第九千課　第九千一課　第九千二課　第九千三課　第九千四課　第九千五課　第九千六課　第九千七課　第九千八課　第九千九課　第九千十課　第九千十一課　第九千十二課　第九千十三課　第九千十四課　第九千十五課　第九千十六課　第九千十七課　第九千十八課　第九千十九課　第九千二十課　第九千二十一課　第九千二十二課　第九千二十三課　第九千二十四課　第九千二十五課　第九千二十六課　第九千二十七課　第九千二十八課　第九千二十九課　第九千三十課　第九千三十一課　第九千三十二課　第九千三十三課　第九千三十四課　第九千三十五課　第九千三十六課　第九千三十七課　第九千三十八課　第九千三十九課　第九千四十課　第九千四十一課　第九千四十二課　第九千四十三課　第九千四十四課　第九千四十五課　第九千四十六課　第九千四十七課　第九千四十八課　第九千四十九課　第九千五十課　第九千五十一課　第九千五十二課　第九千五十三課　第九千五十四課　第九千五十五課　第九千五十六課　第九千五十七課　第九千五十八課　第九千五十九課　第九千六十課　第九千六十一課　第九千六十二課　第九千六十三課　第九千六十四課　第九千六十五課　第九千六十六課　第九千六十七課　第九千六十八課　第九千六十九課　第九千七十課　第九千七十一課　第九千七十二課　第九千七十三課　第九千七十四課　第九千七十五課　第九千七十六課　第九千七十七課　第九千七十八課　第九千七十九課　第九千八十課　第九千八十一課　第九千八十二課　第九千八十三課　第九千八十四課　第九千八十五課　第九千八十六課　第九千八十七課　第九千八十八課　第九千八十九課　第九千九十課　第九千九十一課　第九千九十二課　第九千九十三課　第九千九十四課　第九千九十五課　第九千九十六課　第九千九十七課　第九千九十八課　第九千九十九課　第一万課　第一万一課　第一万二課　第一万三課　第一万四課　第一万五課　第一万六課　第一万七課　第一万八課　第一万九課　第一万十課　第一万十一課　第一万十二課　第一万十三課　第一万十四課　第一万十五課　第一万十六課　第一万十七課　第一万十八課　第一万十九課　第一万二十課　第一万二十一課　第一万二十二課　第一万二十三課　第一万二十四課　第一万二十五課　第一万二十六課　第一万二十七課　第一万二十八課　第一万二十九課　第一万三十課　第一万三十一課　第一万三十二課　第一万三十三課　第一万三十四課　第一万三十五課　第一万三十六課　第一万三十七課　第一万三十八課　第一万三十九課　第一万四十課　第一万四十一課　第一万四十二課　第一万四十三課　第一万四十四課　第一万四十五課　第一万四十六課　第一万四十七課　第一万四十八課　第一万四十九課　第一万五十課　第一万五十一課　第一万五十二課　第一万五十三課　第一万五十四課　第一万五十五課　第一万五十六課　第一万五十七課　第一万五十八課　第一万五十九課　第一万六十課　第一万六十一課　第一万六十二課　第一万六十三課　第一万六十四課　第一万六十五課　第一万六十六課　第一万六十七課　第一万六十八課　第一万六十九課　第一万七十課　第一万七十一課　第一万七十二課　第一万七十三課　第一万七十四課　第一万七十五課　第一万七十六課　第一万七十七課　第一万七十八課　第一万七十九課　第一万八十課　第一万八十一課　第一万八十二課　第一万八十三課　第一万八十四課　第一万八十五課　第一万八十六課　第一万八十七課　第一万八十八課　第一万

| | | |

商工省

特許標準局

電所在地　赤坂一ツ木通一ノ一
電話　一三〇一四九

電所在地　千代田區三年町
電話　銀座二五八七・二三三・五五〇八　一四〇一・二八三六・二八三七

〔本省各局課事務分掌〕

（昭和二十二年六月現在）

大臣官房	秘書課	（一）機密に關する事項　（二）職員の進退身分及賞罰に關する事項　（三）大臣及次官の官印並に省印の保管に關する事項　（四）官印公印及その他の庶務に關する事項　（五）賞勲及功績表彰に關する事項　（六）公文書類及成案文書の接受發送に關する事項　（七）公文書類の編纂及保存に關する事項　（八）官報掲載に關する事項　（九）各局課の主事に屬しない事項
	會計課	（一）經費及諸收入の豫算並に會計に關する事項　（二）會計の監査に關する事項　（三）アルコール專賣事業特別會計に關する事項　（四）物品の調達及管理に關する事項　（五）國有財産に關する事項（他課の主事に屬するものを除く）
	厚生課	（一）職員の福祉及厚生に關する事項　（二）電話、自動車その他廳中施設に關する事項　（三）保健に關する事項　（四）警防宿直その他廳中取締に關する事項　（五）前各號に掲げるもの外職員の執務に關し必要な諸施設に關する事項
總務局	總務課	（一）商工業一般に關する事項　（二）所管行政に關する政策の總合調整に關する事項　（三）所管事業に關する合理化に關する事項　（四）各局課成案文書の審査及進達に關する事項　（五）地方商工局に關する事項　（六）他課の主事に屬しない事項
	物資調査課	（一）所管物資の需給に關する事項　（二）右重物資その他資源の活用及管理の措置に關する事項　（三）重要役員公團に關する事項
	輸送課	所管物資の輸送一般に關する事務
	財務課	（一）所管事業に對する金融に關する事項　（二）復興金融金庫に關する事項　（三）商工組合中央金庫に關する事項　（四）臨時資金調整法の施行に關する事項　（五）所管物資の價格に關する事項
	復興第一課	（一）機械器具及び鐵鋼關係並びに他課の主事に屬するものを除く外、所管事業に關する會社經理應急措置法及び企業再建整備法の施行に關する事項　（二）事業廢止及休業一般に關する事項　（三）閉鎖機關に關する事項
	復興第二課	鐵鋼、非鐵金屬、鑛山、燃料、化學及び電力の各事業並びに關係事業に關する會社經理應急措置法及び企業再建整備法の施行に關する事項
	勞働課	所管事業における勞働一般に關する事務
機械局	機政課	（一）局内の總合事務に關する事項　（二）工作機械、試驗機械、測定機械、工具、附屬その他の精密機械に關する事項　（三）鑄造品に關する事項　（四）度量衡法の施行その他度量衡及び計量に關する事項（度量衡器及び計量器の檢定比較檢査及び試驗を除く）（五）機械試驗所及び中央度量衡檢定所に關する事項　（六）他課の主事に屬しない事項
	産業機械課	（一）鑛山用機械、繊維用機械、化學工業用機械、鐵鋼工業用機械、農業用機械その他の生産用機械に關する事項　（二）他課の主事に屬しない機械器具に關する事項

		電気機械課	(一)電気機械(電気通信機械を除く)電気器具(電気通信器具を除く)及び電気用品(電気通信用品を除く)に関する事項 (二)ボイラー、蒸気機関、タービン、水車、水圧鉄管、水門及び鎖錨に関する事項
		自動車課	(一)自動車(車体及び部分品を含む)に関する事項 (二)産業車両、自動車、車引車その他の陸運機に関する事項 (三)内燃機械に関する事項
電気通信機械局		調整課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)電気通信用蓄電池、電気通信用電源機械に関する事項 (三)他課の主掌に属しない事項
		有線課	有線電気通信機械、有線電気通信器具及び有線電気通信用品及び電気通信用電線電纜に関する事項
		無線課	無線電気通信機械、無線電気通信器具及び無線電気通信用品に関する事項
	化学肥料	化学肥料第一課	(一)硫安、石灰窒素及び化学肥料に関する事項 (二)アンモニア系工業品及びカーバイドに関する事項 (三)化学肥料第二課の主掌に属しない事項
		化学肥料第二課	(一)部内の総合事務に関する事項 (二)硫酸、燐酸肥料、加里肥料及び石灰類に関する事項 (三)化学肥料第一課の主掌に属しない事項
	化学局	化政課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)ソーダ及び苛性ソーダ及び曹素製品に関する事項 (三)無機顔料に関する事項 (四)石炭乾溜品(ガス及びコークスを除く)コールタール分溜品及びその誘導品に関する事項 (五)カーバイト誘導品(石灰窒素を除く)その他有機合成品に関する事項 (六)合成樹脂及びセルロイドに関する事項 (七)工業試験所、醸酵研究所及び醸造試験所に関する事項 (八)他課の主掌に属しない事項
		第二部	ペイントに関する事項
		醗酵工業課	(一)アルコールの専売に関する事項(繊料アルコールの配給を除く)(二)醗酵工業品及びその誘導品に関する事項 (三)ゼラチンに関する事項
		窯業課	(一)陶磁器及び琺瑯鉄器に関する事項 (二)板ガラス、ガラス繊維及びガラス製品に関する事項 (三)耐火煉瓦、石灰石、マグネシヤ等耐材に関する事項 (四)電柱、電信子、炭素棒、井塩、ヒッチコークス等炭素製品に関する事項 (五)瓦、陳瓦及土管等に関する事項 (六)セメント及同製品、石膏製品、石綿製品並びに岩綿製品に関する事項 (七)砥石、砥石及び砥石紙布に関する事項
	繊維局	繊政課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)繊維工業試験所に関する事項 (三)他課の主管に属しない事項
		綿業課	(一)綿花及び綿繊維に関する事項 (二)綿糸綿及び他課の主掌に属する綿製品以外の綿製品に関する事項 (三)メリヤス製品及びガラ紡製品に関する事項 (四)繊維屑並びに他課の主掌に属しない繊維及びその製品に関する事項
		絹人繊課	(一)蚕糸、絹製品、スフ製品及び人造繊製品に関する事項 (二)人造繊維に関する事項 (三)繭出絹織物の製造取締に関する事項
		麻毛課	(一)羊毛及び羊毛製品に関する事項 (二)麻及び麻製品に関する事項
		衣料課	(一)国民生活用繊維製品の配給及び消費に関する事項 (二)繊製品に関する事項 (三)繊維製品に関する事項 (四)製綿に関する事項

檢査課	(一)纖維製品の檢査に關する事項 (二)輸出絹織物檢査所及び輸出毛織物檢査所に關する事項	
鑛政課	(一)局内の總合事務に關する事項 (二)鑛業法及び砂鑛法の施行に關する事項 (三)銅、鉛、亞鉛、錫、水銀等非鐵金屬及び硫黄等非金屬の配給に關する事項 (四)電線、伸銅品等非鐵金屬製品(他局課主掌に屬するものを除く)に關する事項 (五)輕金屬及び輕金屬製品(他局課の主掌に屬するものを除く)に關する事項 (六)金屬回收に關する事項 (七)地下資源調査所に關する事項 (八)他課の主掌に屬しない事項	鑛山局
鑛業課	(一)鑛物及び非鐵金屬に關する事項(他課の主掌に屬するものを除く) (二)產金法の施行に關する事項	
鐵鋼課	(一)鐵鋼及鐵鋼製品(他局課の主掌に屬するものを除く)に關する事項 (二)クロム、マンガン、タングステン、モリブデン、ニッケル、コバルト、ヴナジウムその他主に特殊鋼原料に用いる金屬及びこれらの金屬の合金に關する事項 (三)苦灰石、マグネシヤその他耐火煉瓦を除く)に關する事項	
石油課	(一)石油及び天然ガスに關する事項 (二)人造石油及びその副產物たる半成コークスに關する事項 (三)燃料アルコールの配給に關する事項	
電政課	(一)局内の總合事務に關する事項 (二)電氣事業の業務及び會計の監督に關する事項 (三)電氣工事業の取締に關する事項 (四)電氣事業の調査に關する事項 (五)他課の主掌に屬しない事項	

電業課	(一)電力利用の指導及び促進に關する事項 (二)電力需給調整に關する事項 (三)電力料金その他電力供給條件に關する事項	電力局
施設課	(一)電力施設(水力施設を除く)に關する事項 (二)電力用資材に關する事項 (三)保安通信用電話に關する事項 (四)電氣用品の取締に關する事項 (五)電氣測定器の檢定及び取締に關する事項	
水力課	發電水力及び水力施設に關する事項	
振興課	(一)局内の總合事務に關する事項 (二)所管行政に屬する中小企業の振興に關する事項 (四)商工協同組合法の施行に關する事項 (三)國民生活用物資の確保に關する總合事務に關する事項 (五)商工會議所その他所管事業に關する團體に關する事項 (六)他局の主掌に屬するものを除く) (七)博覽會、共進會及び展覽會に關する事項 (八)工藝指導所に關する事項 (九)他課の主掌に屬しない事項	生活物資局
日用品第一課	(一)金屬製日用品に關する事項 (二)電球に關する事項 (三)セルロイド製品に關する事項 (四)文房具、履物及び傘に關する事項 (五)運動具に關する事項 (六)漆器に關する事項 (七)雜貨に關する事項 (八)生活用品の修理活用に關する事項	
日用品第二課	(一)燐寸に關する事項 (二)油脂製品及び塗料に關する事項 (三)ろうそく及び塗裝布に關する事項 (四)袋に關する事項 (五)化粧品に關する事項	
ゴム皮革課	(一)ゴム及ゴム製品に關する事項 (二)皮革及び皮革製品に關する事項	

調査統計局	調査課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)所管行政に関する調査及び統計一般に関する事項 (三)内外経済事情及び経済政策の調査に関する事項 (四)各種資料の蒐集及び編纂に関する事項 (五)図書の保管及び刊行に関する事項 (六)他課の主事に属しない事項
	統計第一課	商工鉱業に関する全般的統計調査に関する事項
	統計第二課	商工鉱業に関する月間、週間その他の動態的調査に関する事項
賠償実施局	賠償課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)所管事業に係はる賠償実施計画に関する事項 (三)所管事業に係はる賠償実施に伴う措置に関する事項 (四)他課の主事に属しない事項
	作業第一課	(一)所管事業に関する賠償実施の管理及び撤去の統轄に関する事項 (二)航空機(関連兵器機材等を含む)及び兵器関係事業に属する賠償施設の管理及び撤去に関する事項
	作業第二課	他課の主事に属するものを除く外所管事業に関する賠償施設の管理及び撤去に関する事務
	業務課	(一)所管事業に属する賠償施設の管理及び撤去に関する経費に関する事項 (二)所管事業に属する賠償施設の計画に関する事項

(昭和二十二年六月現在)

長官官房	庶務課	(一)職員人事及び物品の調達管理に関する事項 (二)内閣文書の接受及び発送に関する事項 (三)内閣公文書の編纂保存に関する事項 (四)長官の官印及び職印の保管に関する事項 (五)閣中取扱に関する事項 (六)他の局課の主事に属しない事項
総務局	貿易課	(一)貿易行政の総合に関する事項 (二)輸入法令の審議に関する事項 (三)輸出入計画に関する事項 (四)貿易審議会に関する事項 (五)地方貿易事務局に関する事項 (六)貿易公団の一般監督に関する事項 (七)他局課の主事に属しない関係に関する事項 (八)他課の主事に属しない事項
	渉外課	(一)外国語文書の接受及び発送に関する事項 (二)外国語公文書の編纂保存に関する事項 (三)部外との連絡の総合に関する事項 (四)各種資料の翻訳に関する事項
	調査課	(一)貿易に関する内外事情の調査に関する事項 (二)貿易関係産業事情の調査に関する事項 (三)貿易に関する統計の作成及び蒐集整理に関する事項
	管理課	輸出入に伴う通関、保管及び保険に関する事務
	施設課	(一)外国貿易使節団に関する事項 (二)連合軍中央調達部納入品に関する事項

(貿易庁令昭和廿四年事務分掌)

輸出局	機械金属課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)機械及び金属その他の鑛産品に関する事項 (三)前號の商品に関する輸出検査に関する事項 (四)輸出検査の総合及びその他の輸出改善施設に関する事項 (五)日本貿易館に関する事項 (六)他課の主掌に属しない事項
	繊維課	繊維及び繊維製品に関する事項
	雑貨課	(一)雑貨(紙類を含む)及び美術工藝品に関する事項 (二)前號の商品に関する輸出検査に関する事項
	化學農水産課	(一)化學品、農林畜水産物及び飲食料品に関する事項 (二)前號の商品に関する輸出検査に関する事項
	資材課	輸出入品用原材料及び包装材料に関する事項
輸入局	金属燃料課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)金属その他の鑛産品、燃料及び機械に関する事項 (三)輸入物資配分委員會に関する事項 (四)他課の主掌に属しない事項
	繊維化學課	繊維品、化學品、鹽及び木材に関する事項
	食糧課	食糧、肥料及び飼料に関する事項
主計課		(一)貿易資金特別會計法の運用の総合に関する事項 (二)貿易資金特別會計の歳算決算に関する事項 (三)貿易資金特別會計及び貿易資金の出納に関する事項 (四)借入金に関する事項 (五)貿易資金特別會計及び貿易資金に属する物品會計に関する事項 (六)他課の主掌に属しない事項

〔石炭廳各局課事務分掌〕

(昭和二十二年六月現在)

經理局	資金課	(一)貿易資金計畫の設定に関する事項 (二)貿易手形の認證その他貿易金融に関する事項 (三)貿易に伴う外國爲替の管理に関する事項 (四)貿易外收支に関する事項
	審査課	(一)輸出物資の買上價格の決定に関する事項 (二)輸入物資の賣渡價格及び輸入諸掛の決定に関する事項 (三)その他貿易資金の運用の審査に関する事項
長官官房	庶務課	(一)機密、人事、文書及び會計に関する事項 (二)長官の官印及び璽印の保管に関する事項 (三)法令の審議に関する事項 (四)廳務の連絡調整に関する事項 (五)燃料研究所及び石炭坑爆發豫防試驗に関する事項 (六)他局課の主掌に属しない事項
生産局	炭政課	(一)局内の総合事務に関する事項 (二)石炭の生産計畫の實施に関する事項 (三)石炭生産狀況の考査に関する事項 (四)石炭増産協力會に関する事項
	經理課	石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する價格、金融及び經理に関する事務
	炭業課	(一)炭鑛の保安に関する事項 (二)石炭の新坑開發に関する事項 (三)炭田開發調査に関する事項 (四)石炭の品位向上に関する事項 (五)石炭鑛業の機械化その他技術指導に関する事項
	勞務課	(一)石炭及び亜炭に関する勞務に関する事項 (二)勞務者の賃金給與に関する事項 (三)勞務者の厚生施設に関する事項 (四)勞務者の募發に関する事項

石炭局	業務課	(一)石炭の配給実施に関する事項　(二)石炭の輸送に関する事項

〔事業課業務分掌〕

（昭和二十二年六月現在）

長官官房	秘書課	(一)機密に関する事項　(二)人事に関する事項　(三)長官の官印及び局印の保守に関する事項　(四)文書の接受、発送、編集及び保存に関する事項　(五)文書の筆写及び浄書に関する事項(工業所有権の出願及び原簿登録に関するものを除く)　(六)案書の参考に関する事項　(七)他の部課に属しない事項
	会計課	(一)会計に関する事項　(二)国有財産及び等級に関する事項　(三)職員の厚生施設に関する事項　(四)庁中取締に関する事項　(五)附属印刷工場の業務運営に関する事項
総務部	総務課	(一)局内総合事務に関する事項　(二)法令及び例規の審議及び立案に関する事項　(三)工業所有権に関する渉外事項　(四)工業所有権に関する内外国の制度及び状況調査に関する事項　(五)工業所有権に関する統計及び参考資料の編集に関する事項　(六)弁理士に関する事項　(七)部内各課事務の連絡調整に関する事項
	発明部	(一)発明思想の普及奨励及び発明考案の業務に関する事項　(二)発明表彰委員会に関する事項　(三)発明表彰審査機関に関する事項　(四)優秀な発明考案の実施に関する事項　(五)発明研究機関の調査、連絡及び助成に関する事項　(六)発明相談に関する事項
		(一)工業所有権の実施状況調査に関する事項　(二)発明考案の実施化研究の指導奨励及び助成に関する事項　(三)優秀な発明考案の実施者及の指導、奨励及び助

建築課	建築規格及び工業標準の制定に關する事務	
	木材及び工業品規格及び工業標準の制定に關する事務	
木材課	木材の檢査に關する事務	
機械課	機械に關する工業規格及び工業標準の制定に關する事務	
電氣規格課	電氣及び機械に關する工業品規格及び工業標準の制定に關する事務	
動力課	動力及び電氣の消費及び調査に關する事項	
運輸建設課	(一)運輸機關及び衞生に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)前號の發明及び實用新案の消費及び調査に關する事項	
通信測定課	(一)通信及び測定に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)前號の發明及び實用新案の消費及び調査に關する事項	
審判課	(一)審判に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)部內各課の連絡事務に關する事項	
庶務課	庶務に關する事項	
建築課	(一)工業品規格及び工業標準の實施及び普及奬勵に關する事項 (二)工業品規格及び工業標準の調査に關する事項 (三)工業品規格及び工業標準の開發に關する事項 (四)基本的規格及び標準の制定に關する事項 (五)工業標準の開係外技術標準に關する事務 (六)實驗規格と日本規格との調整に關する事項	
木材課	木材の檢査に關する事項	
機械課	機械に關する工業規格及び工業標準の制定に關する事務	
電氣規格課	電氣及び機械に關する工業品規格及び工業標準の制定に關する事務	

庶務課	庶務に關する事項	
審判課	(一)審判に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)部內各課の連絡事務に關する事項	
通信測定課	(一)通信及び測定に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)前號の發明及び實用新案の消費及び調査に關する事項	
運輸建設課	(一)運輸機關及び衞生に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の審査に關する事項 (三)前號の發明及び實用新案の消費及び調査に關する事項	
動力課	動力及び電氣の消費及び調査に關する事項	
建築課	(一)工業品規格及び工業標準の實施及び普及奬勵に關する事項 (二)工業品規格及び工業標準の調査に關する事項 (三)工業品規格及び工業標準の開發に關する事項 (四)基本的規格及び標準の制定に關する事項 (五)工業標準の開係外技術標準に關する事務 (六)實驗規格と日本規格との調整に關する事項	
木材課	木材の檢査に關する事項	
機械課	機械に關する工業規格及び工業標準の制定に關する事務	
電氣規格課	電氣及び機械に關する工業品規格及び工業標準の制定に關する事務	

庶務課	庶務に關する事項 (四)工業所有權の活用上必要な調査に關する事項 (五)特許權存續期間の延長、特許發明明細書、實用新案公報、發明公報及び審決謄本の編集、發行及び配布に關する事項	
審判課	(一)工業所有權に關する出願書類の方式審査に關する事項 (二)出願書類の分類及び整理保管に關する事務 (三)部內各課事務の連絡調整に關する事項	
出願課	特許第一部	
登錄課	(一)工業所有權の原簿登錄に關する事項 (二)特許權登錄證及びその複本下附に關する事項 (三)特許料及び登錄料の收入に關する事項 (四)原簿の閱覽、謄寫及び謄本に關する事項	
審査課	(一)審査に關する事項 (二)審判及び訴訟の指導に關する事項 (三)部內各課の連絡事務に關する事項	
農水產課	(一)農林、水產及び水產製品の發明及び實用新案の審査に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の調査に關する事項 (三)部內各課事務の連絡調整に關する事項	
材料課	(一)有機材料及び無機材料に關する發明及び實用新案の審査に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の調査に關する事項	
繊維食料課	(一)繊維及び食料に關する發明及び實用新案の審査に關する事項 (二)前號の發明及び實用新案の指導及び調査に關する事項	
	(一)前各號に掲げる一般機械に關する事項	

〔本省關係以上名簿〕・昭和二十二年九月九日現在

大臣官房					
大臣	幣原喜重郎	芝、高輪、南三七、官舍	(電)	大崎	一〇三〇一二
次官	岡部常	芝、南佐久間ノ一五五、和田ビル内		九老	八八
官房長	松吉喜一	文京、高田老松、一五		牛込	二〇五三
會計課長	成瀬幸三郎				
厚生計畫課長	木井村貞一	文京、駒込千駄木五〇		駒込	二一四
勞政課長	板橋、小竹、三三〇五			蒲田	八二一
勞務課長	杉並、阿佐ヶ谷、六ノ二三三			荏原	五五二七
勞働基準局					
局長	前田静				
勞政課長	中野、沼袋五六一			中野	四五〇九
勞務課長	世田ヶ谷、代田一ノ四二〇			杉並、阿佐ヶ谷六ノ一七二	
勞働衛生課長	大田、蒲ヶ谷、六四四				
勞働基準監督官	目黒、衾、六〇七				
勞働基準監督官	港、麻布、鷹尾、二				
勞働基準監督官	文京、大塚窪四六大谷方			大塚	七三
勞働基準監督官	世田ヶ谷、玉川、等々力二ノ四六三(呼)			田園調布四一一〇	
勞働基準監督官	杉並、方南、五〇六				
勞働基準監督官	文京、駒込、千駄木、五〇			駒込	二一四
勞働基準監督官	目黒、中根二一一			荏原	一九三六
勞働基準監督官	品川、西中延、五ノ二四六			荏原	八一〇二
勞働基準監督官	渋谷、芳ヶ崎町寓港ノ一四六三				
勞働基準監督官	大山二三			渋谷	五〇七

勞働基準監督官	埼玉縣、北足立部鴻巣二七三				
勞働基準監督官	渋谷、驛谷、三二				
勞働基準監督官	港、青山高樹、一二ノ四				
勞働基準監督官	北多摩郡南村金森三九八				
勞働基準監督官	港、杉並、馬橋、四ノ五〇五				
勞働基準監督官	港、赤坂青山南、六ノ八五五				
勞働基準監督官	目黒、富士見寮、一六五四				
勞働基準監督官	北多摩郡武蔵野町吉祥寺七一六				
勞働基準監督官	横濱市、仲町四ノ五九				
勞働基準監督官	横濱市、鶴見區東寺尾町一四				
勞働基準監督官	文京、駒込林一〇五	大平方			
勞働基準監督官	豐島、長崎一ノ四四				
勞働基準監督官	大田、大鏡倉市、大町四二三				
勞働基準監督官	埼玉縣、久ヶ原、一〇八一				
勞働基準監督官	中野、野方、一ノ五九五				
勞働基準監督官	世田ヶ谷、北澤三ノ九〇七				
勞働基準監督官	杉並、大宮前三ノ三七八				
勞働基準監督官	世田ヶ谷、野澤、一ノ六五				
勞働基準監督官	世田ヶ谷、玉川、等々力二ノ一六九六				
勞働基準監督官	港、世田ヶ谷、上馬、三ノ九四七				
勞働基準監督官	港、芝高輪南四七				
勞働基準監督官	杉並、和泉、三七〇				
勞働基準監督官	川口市、飯塚一ノ九三七				
勞働基準監督官	岩田始榮				
勞働基準監督官	藤吉中讓				
勞働基準監督官	酒中讓				
勞働基準監督官	高川伊野				
勞働基準監督官	鈴木大高				
勞働基準監督官	三日和松				
勞働基準監督官	白松鈴				
勞働基準監督官	田中關				
勞働基準監督官	田井岡貢				
勞働基準監督官	錠井野				
勞働基準監督官	木吉島				
勞働基準監督官	東山見				
勞働基準監督官	野坂木				
勞働基準監督官	和氣				
勞働基準監督官	田崎村				
勞働基準監督官	木友千振				
勞働基準監督官	竹佐幸				
勞働基準監督官	之正	敬正秋			
勞働基準監督官	三伊霜	習運友			
勞働基準監督官	代八喜	道文敬			
勞働基準監督官	郎茂平雄津	三郎八弘夫郎次助	義勉雄雄義行郎夫雄一平		
勞働基準監督官	鎌檢製衣鹿綱絹繊	繊	無關	化化化化化化	化 無有調	電氣通信自動車
勞働基準監督官	鎌山產品料毛人衆政	衆	衆政	學學學學學學	事 線線整	線機械
勞働基準監督官	鎌課課課課課課	課	課	肥肥肥肥肥肥	課 課課課	課課課
勞働基準監督官	長長長長長長長	長	長	料料料料料料	長 長長長	長長長
勞働基準監督官	長長長長長長長	長	長	課課課課課課	長 長長長	長長長
勞働基準監督官	產業機械課長	鈴木松雪	水産課長	木尾山村久	庶務課長	木金大一	平藏助郎一井	

作作詰　農商産統計課長（兼）　統計第二課長（兼）　統計第一課長　統計課長　紙建ゴム皮革日用品第二課長　日用品第一課長　繊維工業課長　金属機械化学鉱業課長　入材木課長　施設管理課長　水道電電　石綱
業業第二課長　価格調査課長　農業調査課長　農業調査課長　生活物資需給計画課長　興業課長　力設業政　力油鋼
課長　課長　課長　

食糧課長	金谷榮治郎	鎌谷、神山、二五	
經理局長	村岡信勝	港、芝白金今里、七七	
主計課長	椎野幸雄	鎌谷、千駄ヶ谷四ノ七三五	松本方
資金課長	渡邊誠	中央、横山町五ノ八	
審査課長	中平榮利	文京、第六天町五四	大藏寮

〔石炭廳課長以上名簿〕（昭和二十二年九月九日現在）

長官	管禮之助	杉並、荻窪、二ノ一一九	
次長	吉田俤二郎	鎌倉市、鳳橘材木座采女寮	
長官官房			
庶務課長	波多野義館	芝、高輪南、二七	
生産局長	渡邊誠	鎌倉市、材木座諏訪町九四九	
炭政課長	川上爲治	杉並、和泉、九二一	
經理課長	千葉弘毅	埼玉縣、浦和市岸町八ノ四六	
炭業課長（取扱）	渡邊誠	前記	
勞務課長	振本敏夫	目黒、洗足、一四三九	
資材局長	石坂善五郎	鎌倉市、鳳橘材木座、采女寮	
調整課長	江崎千準	中野、野方、二ノ一六〇一	入澤方
重機材課長	富木進	靜岡縣、駿東郡御殿場町	
木材課長	村田恒	神奈川縣、藤澤市片瀨町下谷二九三一	（呼）片瀨 二五九
生活物資課長	戸引達	中野、富士見、五六	神谷方
管理局長	平井富三郎	鎌倉市、鳳橘材木座	采女寮
管理課長	齋藤正年	鎌島、鎌司ヶ谷一ノ五七須賀一正方	

		鎌谷	五〇六
		淀橋	一五九四
		鎌倉	四三六
		荻窪	三九八〇
		鎌倉	四三六
		鎌倉	一〇九二
		鎌倉	四三六
		中野	二二七六
		御殿場	九
		鎌倉	四三六
		九段	三一〇

瓦斯課長	正木榮	目黒、大岡山九六	
熱管理課長	富松四郎	杉並、神明、二八	安西銀平方
亜炭局長	相杜正太郎	大田、南千束、九九	
生産課長	鵜島暘夫	中野、野方二ノ一四五〇	
資材課長	望月儀太郎	文京、高田老松、二五	
業務課長	加々見敬司	杉並、荻窪三ノ一五二	

〔特許標準局課長以上名簿〕（昭和二十二年九月九日現在）

局長	久保敬二郎	千葉縣、幕張町馬加八〇	
長官官房			
秘書課長（兼）	池高朗	左記	
會計課長	池高朗	杉並、西荻窪、二	
總務部長	原幸夫	杉並、荻窪四ノ七〇	故山寮
總務課長	池永光彌	横濱市、鶴見區東寺尾町一四七四	
庶務課長	德川喜堅	目黒、三谷、二七	
活用課長	齋藤二郎	杉並、馬橋、三ノ三五六	
特許第一部長	海老根駿		
出願課長（兼）	村田繁		
登錄課長	松原憲太郎		
意匠商標課長	大野晉		
特許第二部長	吉藤幸朗		
農水産課長	世田邊義一		
材料課長			

		荏原	三九七三
		中野	八〇七三

左記

杉並、東荻、三七	
品川、大井、鹿島町二九五〇	
埼玉縣、秩父町大字大宮二五一〇	
世田ヶ谷、代田二丁目一〇〇七	
世田ヶ谷、上馬一丁目二四五	岩橋辰男方
世田ヶ谷	四九九

繊維、食料課長　田丸巖
動力課長　藤崎春雄
運輸建設課長　中島和雄
通信測定課長　吉崎悦治
勤労部長　秋山禮三
審判課長　山本茂操
抗告審判課長　上山目黒
審理部長　平田世田谷
標準課長　針金宣一
材料規格課長　横山不學
機械規格課長　小田清
電気規格課長　千ヶ崎宣男
監査官　渡邊勤

経済安定本部

所在地　東京都千代田區霞ヶ關二ノ一
電話　銀座　七六一一―六　五八三一―九

物価廳

所在地　内幸町一ノ一　勸業銀行ビル
電話　銀座　一四八一、一五八三、一七九〇、六八四七、三三五一

〔本部各局課事務分掌〕（昭和二十二年六月現在）

庶務課

（一）機密に關する事項　（二）職員の進退及び賞罰に關する事項　（三）總裁、總務長官及び副長官の官印並に本部印の管守に關する事項　（四）官紀、風紀その他職員の服務に關する事項　（五）儀式典禮に關する事項　（六）公文書類及び成案文書の接受發送に關する事項　（七）公文書類の編集及び保存に關する事項　（八）官報掲載に關する事項　（九）他局課の主掌に屬するものの外、地方經濟安定局に關する事項　（十）他局部課の主掌に屬しない事項

會計課

（一）經費及び諸收入の豫算及び決算並びに會計に關する事項　（二）會計の監査に關する事項　（三）物品の調達及び管理に關する事項　（四）他局部課の主掌に屬するものの外國有財產に關する事項　（五）營繕に關する事項　（六）廳中取締に關する事項　（七）職員共濟組合に關する事項

企畫課

（一）經濟安定政策の企畫一般に關する事項　（二）顧問會議に關する事項

調査課

（一）經濟安定施策の策定に必要な調査並びに資材の作成及び整理に關する事項　（二）海外經濟事情の調査及び研究に關する事項　（三）圖書及び資料の保管及び利用に關する事項

統計課

（一）經濟統計の調整、加工、保管及び利用に關する事項　（二）經濟安定施策の策定に必要な基本的問題の統計的研究に關する事項

指導課

物資割當の事務に從事する職員の指導及び訓練に關する事務

情報部

本部施策に關する宣傳及び啓發に關する事務

連絡部

外部との連絡に關する事務

需給課

（一）物資の需給に關する基本計劃の總括に關する事項　（二）物資の需給（他局の主掌に屬するものを除く）に關する長期計劃、年間計畫及び四半期計劃の基本方

生産局			
	金属機械課	化學第一課	化學第二課
針の策定及び総合調整に関する事項（三）生産資料の統制一般に関する事項（四）賠償の實施に関する政策及び計畫の基本の總括に関する事項（五）他課の主掌に属しない事項			
（一）鐵鋼及び同二次製品、非鐵金屬及び同製品並びに重要機械の生産及び配給（農林漁業用機械器具の配給を除く）の事業に関する一般政策に関する事項（二）前號に掲げる物資の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計劃（原料、資材、資金、勞力及び電力の需要計劃、割當計畫及び確保對策を含む、以下同じ）及び需要部門別配當計畫（農林漁業用機械器具の配當を除く）の策定に関する事項			
（一）硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里肥料及び加里鹽並びにアンモニア系製品、硫酸、カーバイト、鹽、ソーダ、タール及び同製品、有機合成品、無機藥品その他他課の主掌に属しない基礎的化學製品の生産及び配給（硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里肥料その他の化學肥料の配給を除く）の事業に関する一般政策に関する事項（二）前號に掲げる物資の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫（硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里肥料その他の化學肥料の配當計畫を除く）策定に関する事項		
（一）油脂及び油脂製品、塗料、アルコール、セルロイド、ゴム製品、皮革、皮革製品、纖維製品、パルプ及び紙の生産及び配給の事業に関する一般政策に関する事項（二）前號に掲げる物資の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に関する事項			

	纖維課	農產課	水產課	林產課	計畫課
	（一）纖維及び纖維製品（他課の主掌に属するものを除く）の生産及び配給の事業に関する一般政策並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に関する事項	（一）農業、畜產業及び養蠶業に関する一般政策に関する事項（二）前號に掲げる物資の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に関する事項	（一）水產業に関する一般政策に関する事項（二）水產物の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計畫及び漁船の生産計畫の策定に関する事項（三）國民食糧及び榮養對策審議會水產部會に関する事項	（一）林業に関する一般政策に関する事項（二）木材その他林產物（薪炭を除く）の長期、年次及び四半期別並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に関する事項	（一）公共事業に関する企畫及び總合調整に関する事項（二）公共事業に要する資材、勞力及び電力の需要計畫並びに配當計畫に関する事項（三）河川、砂防施設、港灣、道路、農耕地、林地、都市計畫、建築、鐵道、通信施設その他の建設の總合計畫の策定及び總合調整に関する事項（四）厚生施設その他に関する建設の總合計畫の策定及び總合調整に関する事項（五）國土計畫に関する事項（六）國土計畫審議會に関する事項（七）他課の主掌に属しない事項

建設局	公共事業課	金、資材、勞務等の需要計畫配當計畫及び確保對策に關する事項　(三)公共事業の認證に關する事項　(四)公共事業の推進及び監督に關する事項
	建築課	(一)住宅その他の建築に關する總合計畫の策定及び總合調整に關する事項　(二)住宅その他の建築及び建築事業の統制に關する一般政策に關する事項　(三)國費及び國費の補助による建築の事業の認證に關する事項　(四)建築に要する資金、資材、勞務等の需要計畫、配當計畫及び確保對策に關する事項
	産業施設課	(一)産業施設の補修、復舊、擴充等の建設に關する總合計畫の策定及び總合調整に關する事項　(二)電力開發の實施に關する企畫及び調整に關する事項　(三)産業施設に關する建設に要する資金、資材、勞務等の需要計畫、配當計畫及び確保對策に關する事項
貿易局	貿易政策課	(一)貿易政策一般に關する事項　(二)長期、年次及び四半期別並びに品目別の貿易計畫の總合調整に關する事項　(三)他課の主掌に屬しない事項
	輸出課	(一)輸出産業の振興に關する一般政策に關する事項　(二)長期、年次及び四半期別並びに品目別の輸出計畫の策定に關する事項
	輸入課	(一)輸入確保に關する一般政策に關する事項　(二)海陸總合輸送計畫に關する事項　(三)鐵道、軌道、運路、運送その他際運に關する總合計畫の策定及び總合調整に關する事項　(四)物資の生産計畫及び貿易計畫と陸運計畫との調整に關する事項
	陸運課	(一)陸運送に關する一般政策に關する事項　(二)運航、造船（漁船の生産を除く）港灣、倉庫、その他海運に關する總合計畫の策定及び調整に關する事項　(三)物資の生産計畫及び貿易計畫と海運計畫との調整に關する事項　(四)海上輸送力の基本的配分に關する事項　(五)海運に要する資金、資材、勞務等の需要計畫、配當計畫及び確保對策に關する事項

運輸局	海運課	(六)陸上輸送力の基本的配分に關する事項　(六)陸運に要する資金、資材、勞務等の需要計畫、配當計畫及び確保對策に關する事項　(七)他課の主掌に屬しない事項
動力局	石炭生産課	(一)石炭鑛業及び亞炭鑛業に關する一般政策に關する事項　(二)石炭及び亞炭の長期、年次及び四半期別並びに炭田別及び炭種別の生産計畫の策定に關する事項　(三)他課の主掌に屬しない事項
	配炭課	(一)石炭、亞炭ガス及びコークスの配給に關する一般政策に關する事項　(二)石炭、亞炭ガス及びコークスの長期、年次、四半期及び月別並びに地域別及び需要部門別の配當計畫の策定に關する事項
	石油課	(一)石油の生産業に關する一般政策に關する事項　(二)石油の長期、年次、四半期及び月別並びに品種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に關する事項（他局課の主掌に屬するものを除く）
	電力課	(一)電力事業に關する一般政策に關する事項　(二)電力の長期、年次、四半期及び月別並びに種別の生産計畫及び需要部門別配當計畫の策定に關する事項（他局課の主掌に屬するものを除く）

財政金融局				物價局		勞働局
財務課	資金課	產業金融課	企業課	物價政策課	生計費課	勞政課
(一)財政並びに通貨及び金融に關する基本政策の企畫、總合調整及び推進に關する事項 (二)豫算編成方針の策定及び重要歲出費目の調整に關する事項 (三)財政並びに通貨及び金融の監査方針に關する事項 (四)通貨發行審議會に關する事項 (五)他課の主掌に屬しない事項	(一)總合資金計畫の策定に關する事項 (二)國民所得及び國民支出の調査及び測定に關する事項	(一)產業融資の基本方針に關する事項 (二)產業融資の監査方針に關する事項	(一)企業及び金融機關の再建整備方針に關する事項 (二)私的獨占禁止及び公正取引の確保に關する法律の運用方針に關する事項 (三)企業の形態及び運營の調査に關する事項 (四)企業再建整備委員會に關する事項	(一)物價安定の基本方策に關する事項 (二)物價水準に關する事項 (三)物價統制の一般方針に關する事項 (四)他課の主掌に屬しない事項	(一)生計費安定の基本方策に關する事項 (二)標準生計費の算定に關する事項 (三)實際生計費の調査に關する事項	(一)賃金、給料その他給與に關する一般政策に關する事項 (二)勞務用物資の確保に關する事項 (三)勞働組合運動及び勞働者敎育に關する事項 (四)前各號の外勞働政策一般に關する事項

生活物資局				
需給安定課	民生課	主食品課	生鮮食品課	加工食品課
(一)失業對策一般に關する事項 (二)勞務の需給調整に關する事項 (三)前二號に揭げるものの外人口及び屬籍に關する事項 (四)他課の主掌に屬しない事項	(一)國民の物的生活水準に關する長期計畫、年間計畫及び四半期計畫の基本方針の策定及び總合調整に關する事項 (二)生活物資の需給に關する事項 (三)生活物資の統制一般に關する事項 (四)生活物資の消費に關する一般政策に關する事項 (五)國民生活の合理化に關する事項 (六)國民食糧及び榮養對策審議會並に同榮養部會洗通部會及び加工部會に關する事項 (七)他課の主掌に屬しない事項	(一)主要食糧の割當集荷及び配給の基本計畫に關する事項 (二)主要食糧の加工計畫の總括並びにこれに要する資材の需要計畫割當計畫及び確保對策に關する事項 (三)主要食糧の供出制度に關する事項	(一)青果物及びその輕度加工品、生鮮魚介及びその輕度加工品並びに畜產食品(他課の主掌に屬するものを除く)の集出荷及び配給に關する基本政策並びに割當に關する事項 (二)前號に揭げる加工品の生產計畫並びにその生產に要する資材の需要計畫、割當計畫及び確保對策に關する事項 (三)前號の食品の集出荷及び配給に必要な冷藏、冷凍、製氷等の施設に關する事項	(一)味噌、醬油、アミノ酸、食酢その他の調味加工食品の生產及び割當に關する事項 (二)鹽の生產及び割當に關する事項 (三)砂糖、サッカリン、ズルチン、水飴、葡萄糖その他の甘味食品の生產(サッカリン及びズルチンの生產を除く)及び割當に關する事項 (四)壜詰及び罐詰の生產及び割當に關する事項 (五)乳製品の生產並びに牛乳及び乳製品の割當に關する事項 (六)食料油その他油脂加

総務課	(一)庶務及び取締の基本方針に関する事項 (二)取締官廳及び行政官廳との連絡調整に関する事項 (三)地方経済安定局庶務部の指導に関する事項 (四)他課の所管に属しない事項	
日用品課	(一)日用品金属製品の生産に関する事項 (二)木製品の生産に関する事項 (三)傘、電球、靴、地下足袋その他の日用品の生産に関する事項 (四)醫藥品及び衛生用物資の生産に関する事項 (五)マッチ、ロープソウ、竹製品、五倍子加工澱粉樹脂、塗料、ニルクその他の日用化学製品の生産に関する事項 (六)學用文具、運動具、セルロイド製品、テッタス、フアイバー、雑貨布、疊その他の日用品の生産に関する事項 (七)前各號の物資の割當、配給及び消費に関する一般政策並びにその生産に要する資材の需要計畫、割當計畫及び確保對策に関する事項	工業品、酒類及び煙草の生産及び割當に関する事項 (七)前各號に掲げる物資の配給及び消費に関する一般政策並びにその生産に要する資材の需要計畫、割當計畫及び確保對策に関する事項 (八)繊維の集荷及び配給に関する事項 (九)前各號の外食品加工及び加工食品の消費に関する政策及び計畫に関する事項
家庭燃料課	(一)新炭(ガス用新炭を含む)、練豆炭の割當及び配給並びにこれらの生産、所要資材の需要計畫、割當計畫及び確保對策に関する事項 (二)生活用ガス及び電力の割當に関する事項 (三)前二號の外家庭燃料の消費に関する一般政策に関する事項	
衣料課	(一)衣生活一般に関する事項 (二)衣料品の割當及び配給に関する政策及び計畫に関する事項 (三)メリヤス、繊維、製綿及び繊維製品の生産計畫並びに所要資材の需要計畫、割當計畫及び確保對策に関する事項	

監査局	監査第一課	(一)經濟安定本部、職災復興院、商工省及び厚生省の經濟行政の監査に関する事項 (二)前號の官廳の主掌する物資の統制の監査に関する事項 (三)前號に関連する輸送の監査に関する事項
	監査第二課	(一)農林省、大藏省及び運輸省の經濟行政の監査に関する事項 (二)農林省及び大藏省の主掌する物資の統制の監査に関する事項 (三)前號に関連する輸送の監査に関する事項
	公園監査課	公園その他總務長官の指定する國營の監査に関する事務
	在庫品課	關連滯貨物資の調査及び促進に関する事務
		主掌に属しない事項

(物價廳本部職員事務分掌)

(昭和二十二年六月現在)

長官官房	庶務課	(一)人事に関する事項 (二)長官及次長の官印並びに璽印の管守に関する事項 (三)會計に関する事項 (四)物價統制令による納付金の收入に関する事項 (五)職中取締に関する事項 (六)職員の權利に関する事項
		(一)物價に関する基本事項の企畫及び總合調整に関する事項 (二)財政金融、生産配給、賃金給與その他物價に関係ある重要事項に関する事務との總合調整に関する事項 (三)物價に関する基本事項の普及宣傳に関する事項 (四)物價に関

第一部	總務課
	する法令に關する事項（五）物價安定委員會に關する事項（六）地方物價事務局に關する總合事務に關する事項（七）文書の審査及送達に關する事項（八）公文書類及成案文書の接受發送竝に編纂保存に關する事項（九）官報報告及び情報事務に關する事項（十）原價計算の統一に關する事項（十一）價格調整公團に關する總合事務に關する事項（十二）他部課の主管に屬しない事項
	經理課
	（一）物價安定のための國庫補助金に關する事項（二）物價統制令による價格差益の調査及び決定に關する事項（三）物價統制令による價格差益の調査及び決定に關する事項
	調査課
	（一）主要食糧、同加工品及び酒類價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項（三）第二部の主管であつて他課に屬しない事項
第二部	主要食品課
	（一）青果、鮮魚介、肉、卵、牛乳その他生鮮食品及び同上加工品竝に茶の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項
	生鮮食品課
	（一）調味料、罐詰、食用油、脂、飲料、菓子その他工業食品の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項
	工業食品課

第三部	動力課
	（一）石炭、コークス、石油、瓦斯及び電力の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項（三）第三部の主管であつて他課に屬しない事項
	金屬課
	（一）鐵、非鐵金屬及び鑛石の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項
	機械課
	（一）電氣機械、產業機械、工作機械、自動車、車輛その他機械工業製品（船舶を除く）の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項
	化學課
	（一）セメント、曹達及び化學肥料その他の化學工業製品（醫藥品を除く）の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事項
第四部	纖維課
	（一）綿、スフ、羊毛、その他の纖維製品、紙及びパルプの價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務の連絡に關する事項（三）第四部の主管であつて他課に屬しない事項
	日用品課
	（一）家庭用品、事務用品、醫藥品、衞生品、その他國民日用生活用品の價格に關する事項（二）前號に揭げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項
	特產課
	（一）木材、薪炭、鹽、生糸、麻、飼料、煙草その他他部課の主管に屬しない農林畜水產物の價格に關する事項（二）前號に揭げるものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

第五部		
不動産課	(一)土地、建物の賃格に関する事項　(二)地代、家賃及び小作料に関する事項　(三)借地権及び借家権の賃格に関する事項　(四)農業賃貸料及び農耕賃貸料に関する事項　(五)第五部の主管であつて他課に属しない事項	
交通事業課	(一)運送及び水運の運賃に関する事項　(二)荷役料、運航手数料其の他運送に関する作業諸料金に関する事項　(三)倉庫料金に関する事項　(四)船舶の賃格賃貸料及傭船料に関する事項	
料金課	(一)郵便、電信、電話、放送、新聞、水道及保険の料金に関する事項　(二)繭糸、加工賃、保管料、賃貸料、請負料、手数料等に関する事項　(三)入場料、宿泊料、医事料其の他各種料金に関する事項	

(昭和二十二年九月九日現在)

(本籍欄長以上名義)

指導課長	大島　豊	横浜市鶴見区北寺尾町一ノ七〇九	
企画課長	倉庫太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
計理課長	計太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
庶務課長	庶務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
調査課長	調査	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
秘書官	秘書	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
建設部長	建設太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農林水産部長	農林水産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
林業課長	林業	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農産課長	農産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
蚕糸課長	蚕糸	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学繊維課長	化学繊維	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第一課長	化学第一	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第二課長	化学第二	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
金属課長	金属	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
給水課長	給水	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
土木部長	土木太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
道路課長	道路	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
河川課長	河川	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
砂防課長	砂防	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
都市計画課長	都市計画	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
港湾課長	港湾	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
住宅課長	住宅	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
営繕課長	営繕	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
官房長	官房	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
総務部長	総務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
人事課長	人事	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
会計課長	会計	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
出納課長	出納	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
指導課長	指導	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
企画課長	企画	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
計理課長	計理	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
庶務課長	庶務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
調査課長	調査	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
秘書官	秘書	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
建設部長	建設太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農林水産部長	農林水産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
林業課長	林業	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農産課長	農産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
蚕糸課長	蚕糸	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学繊維課長	化学繊維	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第一課長	化学第一	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第二課長	化学第二	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
金属課長	金属	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
給水課長	給水	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
土木部長	土木太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
道路課長	道路	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
河川課長	河川	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
砂防課長	砂防	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
都市計画課長	都市計画	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
港湾課長	港湾	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
住宅課長	住宅	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
営繕課長	営繕	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
官房長	官房	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
総務部長	総務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
人事課長	人事	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
会計課長	会計	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
出納課長	出納	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
指導課長	指導	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
企画課長	企画	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
計理課長	計理	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
庶務課長	庶務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
調査課長	調査	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
秘書官	秘書	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
建設部長	建設太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農林水産部長	農林水産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
林業課長	林業	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
農産課長	農産	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
蚕糸課長	蚕糸	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学繊維課長	化学繊維	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第一課長	化学第一	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
化学第二課長	化学第二	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
金属課長	金属	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
給水課長	給水	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
土木部長	土木太郎	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
道路課長	道路	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
河川課長	河川	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
砂防課長	砂防	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
都市計画課長	都市計画	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
港湾課長	港湾	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
住宅課長	住宅	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
営繕課長	営繕	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
官房長	官房	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
総務部長	総務	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
人事課長	人事	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
会計課長	会計	前橋市鎌倉町一ノ一〇	
出納課長	出納	前橋市鎌倉町一ノ一〇	

鶴 金 電 財 鶴 石 配 大 鶴 港 鶴 鶴
大 課 業 金 務 課 炭 生 産 課 課 課
長 課 金 務 課 力 油 炭 生 産 課 課 課
課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課
長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

鶴 財 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
大 務 課 課 課 課 課 課 課 課 課
課 課 長 長 長 長 長 長 長 長 長
長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
谷 原 川 田 下 口 田 木 岡 川 部
口 本 田 下 多 岡 原 木 島 田 口 田 井
直 鶴 久 貳 息 息 俊 息 義 息 征 郎 大 弘 貯 能 一
光 壹 伍 博 男 利 通 雄 雄 雄 男 夫 貳 三 帆 生 夫 入 孝 一 丸 鶴 郎

鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
川 原 山 司 木 圓 田 秋 三 杉 田 雄 安 安 川 木 坂 滋 宮 木 滋 下
口 波 下 豐 中 山 清 村 中 安 田 田 滋 村 村 建 村
田 入 鐵 鮮 已 武 島 一 正 建 筆 幕 已 英 誠 鐵 二 之
筆 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
山 司 木 圓 田 秋 三 杉 田 雄 安 川 木 坂 滋 宮 木 滋 下
口 波 下 豐 中 山 清 村 中 安 田 田 滋 村 村 建 村
田 入 鐵 鮮 已 武 島 一 正 建 筆 幕 已 英 誠 鐵 二 之
筆 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
谷 原 川 田 下 口 田 木 岡 川 部
口 本 田 下 多 岡 原 木 島 田 口 田 井
直 鶴 久 貳 息 息 俊 息 義 息 征 郎 大 弘 貯 能 一
光 壹 伍 博 男 利 通 雄 雄 雄 男 夫 貳 三 帆 生 夫 入 孝 一 丸 鶴 郎

鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴 鶴
川 原

公團監査課長	山中一郎	品川ノ瀬町二ノ一二五
在庫品課長	野間忠藏	横濱市鶴見區生麥町九一四
綜合調整委員會副委員長	都留重人	灣、赤坂新町六二

〔物價廳課長以上名簿〕（昭和二十二年九月九日現在）

次長	大原總一郎	澁谷、代々木、初臺六三三ノ一 高光方
官房庶務課長	冠木四郎	北多摩郡保谷町上保谷五六四
第一部長	平田敬一郎	北多摩郡武藏野町吉祥寺七五三
總務課長	山本菊一郎	大田、久ヶ原、五六五 本位田方
經理課長	川戸定吉	横須賀市浦郷一三五六 小池元吉方
調査課長（兼）	由本菊一郎	前記
渉外課長	宇山厚	澁谷、代々木初臺四七六 吉祥寺 三五三二
第二部長	長谷川清	杉並、馬橋三ノ四〇九 池上 一二八
主要食品課長	長谷川次長事務取扱	
生鮮食品課長	大谷一太郎	豐島、雜司ヶ谷町一ノ二三 淀橋 一九四四
工業食品課長	山本英吉	杉並、和泉、四六九
第三部長	小笠公韶	淀橋、下落合一丁目五四七 落合長崎 三五二六
勤力課長	東澄夫	世田ヶ谷、玉川中町二ノ一六
金屬課長	江下忠	品川、荏原七ノ六〇三
機械課長	松田儀三	杉並、成宗一ノ二八二
化學第一課長	鋪木康夫	大田、北千束七九六 荏原 三〇四九
化學第二課長	矢野宏太郎	大田、南千束六六
第四部長	向井鹿松	大田、田園調布三ノ三四二 田園調布 二一四五

繊維課長	油谷精夫	江戸川、小岩三ノ一三七〇 小岩 六五五
日用品課長	菊池幸一郎	世田ヶ谷、赤堤町一丁目一五
特産課長	石渡儀五郎	品川、北品川四ノ七三二
第五部長	山崎丹照	大田、桐里六二四 池上 一一一二
不動産課長	土屋光豐	千葉縣東葛飾郡我孫子町我孫子一九一七
交通事業課長	調所一郎	目黒、下目黒三ノ五三三
料金課長	塚本茂	豐島、池袋二ノ一一二一 野田進方

第二部 日本銀行

所在地　東京都中央區日本橋本石町二丁目
電話　日本橋　二二一一―二二一九
資本金　公稱　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込　四五、〇〇〇、〇〇〇圓

〔沿革〕

明治十五年十月、日銀條例により創立、株式會社であつたが、昭和十七年日銀法により特殊法人組織に變更、資本金も當初の一千萬圓より逐次增加し、現在は一億圓うち政府出資五千五百萬圓、民間出資四千五百萬圓。出資者數二千四百九十三名となつている。わが國の中央發券銀行として通貨調査、金融の調整と信用制度の保持育成を目的とし、同時に政府との關係において國庫金、國債事務の取扱をなし、戰爭頃より、國家統制事務の代行機關としてその事務を擴大しており、とくに統計資料の作成、公表などは日本經濟の重要指針を提供している。男女行員數は六千名、本支店あわせて五十一店をもつている。

日本銀行券の發行高は、昭和二十二年六月で千三百餘億圓、明治三十八年末三億一千二百萬圓、昭和六年末十三億三千萬圓、昭和十六年末五十九億七千八百萬圓で、二十一年二月金融緊急措置實施前の最高は六百十八億圓

であつた。通貨發行の制度は、當初兌換銀行券條例により、その發行高にたいし正貨準備を保有し、特別に定められた金額をかぎつて公債その他の保證で保證發行が出來たが、昭和十六年『兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル件』にもとずき大藏大臣のさだめる金額をかぎり兌換銀行券を發行することが出來ることになり、さらに日本銀行法が制定されて、最高發行限度の制度をもうけ正貨準備思想の根本に變更が加へられ、二十一年二月には金融緊急措置にもとずく日本幣制上劃期的な新券圓の交換をおこなつた。

以上の通貨の膨脹に對應し日本銀行の貸出も三月末五百十三億圓に達し、昭和六年末の九億圓にくらべると實に五十七倍の增加となる。また何回かの恐慌、とくに昭和二年の金融恐慌にはよく對處した。戰爭前後よりその業務は短期の商業金融の殼を脫し、今次戰爭において國債引受で莫大な資金が調達され、その國債保有高は昭和六年末の二億圓より三月末の六百五十八億に達した。

〔分課組織〕（二二、九、一現在）

本店に十八の部局室をもうけ業務を分掌、營業所は本店の外支店二十七、事務所二十四に上る。支店には營業課、文書課、發券課、國庫課の四課、大阪、神戸、名古屋、福岡、廣島、仙臺、高松及札幌には審査課がもうけられている。なお、神戸支店のみに閉鎖機關處理課がある。

〔支店所在地〕札幌、小樽、函館、青森、秋田、仙臺、福島、前橋、新潟、金澤、甲府、松本、靜岡、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、廣島、松江、高松、松山、高知、門司、福岡、熊本、鹿兒島

〔事務所所在地〕旭川、帶廣、千葉、水戸、横濱、盛岡、山形、宇都宮、富山、長野、岐阜、津、和歌山、鳥取、德島、大分、長崎、奈良、宮崎、山口、福井、佐賀、大津、浦和

〔本店部局室係の事務分掌〕（和二十二年九月現在）

部局室	課	係	事務分掌
秘書室			

總務部	總務課		諸規定および總裁承認事項の審査部局室支店および出張所の事務の連絡調整
	企畫課		日本銀行業務遂行上必要なる諸施策の企畫立案
人事部			人事に關する事項
檢査部			檢査に關する事項
發券局	總務課	庶務係	銀行券發行に關する企畫、立案、銀行券の配賦、損傷券引換
		計査係	銀行券發行還收の計理
		製造係	〃　の製造
	管理課	引取係	製造銀行券の取引
		保管係	銀行券の保管及支店との回送
	處理課	整理係	廢業銀行券の整理
		銷却係	〃　銷却
營業局	業務課	庶務係	書類の受付發送
		總務係	管內金融調査、送營業事務に關する企畫立案、取引開發
		貸付割引係	貸付割引、手形賣買、政府貸上金、手形の引立等
		調査係	管內金融機關に對する貸出處理、借用調査
		國債賣買係	國債賣買、應募取受ならびに元利金受入等
		地金銀係	地金銀の賣買、政府資金の運用等
	決濟課	庶務係	預金の受拂、爲替の取組並支拂、本支店勘定整理
		爲替經濟係	內國爲替集中決濟
	融資斡旋課	融資斡旋係	融資斡旋申込の受付、處理、融資斡旋委員庶務事項
營務課	總務係		回議通牒起案、現金その他保藏品出納の統括記帳、寄託銀行券受拂、手形交換、政府寄託品及特別保管品受拂、小額紙幣銷却等

	出納局			國庫局			
	保管課	出納課	檢査課	總務課	計理課	業務課	總務課
庶務係	保管係	收納係	第一係	總務係	計理係	業務係	總務係
現金その他保藏品保管、政府寄託品及特別保管品の保管	現金出納	現金支拂	損傷通貨および回收通貨の取換	銀行券、小額紙幣、軍用手票及外國通貨等の檢査及整理	規定通達起案、代理店設置、國庫事務に關する基本調査等	國庫金受入支拂、國稅代理店受入金の整理等	本店管下代理店扱國庫金の國庫計算科目別計理等
書類、勞務、文書受付發送				補助貨、引揚貨幣の檢査及整理	文書の受付、發送および整理	支拂豫算通知書に關する事項、支拂豫算の受入整理等	統轄店扱國庫金の國庫計算科目別總合計理等
					國庫金に關する調査および統計作成	國庫金の送金取組、同送金による銀行預金振込	國庫送金の決濟、各店間振替の取組決濟等

	國庫局		證券局	外事局			
	總務課	業務課		總務課	涉外課	管理課	審査課
證券係	庶務係	業務係	政府證券係	總務係	交涉係	第一係	審査係
	窓口係	豫算係	出納係	業務係	調査係	第二係	文書係
	計算係	送金係	保管係	庶務係	翻譯係	在外財產審査係	
			計算係		資料係	在外財產資料係	

庶務係	庶務係	現金その他保藏品保管、政府寄託品及特別保管品の保管
第二係	檢査係	書類、勞務、文書受付發送
收支係	出納係	現金出納
引換係		現金支拂
		損傷通貨および回收通貨の取換
第一係	檢査係	銀行券、小額紙幣、軍用手票及外國通貨等の檢査及整理
		補助貨、引揚貨幣の檢査及整理
庶務係	總務係	規定通達起案、代理店設置、國庫事務に關する基本調査等
		文書の受付、發送および整理
總務係	總務係	國庫金に關する調査および統計作成
庶務係		
計算係	代理店係	國庫金受入支拂、國稅代理店受入金の整理等
		支拂豫算通知書に關する事項、支拂豫算の受入整理等
業務係	業務係	國庫金の送金取組、同送金による銀行預金振込
豫算係		
送金係		
總務係	總務係	直扱國庫金の國庫計算科目別計理、國庫金受拂日計帳記入整理等
庶務係		本店管下代理店扱國庫金の國庫計算科目別計理等
計算係	計理係	統轄店扱國庫金の國庫計算科目別總合計理等
	統括係	國庫送金の決濟、各店間振替の取組決濟等
	決濟係	
庶務係	庶務係	規定、通達起案、國債募集、統計調査、國債代理店の撰定監督
		文書受付發送、金庫の整備取締
庶務係	庶務係	國債募集および元利拂資金の受拂、國債事務に關する帳簿の記入
		國債證券及利札の受入、引換受付、國債元利金の支拂錄受付
庶務係	庶務係	豫備證券及利札の出納保管、國債證券臺張記入

	證券局	外事局			國債局	
		總務課	涉外課	管理課	審査課	證券課
庶務係	政府證券係	總務係	交涉係	第一係	審査係	利札係
出納係	保管係	業務係	調査係	第二係	文書係	特別證券係
保管係	計算係	庶務係	翻譯係	在外財產審査係		登錄係
			資料係	在外財產資料係		臨時登錄係
						支拂係

庶務係	總務係	預託交換所經由および大口持込利札の受入、廢銷利札の受入整理
出納係	業務係	賜金國庫債券及び政府特殊借入金證書の發行、回收、整理
保管係	庶務係	
計算係	計算係	
政府證券係	登錄係	國債の登錄、請求の審査
保管係	臨時登錄係	臨時登錄
計算係	支拂係	登錄國債の元利拂統轄
庶務係	總務係	國際金融、貿易貸金、賠償問題に關する事項
總務係	業務係	金に關する對外關係事項、外國爲替の賣買
庶務係	庶務係	海外情報の蒐集整理
審査係	第一係	連合國最高司令部との連絡折衝、司令部に對する文書の進達
文書係	第二係	連合國最高司令部へ進達すべき文書の飜譯其他文書資料飜譯
庶務係	外國爲替係	連合國最高司令部へ進達すべき文書取纏作成、覺書指令等の蒐集等
審査係	管理課	外國爲替管理法に依る申請書の受理および許可
文書係	第一係	外國爲替管理法に基く貿易爲替管理法に基く貿易爲替管理規則に
庶務係	外國爲替係	依る申請書および報告書の進達整理
審査係	第二係	在外財產等報告書の審査及集計
文書係	在外財產審査係	在外財產等報告書の受付分類進達同資料整理保管
庶務係	在外財產資料係	臨時貸金調整法に依る許可認可に關する申請の審査
		臨時貸金調整法に關する運營、許認可書の發給

資金調整局	資金課	資金第一係		金融緊急措置令に依る新円預金等に関する許可申請の審査	
		資金第二係		金融緊急措置令に関する諸事項、認許可書発給	
	会社経理課	監査係		会社経理應急措置法並に企業再建整備法に依る許可、承認に関する申請の審査	
		経理係		会社経理應急措置法並に企業再建整備法に関する諸事項、認可書、承認書、指定書発給	
	復興金融課	庶務係		復興資金融通に関する申込の審査、社債発行の調整	
		業務係		規定及通牒整理、各銀の總括連絡	
考査局	総務課	庶務係		金融機関の実態考査、金融機構の整備金融業務改善	
		資料係		金融機関に関する諸資料の整備および統計の作成	
	監督課	中小銀行第一係		特別銀行、五大銀行、日本貯蓄銀行および信託會社に関する事項	
		金融二係		銀行第一係所管の銀行以外の銀行に関する事項	
		金庫係		金庫、無盡會社、地方農業會および市街地信用組合に関する事項	
	監査課			金融機関資金融通準則にもとずく金融機関の指導および査査	
調査局	内国調査課			国内金融、財政、生産、交易、物価および外国為替等に関する調査研究	
	外国調査課			欧米主要諸国の一般調査、研究、英米および南米に関する一般調査および研究	
		図書資料係		図書雑誌の購入、整理および保管、調査資料蒐集および整備	
統計局	金融統計課	金融統計係		連合國最高司令部の指令もしくは要求に基く諸統計の作成	
		金融統計係		財政金融に関する諸統計の企業研究および整備、資料蒐集作成	
	重要統計課	一般統計係		物価および生計費指数の作成経済活動に関する諸統計の蒐集整備	

閉鎖機関處理部	閉鎖機関管理課	閉鎖管理係		閉鎖機関の會計代理、閉鎖機関の清算諸費立替払	
		閉鎖機関管理係		閉鎖機関の特殊整理等事務の總括	
		外地閉鎖機関管理係		本行が特殊整理人たる閉鎖機関の債権の回収保全事項	
		外地閉鎖機関管理係		閉鎖機関に関する渉外事項	
計理局	調査課	調査係		会社資本の異動統計の作成、生産統計の蒐集および作成	
	総計課	総計係		帳簿および計表の記入方法に関する事項	
		査定係		本店支店勘定の整理、本支店諸勘定の總括計算	
		計算係		事業年度決算に関する事項、損益計算の總括	
	統計課	統計係		諸勘定に関する統計並に報告作成、計理状況に関する調査	
文書局	用度課	庶務係		本支店證券の計算および決算、公文保存、法人登記公告	
		用度係		建物什器の調達保管	
		運送係		運送に関する事項	
	厚生課	貯蓄係		職員の貯蓄に関する事項	
		保険係		職員の生命保険に関する事項	
		厚生係		職員の生活に関する事項	
		福利係		職員住宅の使用等に関する事項、福利厚生に関する事項	
	管理課	労務係		職員の採用、宿直事項	
		営繕係		建築および修繕の企画、土地の購入及處分	
		営繕係		建築および修繕事項	

（昭和二十二年九月現在）

〔主要職員名簿〕

総裁　一萬田尚登　（理事）　（東大大正七　東京都港區麻布霞町一九　赤坂一九六一）

| | | |

第三部　特別銀行

（昭和二十二年九月現在）

日本興業銀行	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	上　巖	45	10	大正	4	目黒区中目黒一ノ八	二一三一		
	四日市商大	事務所長	佐中信夫	45	10	大正	4	鹿児島市常盤町二九	二一三一		
	千代田区丸ノ内二ノ一	業務部長	木村清重	45	10	大正	4	熊本市新屋敷町四〇一	二一二九三		
	千代田区丸ノ内二ノ一	営業部長	増田悌一郎	45	10	大正	4	福岡市荒戸町二番丁一四ノ一	西 二〇四四		
	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	若槻礼次郎	45	10	大正	4	広島市幟町一番地	二一六八		
	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	山口喜三郎	45	10	大正	4	神戸市栄町通一ノ一	三四七		
	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	白山梅吉	45	10	大正	4	高知市通町二ノ二一三			
	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	杉山栄	45	10	大正	4	門司市畑田三ノ二九〇〇	行舎		
	千代田区丸ノ内二ノ一	支店長	村上義一	45	10	大正	4	鹿児島市常盤町二九	二一三一		

日本勧業銀行	千代田区内幸町一丁目	総裁	岸　喜三雄	63	昭二二、七	理事元大蔵省主税局長					
	港区芝白金三光町二七三	副総裁	二宮善喜	44	昭二二、七	復金理事	昭四	東大商大			
	杉並区永福町四二六	理事	辻村正二	60	昭二一、三	資金部長	大二〇	東大商大			
	杉並区和田本町八三五	〃	佐分利一武	49	昭二一、三	資金部長	大二三	東大経			
	新宿区四谷信濃町三の四	〃	島田英二	46	昭二二、二	総務部長	大二三	東京外語			
	目黒区中目黒一ノ八	〃	坂口喜三郎	51	昭二二、六	検査部長	大九	東大法			
	豊島区巣鴨町四二七	〃	中山素平	42	昭二二、六	考査役	昭四	東京商大			

興業銀行	千代田区丸ノ内二ノ一	総裁	岸　喜三雄	63	昭二二、七	理事元大蔵省主税局長					
	千代田区丸ノ内二ノ一	副総裁	二宮善喜	44	昭二二、七	復金理事	昭四	東大			
	千代田区丸ノ内二ノ一	理事	辻村正二	60	昭二一、三	資金部長	大二〇	東大			
	千代田区丸ノ内二ノ一	〃	佐分利一武	49	昭二一、三	資金部長	大二三	東大			
	千代田区丸ノ内二ノ一	〃	島田英二	46	昭二二、二	総務部長	大二三	東大			
	千代田区丸ノ内二ノ一	〃	坂口喜三郎	51	昭二二、六	検査部長	大九	東大法			
	千代田区丸ノ内二ノ一	〃	中山素平	42	昭二二、六	考査役	昭四	東京商大			

沿革

日本興業銀行は、工・鑛業にたいする長期事業資金供給機関として明治三十五年四月設立、その業務は「有價證券を質とする貸付、有價證券の應募、引受、公社債株式に關する信託業務」として動産銀行的性格が濃かつたが、その後、財團不動産、船舶を擔保とする貸付に事業を擴大し、むしろこれらに重點がおかれた。

貸付業務においては、工・鑛業、陸海運業などにたいする長期資金の供給、非常時（たとえば前大震災後、昭和金融恐慌後）などにおける救濟、振興貸付あるいは中小工業金融などに、公共的性格のつよい活動をおこなつたが、太平洋戰爭中の軍需融資、とくに國家總動員法にもとずく命令融資が嵩して第二銀行を設立することになり準備をすすめている。なお證券業務については、對外的には外資導入の先驅として明治年間より活躍し、對内的にはつねに起債市場育成の指導的役割をなし、引受あるいは受託にかかわる社債の、全國社債發行總額中における占める比率は大きい。

役員

〔總裁〕岸　喜三雄　63　昭二二、七（理事元大蔵省主税局長）

〔副總裁〕二宮善喜　44　昭二二、七（復金理事）　昭四　東大　大二〇　東大蔵（港区芝白金三光町二七三）

〔理事〕辻村正二　60　昭二一、三（資金部長）　大二〇　東大　商大高商（杉並区永福町四二六）

〃　佐分利一武　49　昭二一、三（資金部長）　大二三　東大　商大高商（杉並区和田本町八三五）

〃　島田英二　46　昭二二、二（總務部長）　大二三　東大　経、東京都新宿区四谷信濃町三の四　法八〇

〃　坂口喜三郎　51　昭二二、六（檢査部長）　大九　東大法　外語、東京都目黒区中目黒一ノ八（興銀中目黒寮）

〃　中山素平　42　昭二二、六（考査役）　昭四　東京商大　須賀市豆子町一一四七

〔監査〕野津高次郎　63　昭一八、一一、六（東京税務監督局長）　明四三　東大　政　大正三〇（東京都港区芝白金三光町二七三）

〃　渡邊新　63　昭一八、一一、五（資金部長）　大六　東大　政　中野区昭和通三の三三

〃　中岡深二郎　63　二一、八、二〇（横濱興信事務所）　大二　東商大　事　政部　東京都渋谷区西澤谷一ノ一九七

大法　横須賀市浦賀町浦田八〇四　動業業業症　浅子六三五
〃　尾上六右衛門　60　昭二二、七（貸付部長）　大一四
京大法　東京都文京区原町一一
〔参与理事〕　常盤勝之助　60　一八、八、一〇　大二東大　鉄
倉市横浜寺字諏ヶ谷五六一
〔監　査〕　笠原　藤雄　62　一七、八一一　明四五東大　東
京都中野区宮土見町二四
〃　菅野栄三郎　64　一八、八一一（貸付部長）　明四
四東大　東京都新宿区新小川町二ノ一〇　江戸川アパート一三
〇銭
〃　増原　壽雄　57　大六東大　東京都世田ヶ谷区北沢
一ノ二三六
〃　門脇　寛　大一〇東大　川崎市小杉御殿町二ノ四
〇ノ一

北海道拓殖銀行

所在地　札幌市大通西三丁目七番地
電話　代表二〇三〇番
資本金　公称　四一、六二七、八五〇〇圓
払込　二八、三二四、六七五圓

〔役員〕

〔頭取〕　塚瀬　進一　札幌市大通西六ノ一
〔副頭取〕　上村字多郎　札幌市北條西十三丁目一

宮本重吉郎（貸付部長）　小竹文夫　〔監査役〕　藤村忠

〔取締役〕　佐藤謙和、遠藤満夫、高橋太郎、木下貞雄（常勤監査役）　阿部峻（業務第一部長）　松下利男（営業部支配人）

（昭和二十二年九月現在）

第四部　各金庫

復興金融金庫

所在地　東京都千代田区丸ノ内一丁目八
電話　丸ノ内二五一、二六一
資本金　公称　五五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
払込　四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓

〔沿革〕

復興金融金庫法は昭和二十二年十月八日公布、施行は十月二十九日であるが、役員の人選難などで正式に設立されたのは二十二年一月二十五日となつた。しかし二十一年八月から興銀に復興金融部がもうけられて代理融資をおこなつていたので、その勘定は復興金融金庫設立と同時に引き継がれた。全額政府出資による國家機関で設立當初の資本金百億圓、内四十億圓拂込で出發したが、のち九十二議會で百五十億圓の増資が決定、さらに九月五日公團融資の増加にそなえて三百億圓を増資し資本金は五百五十億圓となつた。初代總裁には伊藤謙二氏（前興銀總裁）が任命され、その後五月十三日に北代誠弥氏（前日銀副總裁）が任命され、伊藤氏は退任、副總裁には興銀出身の工藤昭四郎氏が就任した。

〔業務分掌〕

理事長直属	検査課	本、支所の業務機構、諸文書報告書の検閲に関する事項
	総務課	機密文書の厳重保管、職員の任免賞罰、諸給與待遇等に関する事項
	業務課	定款内規令達、官庁との連絡、参与関係本部復興金融委員会及び東京連絡調整委員会との

總務部		、運輸、本支所及各部課間の連絡統一等に關する事項
	地方課	支所、出張所及代理店の統轄、地方融資懇談會との連絡に關する事項
	庶務課	本・支所の經費、物品調度、不動産管繕、福利保險等に關する事項
審査部		
	審査課	取引申込に關する調査及び事業の審査、擔保物件の鑑定
	調査課	一般經濟調査及び各種事業の基本的調査に關する事項
	企畫課	業務關係の企畫立案に關する事項
融資部		
	融資第一課	融資申込の受付、社債の應募引受、支所出張所及代理店の融資申請の審査及び認可に關する事項
	融資第二課	融資の立案及手續に關する事項
	管理課	取引先の業況考査、債權の整理取立に關する事項
中小事業部		
	貸付課	融資の立案及び手續に關する事項
	業務課	取引先の業況考査、債權の取立整理に關する事項
	指導課	中小事業に對する指導、中小事業者よりの相談の處理、本金庫業務の紹介宣傳に關する事項
經理部		
	經理課	本・支所の豫算決算、計算整理、諸統計書類の作成に關する事項
	資金課	現金、小切手及び手形の出納保管、餘裕金の運用、復興金融債券の發行償還及び保管に關する事項

〔役　員〕

理事長　北代　誠彌　52　二二、五、一三（日銀副總裁）大九東大　東京都文京區丸山町二一（太塚八八一）

副理事長　工藤昭四郎

理　事　伊達　宗彰　43（廣島財務局長）昭二東大　東京都澁谷區大和田町一〇〇

〃　島中　大輔　46（四國地方商工局長）大一四東大　東京都杉並區天沼一ノ二五三（荻窪四一六八）

〃　藤井　乙惠　53（日銀國庫局長）大九東大　東京都杉並區西荻窪三ノ一二一（荻窪二三八三）

〃　毛里　凱兒　54（勸銀仙臺支店長）大十二東大　大崎市上丸子八幡町八一三

〃　森　寬造　44（興銀大阪支店長）昭二東大　東京都新宿區矢來町一

〃　黒川　清雄　59（日證理事）大五東大　東京都杉並區荻窪一ノ三（荻窪二二四七）

常任監査　植田　俊吉　58（臺灣總督府殖産局長）大三東大　鎌倉市二階堂一一

農林中央金庫

所在地　東京都中央區日本橋本石町三ノ八

電　話　日本橋　七六一、三四一七、三五一七、三五一四、三五二八、一〇四八

資本金　公稱　六五、〇〇〇、〇〇〇圓　拂込　六五、〇〇〇、〇〇〇圓

〔沿　革〕

大正十二年第四十六議會を通過した產業組合中央金庫法にもとずき十二月產業組合中央金庫として創立、產業組合のみの金融機關であつたが、昭和十三年に漁業組合系統團體が加入、昭和十八年の農業團體法、水產業團體法、市街地信用組合法により產業組合中央金庫法が改正され、あらたに改組された農業團體、水產業團體市街地信用組合が加入し、別に森林組合系統も所屬したため名稱も農林中央金庫にあらため、農業保險組合、家畜保險組合、漁船保險組合、耕地整理組合、牧野組合、馬匹組合日本馬事會、蠶業組合、蠶絲業會、蠶絲協同組合、林

整理部	解散出の整理に関する事項
臨時整理部	清算定の整理に関する事項
業務局	
庶務部	出納等に関する事項
貸付第一部	所属団体に対する普通貸付及び農林中央金庫法第十五條第三號に規定する短期貸付に関する事項
貸付第二部	農林中央金庫法第十五條第四號乃至第六號に規定する短期貸付及び同法第十五條の二に規定する貸付に関する事項
預金部	預金、信託、債券、農林債券の発行等に関する事項

支所および出張所

札幌支所	札幌市北一條三丁目一ノ一（電札幌三一七五七四四）
仙台支所	仙台市東三番丁一五七（電仙台一六六）
金沢支所	金沢市石浦町三〇ノ一（電話金沢五七〇五、一一三五）
名古屋支所	名古屋市熱田区神戸大津通二ノ九（電話東区一四一一、一四一二、三一七九）
大阪支所	大阪市東区今橋三ノ二〇（電話園島六七四、六七八）
広島支所	広島市大手町二丁目一五ノ一（電話中局二七二七）
京都出張所	京都市中京区寺町御池下ル仮東屋町六五七（電話京都本局二三三五、二四九八）
和歌山出張所	和歌山市紀伊国町五ノ五〇
静戸出張所	静戸市生田区中山手通り二ノ七三
岡山出張所	岡山市上伊福西町（電話岡山二八〇六）
山口出張所	山口市下竪一一三五ノ八（電話山口二九四）
松山出張所	松山市三番町十六ノ一（電話松山六四六）
大分出張所	大分市大字鉄輪字筆目浦八一一ノ一（電話大分一七七）
熊本出張所	熊本市細屋町一ノ二六（電話熊本四〇二八）
長崎出張所	長崎市東濱町三六五（電話長崎四四六四）
宮崎出張所	宮崎市小島町一一七

外に所属道府県農業会、所属道府県水産業会の代理所が業務の代理を営す

〔役員〕

理事長　鶏河元徳　51　二一、一一、五（東京都大泉）

理事　大矢半次郎　56　二〇、八、三一（動農理事）大七大〇（東京都世田ヶ谷区代田二ノ一〇五八ノ一（電松濤三一〇九）

理事長室	人事、機構、統計等に関する事項
総務部	官庁との連絡、業務報告書の作成、諸代会、職員厚生等に関する事項
企画部	企画立案、調査、参与等に関する事項
資金部	諸勘定の総括、統計、借入金、有価証券等に関する事項

業会、林産組合が加入し、所属団体の種類は農業会以下二十八で、わが国における農林水産金融の中核機関となった。

資本金は六千五百萬圓、内一千七百五十萬圓は政府出資、残額四千七百五十萬圓を所属団体が出資し、二十二年二月十日現在の出資者数は政府をのぞき一七、五一一で、現在第二金庫設立を準備している。

〔機構分掌〕

理事長室（内に秘書役と参与役をおく）総務部、企画部、監理部、臨時整理部および業務局の一局、一室、五部より成る。

別に業務局は庶務部、貸付第一部、貸付第二部、預金部の四部より構成されている。

松江支所	松江市殿町三九二（電話松江二九七、一〇六九）
高松支所	高松市北濱町六五ノ一（電話高松三五二九）
鹿岡支所	鹿岡市下西町安田ビル四階（電話東局四二三五一七）
鹿児島支所	鹿児島市金生町一五（電話鹿児島三八四五）
青森出張所	青森市大字新町三（電話青森二五二九）
秋田出張所	秋田市大町三ノ六（電話秋田三五五一）
盛岡出張所	盛岡市肴町二〇一（電話盛岡三九四）
山形出張所	山形市旅籠町一〇四六（電話山形二四九）
鳥島出張所	鳥島市大町三三（電話鳥島一一八二）
新潟出張所	新潟市東中通り一番丁八六ノ二九（電話新潟四〇二一）
前橋出張所	前橋市横山町二四ノ三（電話前橋二〇六六）
水戸出張所	水戸市幸町（電話水戸三四二）
熊谷出張所	熊谷市本町一丁目二八二二（電話熊谷二九）
千葉出張所	千葉市長洲町一丁目一
横濱出張所	横濱市中区海岸通り一ノ二ノ二（電話横濱本局一三一八）
静岡出張所	静岡市鷹匠町（電話静岡三五四）
長野出張所	長野市大字南長野字西組五九三ノ七（電話長野五六）
岐阜出張所	岐阜市今小町二一（電話岐阜二一五九）

昭二東北大法　東京都目黒区碑文谷四ノ八六二(電碑原二九〇)

商工組合中央金庫

所在地　中央区京橋一ノ一〇ノ五
電話　京橋(一三〇一)一四　三三一二
資本金　公称　三〇、〇〇〇、〇〇〇円
　　拂込　一四、五七二、九六一円

〔沿革〕

昭和十二年十一月資金難の中小商工業者に組合金融により、その育成発展をはかるため資本金壱千萬圓で設立された。

事変勃発による中小商工業界の活況で、業績も当初の快調より次第に立ち直つた。

かくて資金需要の増加で、昭和十三年百五十萬圓を増資、十四年十月二百萬圓、十五年十一月には二百五十萬圓の増資をした。

所属組合数は十六年三月末現在で認可組合総数の約三分の二に達した。のち太平洋戦争で中小商工業組合の大

企業くの合併、企業の整理統合によつて廃止や休業が多くなり、その業務も他の金融機関に比し、鈍化した。

昭和十八年資本金を三千萬圓に増加、商工債券の発行限度を資大し、有限会社、株式会社、金融組合に対し、余裕金の運用をなすよう定款を変更、同年商工組合法が制定され、組合は統制組合、施設組合に区分され、統制が強化された。

終戦後は貸出金の回収整理で貸出残高は激減し、加うるに大蔵省預金部資金は連合軍総司令部の指令により、新規融通が中止されるなどその資金状況は良好でなく、大部分は農林中金、庶民金庫、興銀等よりの借入にまつ状態におかれている。

〔役員〕

理事長　豊田　維孝　60　二一、八一五(商工次官)大二四東大法　東京都新宿区若松町七七(電九段三三四二)
理事　豊田　正明　60　二一、一三〇(興銀文書課長)明四二東洋協会専門　東京都渋谷区代々木上原町一一一九(電渋谷三二九六)
〃　黒沢　勤一　62　一七、五一(拓務局部長)大九東大法　東京都港区白光町三〇二(電高輪一三六〇)
〃　渡辺　新　58　一七、五一　大正六東大法　東京都北多摩郡武蔵野町吉祥寺二一五(電吉祥寺二五七六)興銀常任監査
〃　高井　孝蔵　47　一八、三一九(特殊局兼判部長)大一四東大法　東京都世田谷区北沢二ノ一(世田谷四九二四)
〃　門司　正信　41　二一、二一〇〇(商工中金大阪支店長)昭四東大法　東京都大田区山王一ノ二六一六　石松寿壮方
監事　奥　彦　79　二〇、一三〇(日銀出納局長)明三七東京専門　東京都豊島区目白町一ノ五ノ七(電三田二六三七)
〃　吉田　達夫　62　二〇、一三〇(商組中央会監事)明三大阪薬専　東京都目黒区下目黒二ノ四四四

庶民金庫

所在地　千代田区大手町二ノ三　野村ビル(貸付部)千代田区神田三崎町二ノ四
電話　丸の内　四七一一、四六〇一、四〇二〇(貸付部)神田三六二七一九
資本金　公称　三〇、〇〇〇、〇〇〇円
　　拂込　三〇、〇〇〇、〇〇〇円(全額政府出資)

七だったのが、昭和二十二年四月一日現在では支所一、出張所二、代理所三四となっている。

【役員】

理事長　櫛田光男　二二、九（理財局長）東大法　玄、原二二（電）大森二三三

理事　赤石二郎　56　一九、七一（貯金銀行検査課長）大　八京大法　東京都杉並区堀ノ内二ノ一三〇

〃　川又公平　52　一九、七一（仙台統制監審局長）大　九東大法　東京都千代田区御徒町二ノ六五（電）下谷一五四〇

〃　雨宮龍吉　49　二〇、六、五（理財局預金監理課長）大　五二三東大経　東京都品川区小山七ノ四九八（電）荏原二二〇

〃　酒井忠文　50　二一、一二、一四（日銀国庫局総務課長）大　三〇慶大理財　東京都杉並区高円寺三ノ二〇八

〃　最上孝敏　49　二一、一二、一四（総務部長）大　二二東大経　東京都杉並区西荻北一ノ二二四（電）荻窪四八一一

監事　井関孝雄　59　二一、六、一九（銀谷支所長）大　七日大政治　東京都杉並区大宮前四ノ四八五（電）荻窪五〇七〇

〃　網屋掌雄　57　二一、六、一九（日銀監査役）大　六東大法　東京都世田谷区北沢二ノ二三三六

第五部　九大銀行

（昭和二十二年九月現在）

帝國銀行

所在地　東京都千代田区丸ノ内二丁目一番地

電話　丸ノ内一五一一

資本金　公称　二三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　一四八、二五、〇〇〇圓

【沿革】

昭和十八年三月、第一、三井両銀行を合併、資本金二億圓をもつて設立、翌十九年八月十五銀行を合併して二億二千萬圓に増資した。尚第一銀行、尚三井銀行はともに資本金一億、尚十五銀行は二千萬圓であつた。

【役員】

頭取　佐藤喜一郎　64　二一、二一、一一（常務）東大　大　東京都大田区新井宿一ノ二、三七〇（電）大森七二六

常務　大井俊夫　55　（頭取発）東大、大大　東京都世田ヶ谷区松原町四ノ一四〇（電）松原二、三九

〃　武智正参　55　（頭取発）東大、大大　東京都世田ヶ谷区北沢町二ノ三一（電）世田ヶ谷四、三一五

常務　調井谷之助　55　（頭取発）東京高商大二　東京都中野区本町通六ノ三〇（電）中野二、九七三

〃　高橋龍雄　55　（頭取発）慶應大六　東京都文京区宮下町一〇（電）大塚二、一二四

取締役　後藤謙三　60　一八、三、二八（第一銀行常任監査）神戸高商、明四四　東京都文京区原町一二六

〃　小林常爾　55　二一、四（東京支店長）慶大、大四　東京都大田区調布二ノ七三二　行務調査委員長

〃　石河幹武　54　二一、四（東京支店長）慶大、大七　静岡市鎗沼五三〇五（東京支店長）

〃　松本治三　54　二〇、一一、一（京都支店長）小樽高商大四、京都市中京区両替町通蛸川上ル松竹町二二〇（電）上五四五（京都支店長）

〃　島田益喜　55　二一、三、一一（業務部長）東大大六　西宮市上瓦林字熊野五二二（電）西宮二、二六六（大阪支店長）

〃　西園寺覚　52　（神戸支店長）東大、大大　東京都北豊島区中里一七四（営業部長）

常任監査役　松元　大郎　63（銀座）東大、大九　藤沢市鵠沼
　宇蕾ヶ谷六、六〇三
〃　渡辺　雄一　横須賀市港北区篠原町一一（電）神奈川
　三八六
監　査　吉岡　繁春　57　二〇、一〇、（証券部長）山口高
商、明四五　東京都大田区新井宿二ノ一、五〇七（電）大森
二、五三九

三菱銀行

所在地	東京都千代田区丸ノ内二丁目五
電話	丸ノ内二三三一、二三四一
資本金	公称　一三五、〇〇〇、〇〇〇圓 拂込　八七、六七五、〇〇〇圓

【沿革】

明治十八年五月三菱會社が九州の豊臼杵藩士の共同創立にかゝる第百拾九國立銀行の經營を引受けた時に始まり、二十六年七月に三菱合資會社が設立され、二十八年十月その一部門として資本金百萬圓の銀行部をつくり、第百拾九國立銀行の業務を引繼いだ。

大正八年銀行部の事業を分離獨立、資本金五千萬圓で株式會社三菱銀行を創立、十一年に現在の本店營館の建築竣工、五月に西側の赤煉瓦の建物から移轉した。當時この建築の壯麗さは世間の目を見はらせたが十二年九月の關東大震災にも悠ガラス一枚破れず、いち早く金庫を開いて同業者の有價證券保管等の利用に供し「普通銀行の資産の大部分が一時三菱銀行の金庫に納つた」とさえいわれた。

昭和二年四月の金融大恐慌で休業銀行大小三十六行の多數を算した中にあつて一般社會の信用を得、昭和四年五月には關係の深かつた森村銀行を合併し、六月資本金を一億圓に倍額增資して株式の一部を公開した。

十二年三月に本店新館の增築落成十五年十月には昭和十一年以來經營してきた金原銀行を買收、十七年四月には東京中野銀行を買收、十八年四月第百銀行との合同を終り、昭和十八年九月末の預金五十二億三千七百萬圓、貸出二十七億九千五百萬圓、全國銀行預金の五百三十四億六千二百萬圓、貸出二百九十八億六千八百萬圓のほぼ一割を確保した。

【役員】

常務	大森	倚則		西宮市上甲子園野五一二（電）西宮	
				二三六	
〃		御手洗　修		三重縣桑名郡長島村字出口六	
〃	川瀬	龍男		札幌市南九條西六の一〇三六	
常任監査	松元	大郎	63	（證券）東大、大九　藤沢市鵠沼	
	宇蕾ヶ谷六、六〇三				
〃	渡邊	雄一		横須賀市港北區篠原町一一（電）神奈川	
	三八六				
監査	吉岡	繁春	57	二〇、一〇（證券部長）山口高	
商、明四五	東京都大田區新井宿二ノ一、五〇七（電）大森				
二、五三九					

三菱銀行

所在地	東京都千代田區丸ノ内二丁目五
電話	丸ノ内二三三一、二三四一
資本金	公稱　一三五、〇〇〇、〇〇〇圓 拂込　八七、六七五、〇〇〇圓

【沿革】

明治十八年五月三菱會社が九州の豊臼杵藩士の共同創立にかゝる第百拾九國立銀行の經營を引受けた時に始まり、二十六年七月に三菱合資會社が設立され、二十八年十月その一部門として資本金百萬圓の銀行部をつくり、

專務	會長	千金良宗三郎	57	二二、一、三〇（常務）慶大	
理財、大四	東京都北多摩郡武藏野町西窪二三五				
專務	小笹原光雄		54	（常務）東大獨法、大七　東京都	
世田ヶ谷區經堂町四ノ一四五（電）世田ヶ谷二、四四二					
常務	松村均		59	（取締、檢査部長）東商、明四四	
東京都杉並區和泉町六二三					
常務	川原	圖三	53	（取締、本店營業部長）東商商、	
大七　東京都大田區山王三ノ一九一〇（電）大森二三六二					
常務	吉田	信	56	（總務部長）慶文理財、大五　東	
京都品川區大井鹿島町三〇五六（電）大森一一〇三					
取締役	村瀬義太郎		57	二〇、一〇、三〇　東商商、大三	
東京都港區芝白金今里町九六（審査第一部長兼務）					
〃	永島	忠雄	54	二二、一、三〇（人事部長）東	
大英法、大七　東京都世田ヶ谷區成城町二四五（京都支店					
長）					
〃	鵜野	正雄	52	（大阪兼神戸支店長）東商商、大	
七　兵庫縣武庫郡魚崎町横屋七七四（大阪支店長）					
〃	野村	嘉門	53	（福岡支店長）東商商、大七　福	
岡市馬屋谷六六（福岡支店長）					
〃	澁澤	金三郎	56	（日本橋支店長）東商商、大四	
世田ヶ谷玉川奥澤町三ノ五二（日本橋支店長）					
〃	小山	內 信	53	（名古屋支店長）慶大理財、大九	
豐橋市傳馬町七二〇〇（札幌支店長）					
〃	坂野	信夫	53	（丸ビル支店長）東大獨法、大	
東京都港區麻布笄町一七六（電）赤坂二、五二五（業務部長）					
監査役	有馬忠三郎		69	二〇、一〇、三〇、京大法、明三	
七　藤澤市片瀨町片瀨二九三二ノ二二八（電）片瀨四二一					
〃	山川治三郎		53	二二、一、三〇（京都支店長）東商	
商、大五　神奈川縣中郡二宮町下町四〇〇（電）二宮二一〇					

安田銀行

所在地	東京都千代田區大手町二丁目六
電話	丸ノ内三四五一—三四六一
資本金	公稱　一七〇、〇〇〇、〇〇〇圓 拂込　一〇二、七〇〇、〇〇〇圓

【沿革】

安田善次郎氏が元治元年安田商店なる兩替商を開き明治十三年安田銀行として二十萬圓の資本金で創業、純粹の庶民銀行として發展し、歐州大戰後の大正十二年十一月第三百三十、その他十行と合併、更に昭和十八年四月保善銀行なる日本興業銀行、同八月昭和銀行を合併した。

【役員】

取締役社長　井尻　秀郎　53　二二、二、三〇（專務）大正
一一東大經濟科卒　東京都大田區雪ヶ谷町四九六（電）池上原

常務重査　伴坂尚夫郎　61　二二、一二、一（取締役）大正二年東大政治科卒

重査　廣田繁三　53　二二、一、二二（営業部長）明治四十一年京都商業卒

住友銀行

所在地　大阪市東区北浜五丁目二二

電話　北浜（代）二〇六・二二二・三八〇一・四二三二

資本金　公称　七三、六七五、〇〇〇圓
　　拂込　五三、六七五、〇〇〇圓

【沿革】

昭和十六年に住友信託、同十八年豊前および三州平和銀行の営業をそれぞれ譲り受け、昭和二十年阪南および池田貯蓄銀行を合併、店舗数は昭和十二年の八十一（支店六十九、出張所十二）から二十二年九月には百五十一（支店百四十八、出張所三）となる。

【役員】

取締役　会長　鈴木　剛　82　二二、二、一二（本店支配人）京大経、大十一　西宮市平松町一二（電）西宮二九二二

副取締役　専務　廣田庄三　49（本店支配人）京大経、大十五　東京都世田ヶ谷区桜原町四ノ四五六（電）松陰三五七一（東京）

常務重査　伴坂尚夫郎　61　二二、一二、一（取締役）大正二二年東大政治科卒

重査　廣田繁三　53　二二、一、二二（営業部長）明治四十一年京都商業卒

三和銀行

所在地　大阪市東区今橋三ノ二二

電話　北浜四四一

資本金　公称　一五三、八〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　八九、七四八、五〇〇圓

【沿革】

昭和八年十二月、第三十四、山口、鴻池の三行を合併し設立、初代頭取は日銀理事中根貞彦氏、その後大阪を中心に西日本に所在する諸小銀行を吸収して膨脹した。地盤は中小商工業金融にあり、全国に支店二百餘、出張所十五、代理店二をもつ。

【役員】

頭取　鐵道　忠夫　60　二二、二　東大法、大正13（全国銀行協会連合会副会長）京都市伏見区桃山町八〇（電）キッ二〇四

常務　西浦　正　64　二〇、九　京大法、大正10（取締役）京都府南桑田郡大井村大字北金岐観音下二五

〃　竹内　大助　60　二二、二　東大法、大正11（東京支店長）大阪府北河内郡鷹合村大字郡二五一四ノ二

〃　河村　良介　60　二二、二　東大経、大正11（取締役）兵庫県武庫郡戸市鷹合町四ノ三五

常務取締役　二　50　二二、一二、二〇（取締役営業部長）大正一一年東大法科卒　東京都目黒区柿木坂三〇六（電）碑貫　三〇四三

〃　西野　武雄　48　二二、一二、二〇（営業部長）大正一三年東大経済学部卒　杉並区西荻窪一ノ二〇（電）荻窪二六二八

〃　金子　巌　48　二二、一二、二〇（業務部長）大正一三年東大政治科卒　東京都杉並区清明町六四（電）荻窪三九六八

取締役　佐々田三郎　61　一九、八、一（第三銀行頭取役）大正二年東大法科及政治科卒

〃　小池　光男　50　二二、四、三〇（小舟町支店長）大正四学部岩中学卒（調査部長）

〃　九山　二郎　46　二二、一、二二（横浜支店長）大正十四年東大卒（本店営業部長）

〃　鵜尾　武雄　48　二二、一、二二（監理部長）大正十四年京大卒（業務部長）

〃　佐藤　敏雄　51　二二、一、二二（京都支店長）大正七年早大卒、大正一〇年米国ピッツバーグ大学卒（大阪支店長）

〃　牧元　鷹雄　51　二二、一、二二（名古屋支店長）大正三年京大卒（名古屋支店長）

〃　松本　三郎　51　（本店支配人）東大法、大十一　大阪府豊能郡箕面村半町四二九ノ一九（電）豊能一六（本店営業部長）

常務　滝　岩崎喜久郎　51　（本店支配人）東高商、大十二　大阪市東区高麗橋二丁目五三、高麗橋（支店長）・二六二（電）荻窪

〃　西村　帆平　47　（本店支配人）東商大、大十四　兵庫県川辺郡川西町小戸上大原二二ノ三（電）池田七一三（人事部長）

取締役　浩　佐藤幸夫郎　45　京大経、昭三　大阪府池田市本町三一五七（電）池田二〇三二

〃　菅原　拳二　04　東大法、明四二　三重県名賀郡河保町柏尾七七七

本店支配人　岩田　岩雄　60　二二、二、二二（本店営業部長）京大経、大十一　大阪府三島郡豊村大字中穂積四五三三

〃　小林　註一郎　51　（福岡支店長）東高商、大十　京都市左京区田中馬場町一

〃　百瀬　結　51　（名古屋支店長）東商大、大十三　東京都世田谷区玉川等々力七二五

常任監査　岡田繁三郎　53　（本店支配人）京大法、大十　京都市左京区田中関田町二ノ一、住友電話（京都上五五八）

東京支店長兼任　昭二二・三　常任監査役　武重鐘吉　明三三・三　東京市芝区三條町六五

監査役　栗原貞吉　64　東京　大正14　第三十四回出身

昭二二・三　監査役　岡山市門田屋敷二ノ八

野村銀行

所在地　大阪府東区備後町二丁目一一

電話　北浜八九〇・八九一・四二九五・四三四一・五一一二・五一一四・五一一五

資本金　公称　五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

払込　二四、七五〇、〇〇〇圓

【沿革】

大正七年野村一門で創立、野村關係事業の育成と中小商工金融に重點をおき五大銀行とは異なる堅実方針をとり、大銀行と地方銀行の中間的な性格がある。そのため他行を合併するのを極力さけて、昭和二十年同業の野村信託を合併したのみとなつてゐる。

【役員】

專務取締役	有松圓一郎	55	三、一、一六	大正二	東大		
財務、兵庫縣武庫郡魚崎町楠屋内田一八一							
常務	寺尾威夫	43	三、一〇、一六	總務部長	昭和四	東大法	總務部、西宮市川添町二六
取締役	野村徳七	65	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	野村徳太郎	60	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	野村徳三郎	60	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	野村徳次郎	60	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	野村徳治郎	60	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	野村徳一郎	60	三、一、一六	大正二	東大		
取締役	中村大助	62	東大	大正12	山口銀行出身		
昭二二・三　監査役　東京都豊島區西巣鴨五ノ五〇							
〃　上坂一雄		45	東大法	大正14	第三十四回出身		
昭二二・三　取締役　人事部長兼記　兵庫縣武庫郡本山町岡大字東畑壹七六ノ二							
取締役　鹿山保夫助		61	二〇、五	大阪商	大正七	常務大阪市天王寺區舟辻町二九	
〃　金井大助		55	二〇、一二	大阪商	大正4	大阪市北區紫屋町二九	
〃　市川雅之		53	東銀	大正9	鶴池より三和へ		
昭二〇、一二　取締役　關西市千手町二〇							
〃　工藤美夫		50	東大法	大正14	第三十四回出身		
昭二二・三　取締役　大阪府東北部高石町南四六八							
〃　山根徳治		60	山口商	大正8	第三十四回出身		
昭二二・三　取締役　東京支店長兼記　東京都新宿區西巣合一ノ二三三三　中島精方							
〃　古家重之助		49	東大法	大正14	山口銀行出身		
昭二二・三　取締役　常務部長兼記　大阪府東南部西鳥羽村一二七七							
常任監査役　西村　豊三		65	東大法	大正11	第三十四回出身		
昭二〇、一二　監査役　昭二二・一〇　常任監査役　大阪府豊中市櫻塚三四二ノ一							
〃　藤波喜一郎		60	東大法	大正11	山口銀行出身		
東京支店長兼任　昭二二・三　常任監査役　武重鐘吉　明三三・三　東京市芝区三條町六五							
監査役　栗原貞吉		64	東京	大正14	第三十四回出身		
昭二二・三　監査役　岡山市門田屋敷二ノ八							

清戸銀行

所在地　清戸市生田區流花町五六

電話　元町一一六〇・一一六一・三三一三

資本金　公称　五七、〇〇〇、〇〇〇圓

払込　三五、〇五〇、〇〇〇圓

【役員】

會長	生田四郎	65	(常勤)	東大法	兵庫縣清戸市山手町一一六		
頭取	宮岡峰忠	44	(常勤)	東大法	清戸市須磨區水前町八		
副頭取	小林秀夫	61	(常勤)	中大法	生田區清戸幾光方手山之荷四の三		
常務	鹿田修左衛門	65	(兼務)	早大政經	參司部比處庄村七十九		
〃	高屋儀之助	65	(兼務)	東大法	大阪府豊中市櫻塚町一二八三		
〃	目下英男		東大法	兵庫縣姫路市下寺町三五			
取締役	海川本直信	61	(兼務)	早大政	清戸市兵庫區會所町一八五		
〃	佐川貫	61	(全國銀行常務)	兵庫縣姫路市部區岡町東口四〇			
〃	北村貴三	61	(清州銀行頭取)	兵庫縣東部三木町淡内九二八			
〃	野崎貫三郎	60	(清戸行專務取締役)	清戸市兵庫縣清戸市雲水區須磨流家内			
〃	真藤益雄	47	(監査役)	關西	兵庫縣赤穗郡坂越町坂越二六五		
〃	小松修七郎			兵庫縣西宮市須維町三			
〃	谷口政一			姫路市山崎井町一三八			
〃	吉山義一			清戸市須磨區東天町四ノ一一			

【沿　革】

昭和十六年六月九日、愛知名古屋伊藤三行の合併により設立、二十年秋岡崎、大野、福清の三行を吸収、愛知縣下唯一の銀行となつた。店舗は愛知縣下を中心とし隣縣岐阜三重はじめ静岡、滋賀、福井、東京、京阪神などに百五十餘ヶ店で尾西の毛織物、岡崎の紡績、豊橋の繊維、呉服戸の問屋、證券業などの金融業にあたる。三月末新勘定預金額五三億五千四百萬圓、貸出額二十一億四千六百萬圓となつている。

【役　員】

頭取	取締役	鈴木孝市	54	二八、一〇、三〇	〈日銀名古屋支店長〉	東大、大八
名古屋市千種區向陽町一ノ三八						
頭取	取締役	金子榮雄	50	二〇、一〇、三一	〈日銀松本支店長〉	東農、大二三
名古屋市東區東外堀町二ノ四						
取締役	常務	吉木好之	50	二〇、一〇、三一	〈本店營業部長〉	東農、大二二
名古屋市東區泉木町一ノ三						
〃	〃	古關周藏	46	〈本店營業部長〉	小樽高商大二三	
東京都中野區江古田町三ノ一四二六						
取締役	常務	宇賀德雄	50	二一、一〇、八	〈本店營業部長〉	東大大二三
名古屋市北區龍田町一ノ三四						
〃	監査役	橋本定吉	48	〈常任監査役〉	名古屋高商大二三	

立。正金が戰時中にはたした經濟的役割により昭和二十年十月マ司令部より、正金は從來の特殊銀行より普通銀行に改組するよう勸奬あり、二十一年七月正金再組織案承認の覺書が日本政府に發せられ、これにより同年十二月十六日資本金五千萬圓、全額拂込濟の普通銀行として設立、二十二年一月四日正式開業した。

【役　員】

頭取	取締役	頭口繁雄	52	二一、一二、一六	〈三和銀行監査役〉	東大法
東京都澁谷區南平臺四六〈電〉澁谷一四六一						
常務	大江清		52	〈正金參事〉	大二〇	東大法
東京都品川區大井廣塚町四六八六〈電〉大森二一〇九						
〃	小山省三		49	〈日銀參事〉	大二〇	同志社法
東京都板橋區練馬向山町一、六二一						
〃	伊藤院次一		49	〈正金參事〉	大二二	東大經
東京都目黒區上目黒五ノ二五三七〈電〉澁谷七八四						
取締役	海瀨辰雄		44	〈正金參事〉	大二三	東大法
東京都世田ヶ谷區下馬町二ノ四七						
監査役	船越光輔		52	〈日銀參事〉	大二〇	京大經
東京都新宿區市ヶ谷加賀町二ノ二二〈電〉九段二〇五八						
〃	岡陽雄		49	〈正金監査部長〉	大二〇	東商
東京都世田ヶ谷區下北澤三ノ九二四						未矢俣方
〃	〃	細見清平		大二三	京大	
〃	〃	吉原德太		大二三	東大	
〃	〃	太田黒重吉		明三三	京大	

〃	〃	川瀨義三郎		〃	兵庫縣本田區鍛冶屋町五丁目	

三五

〃	〃	原田貳二		兵庫縣武庫郡魚崎町西蔵六五ノ一		
〃	〃	岩田榮三		中大事門、東京都北多摩郡武藏野町西窪		

三一九

常任監査役		吉田孔七郎		兵庫縣神戸市灘區宮山町二の五の一		
監査役		中村榮一		早大家	神戸市生田區中山手町通四丁目	

四八

相談役		上田榮二	63	〈取締〉	東京事參	兵庫縣保部
農田村公屋四二二						
〃		平尾賴太夫	61	〈取締〉	東大法	兵庫縣出石郡資
村資產九五八						
〃		關根賴三郎	72	〈取締〉	兵庫縣多紀郡篠山町立町	

一九

〃		前田一雄	64	〈常任監査〉	豐岡町村	兵庫縣神
戸市兵庫區多聞村字南水一〇八						

東　海　銀　行

所在地	名古屋市中區廣井本町通リ八丁目
電話	本局 一二三一
資本金	公稱 四四、〇六〇、〇〇〇圓
	拂込 二二、六三二、五〇〇圓

【沿　革】

東海正金銀行の圓內新定を受ける第二銀行として設

京都市左京區聖護院二七ノ一						大阪支店長
〃	佐々部能雄		55	一八、一一、一三	〈參事銀行局長〉	東大、大七
名古屋市東區東町東一ノ三二						
〃	眞川巢夫		44	一六、六、七	〈名古屋銀行協會〉	東大、大二一
名古屋市東區主税町三ノ一〇						
〃	山田市三郎		47	二〇、九、一七	〈岡崎銀行頭取〉	東大、大二四
愛知縣中島郡稻沢町字祖父江町一						
監査役	成田米藏		48	二二、一〇、八	〈豐橋部長〉	東大、大二三
名古屋市昭和區鶴舞町石拳一〇四						
〃	農田三太夫		50	二〇、九、一七	〈岡崎銀行頭取〉	早大、大二二
岡崎市若宮町一二〇						
監査役	大橋正太郎			〈大阪銀行頭取〉	早大、大五	愛知縣八名郡大脇町中脇四〇

東　京　銀　行

所在地	東京都中央區日本橋本石町一ノ六
電話	日本橋（24）二三八一（代表）
資本金	公稱 五〇、〇〇〇、〇〇〇圓
	拂込 五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

【沿　革】

（昭和三年三月現在）

一、関東・東北地方

常陽銀行

所在地　水戸市南町四一三
電話　九四〇・一〇四四・七六・一三三・一
資本金　公称　一一・五六六・九〇〇圓
　　拂込　六・六二七・六七五圓

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
常務取締役	山崎三佐雄	五一	60	（常陽銀行常務）
取締役	川崎真平	六一	61	（川崎紡績常務）
〃	足立寛	七八	63	（内國貯蓄取締）
〃	初見助三郎	六三	63	（五十銀行監査）
〃	關弘	五一	63	（石岡銀行頭取）
〃	吉川建	四七	63	（常陽銀行員）
監査役	中山知司	四七	47	（常陽銀行員）
〃	川崎一	四七	47	（三田銀行員）
常務取締役	山崎三佐雄	五一	60	（常陽銀行常務）
〃	足立寛	六一	61	（川崎紡績常務）
〃	初見助三郎	六三	63	（五十銀行監査）
〃	關弘	五一	63	（石岡銀行頭取）
〃	吉川建	四七	63	（常陽銀行員）
監査役	中山知司	四七	47	（常陽銀行員）
〃	川崎一	四七	47	（三田銀行員）

足利銀行

所在地　栃木縣足利市通三丁目三五
電話　足利一・一〇・一二七・五一二
資本金　公称　八・〇〇〇・〇〇〇圓
　　拂込　五・四五六・〇〇〇圓

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
頭取	青山禎三	六五	19	（日銀監督局長）
常務取締役	井上正三郎	五六	36	（東京ターボン商事取締役社長）
〃	玉置光次	四九	40	（行員）（本店營業部長兼銀座支店長兼日本橋支店長兼神田支店長兼淺草支店長兼上野支店長兼池袋支店長）
〃	羽鳥久雄	四九	50	（行員）（足利支店長兼佐野支店長）
〃	北爪律太郎	四八	48	（行員）（伊勢崎支店長兼桐生支店長）
〃	宮口實	四九	49	（行員）（伊勢崎支店長兼太田支店長）
常任監査役	岡崎秀雄	六一	61	（上毛銀行常務）
監査役	森榮作	六四	64	（上毛貯蓄監査）
〃	吉野重一郎	七三	73	（高崎製作所取締役吉野商會會長）
〃	栗原三之助	六四	64	（桐生銀行取締）

常陽銀行

所在地　水戸市南町四一三
電話　九四〇・一〇四四・七六・一三三・一
資本金　公称　一一・五六六・九〇〇圓
　　拂込　六・六二七・六七五圓

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
常務取締役	山崎三佐雄	五一	60	（常陽銀行常務）
〃	足立寛	六一	61	（川崎紡績常務）
〃	初見助三郎	六三	63	（五十銀行監査）
〃	關弘	五一	63	（石岡銀行頭取）
〃	吉川建	四七	63	（常陽銀行員）
監査役	中山知司	四七	47	（常陽銀行員）
〃	川崎一	四七	47	（三田銀行員）
〃	阿久津太郎平	六七	67	（常陽銀行頭取）一地主
〃	田村茂三郎	七四	74	一旅館業
〃	田村庄作	六八	68	一地主
〃	柳澤庄平	六九	69	（上州銀行取締）
〃	中村角治	六〇	60	（銚馬大同常務）
取締役	海老原榮太	六一	61	（銚馬大同常務）
常務取締役	伊地知圓	六〇	60	
〃	大谷三四郎	五五	55	（日銀地方課長）
頭取	山崎雪七	六六		（八十五銀行頭取、川越貯蓄銀行頭取）

埼玉銀行

所在地　浦和市高砂町二ノ一六
電話　浦和三二一一・一四
資本金　公称　一九・三四三・〇〇〇圓
　　拂込　一六・五〇一・〇〇〇圓

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
常務取締役	石原秀太郎	六〇	60	（會員）
〃	鶴田國治	五九	59	（會員）
取締役	鶴田孝二	六八	68	
〃	小倉第一郎	五〇	50	（會員）
〃	山本周作	六五	65	（會員）
〃	黒田榮治	四九	49	（會員）
監査役	關根作	六七	67	（三菱關係）
〃	田村七	七二	72	（取締役）

銀行

所在地　前橋市本町九三
電話　前橋二一二一

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
專務取締役	松井敬造	六八	68	（日銀計理局長）
常務取締役	横山六雄夫	六一	61	（日銀文書局）
常務取締役	見玉鐘吉	六一	61	（日銀營業局）
取締役	海老原榮太	六一	61	（銚馬大同常務）
〃	中村角治	六〇	60	（銚馬大同常務）
〃	柳澤庄平	六九	69	（上州銀行取締）
〃	田村茂三郎	七四	74	一旅館業
〃	田村庄作	六八	68	一地主
〃	阿久津太郎平	六七	67	（常陽銀行頭取）一地主

銀行

所在地　栃木縣足利市通三丁目三五
電話　足利一・一〇・一二七・五一二
資本金　公称　八・〇〇〇・〇〇〇圓
　　拂込　五・四五六・〇〇〇圓

肩書	氏名	年齢	入行年	摘要
頭取	青山禎三	六五	19	（日銀監督局長）
常務取締役	井上正三郎	五六	36	（東京ターボン商事取締役社長）
〃	玉置光次	四九	40	（行員）（本店營業部長兼銀座支店長兼日本橋支店長兼神田支店長兼淺草支店長兼上野支店長兼池袋支店長）
〃	羽鳥久雄	四九	50	（行員）（足利支店長兼佐野支店長）
〃	北爪律太郎	四八	48	（行員）（伊勢崎支店長兼桐生支店長）
〃	宮口實	四九	49	（行員）（伊勢崎支店長兼太田支店長）
常任監査役	岡崎秀雄	六一	61	（上毛銀行常務）
監査役	森榮作	六四	64	（上毛貯蓄監査）
〃	吉野重一郎	七三	73	（高崎製作所取締役吉野商會會長）
〃	栗原三之助	六四	64	（桐生銀行取締）

秋田銀行

所在地　秋田市茶町第ノ丁三二
電話　三八五一

頭取	業	氏名	年齢	住所	摘要
頭取		岩淵辰雄	69	秋田市	秋田信託社長
取締役		名児耶明	82	秋田市	
〃		鎌田司郎	61	秋田市	
〃		山田新太郎	63	秋田市	
〃		寺田七男	63	秋田市	
〃		新淵大酋	76	秋田市	
〃		伴清太良	60	秋田市	
〃		原定治	60	秋田市	
〃		相吉長造	62	秋田市	
〃		平原庄兵衛	71	秋田市	
〃		大木雷策	74	秋田市	
〃		矢島榮助	79	秋田市	
取締役		名取忠彦	60	秋田市	
相談役		名児耶明	82	秋田市	
〃		岩淵辰雄	69	秋田市	
〃		鎌田司郎	61	秋田市	
〃		山田新太郎	63	秋田市	
〃		寺田七男	63	秋田市	
〃		新淵大酋	76	秋田市	
〃		伴清太良	60	秋田市	
〃		原定治	60	秋田市	
〃		相吉長造	62	秋田市	
〃		平原庄兵衛	71	秋田市	
〃		大木雷策	74	秋田市	
〃		矢島榮助	79	秋田市	
取締役		名取忠彦	60	秋田市	

資本金額　公称　一四、五〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　九、四五〇、〇〇〇圓
電話　甲府二三〇六

荘内銀行

所在地　山形縣鶴岡市三日町一〇一
電話　鶴岡六七、六三、九六、一〇五

取締役會長	酒井	盛就	62	一九、一〇、一八	（取締役頭取）
取締役頭取	木村元兵衛		56	一九、一〇、一八	（專務取締役）
取締役前頭取	鳳間善右衛門		75	一六、四、七	
專務	金井	静助	43	一九、一〇、一八	（支配人）
常務	本間	實一	54	一六、四、七	（酒田羽陽銀行取締役）
取締役	武山	静治	52	一六、一〇、一	（荘内貯蓄銀行專務）
〃	鳳間	慶三	39	二〇、一一、一	（三日市支店長）
〃	榊三郎兵衛		62	二一、一〇、八	（酒新庄銀行頭取）
監査役	村井	榮藏	54	二一、一〇、八	（取締役）
〃	金井	之助	49	一六、一〇、一	（荘内貯蓄銀行

監査役）
〃　〃　大藏省第三一事務官
〃　〃　兒島儀藏　中村龍一郎　富田吉三　玉屋喜章
常任監査役　小笹清
監査役　大藏省之亮　三木雄三

山形中央銀行

所在地　山形市旅篭町四

頭取	業	氏名	年齢	住所	摘要
頭取		平沼亮三	56		（貴族院議員）
〃		大川繁雄	51		（武州銀行頭取兼武州信託頭取）
〃		松木直亮	70		（武州銀行頭取）
〃		小谷彭修	65		（興和興業銀行頭取）
取締役		十五銀行頭取）			
〃		石坂泰三	65		（武州銀行監査役）
〃		川島順藏	55		（恩賜煙草耕作組合常務）
〃		佐藤佐太郎	50		（貴族院議員）
〃		長島忠助	57		（武州銀行本店常務）
〃		栗林三郎	63		（十五銀行常務）
〃		栗田定藏	73		（武州銀行專務）
監査役		栗田館吉	73		（武州銀行監査役）
〃		伊藤長三郎	43		（十五銀行監査役）
〃		武藤貫一	58		（第百十八銀行人事課長）

千葉銀行

所在地　千葉市通町六四
電話　千葉六九、二八〇、二八一

頭取	業	氏名	年齢	住所	摘要
頭取		古莊四郎			
取締役	會計	眞入一			（業務部長）
〃	營業	菅田榮一			（業務部長）
〃	業務	中村德吉			（貯蓄銀行頭取）
常務	業務	鈴木直吉	69	二〇、九、一	（秋田信託常務）
常務	業務	前田實	49	二〇、一〇、九	（會計支配人）
取締役	會計	小川喜右衛門	53	一六、一〇、二〇	（鴻巣銀行頭取）
〃	營業	野口眞治郎	52	一六、一〇、二〇	（第四十八銀行

取締役）
〃　〃　遠藤貞藏　53　一六、一〇、二〇　（秋田銀行取
締役）
〃　〃　加賀谷長兵衛　38　一七、一、二四　（大阪貯蓄銀行
監査役）
監査役　宮崎利助　57　一六、一〇、二〇　（第四十八銀行
監査役）
〃　〃　渡邊貫藏　40　（第四十八銀行監査役）

羽後銀行

所在地　秋田縣平鹿郡増田町増田一四八
電話　増田二、二一〇三

頭取	豊田　圖平	67	一八、一一三	（同行頭取）
常務	佐藤藏五兵衛	70	一九、六、一七	（同行頭取）
常務	米田七之助	45	一九、一〇、二五	（同行頭取）
取締役	栗谷　義	61	一九、一〇、二五	（同行頭取）
取締役	佐藤清十郎	60	四、七、二三	
〃	千田善五郎	79	明四三、三、一六	
〃	小泉金次郎	61	一一、七、二七	
〃	土田　莊助	60	一七、七、二八	
〃	中川　眞事	60	一八、七、三三	
監査役	野口民治郎	57	一八、一〇、二二	
〃	長沼　圓守	64	一二、七、二五	
〃	重兼善四郎	75	一三、七、二五	（同行參事役）
〃	佐々木敬吉	45	一七、七、二八	

青森銀行

所在地　青森市大字大町一六三
電話　二一〇三

取締役頭取	大原金助	64	四、五、九	（會社重役）
常務	大原善市	35	二〇、一〇、一	（重役）
取締役	大原金三郎	32	一七、七、一八	
〃	平山文三郎	40	一一、七、一八	
〃	西澤　三郎	56	二〇、一〇、一八	（會社重役）
取締役會計係兼監査役	石戸谷嚴	58	一八、一一、五	（銀行支店長）
監査役	太田喜三郎	46	七、七、一八	（商業）
〃	北谷幸八	48	一八、七、一八	（商業）

青森商業銀行

所在地　青森市大字濱町五一番戸
電話　ナシ（戰災ニヨル）

取締役頭取	大原金助	64	四、五、九	（會社重役）
常務	大原善市	35	二〇、一〇、一	（重役）
取締役	大原金三郎	32	一七、七、一八	
〃	平山文三郎	40	一一、七、一八	
〃	西澤　三郎	56	二〇、一〇、一八	（會社重役）
取締役會計係兼監査役	石戸谷嚴	58	一八、一一、五	（銀行支店長）
監査役	太田喜三郎	46	七、七、一八	（商業）
〃	北谷幸八	48	一八、七、一八	（商業）

七十七銀行

所在地　仙臺市大町四丁目一七五
電話　仙臺七七、七八
資本金　公稱　一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　四、七〇一、三七五圓

取締役會長	氏家　清吉	56	一六、五、三〇	（取締役頭取）
取締役頭取	相木　純一	62	一六、五、三〇	（日銀仙臺支店長）
取締役副頭取	土屋　喜重	69	一六、五、三〇	（日本興業銀行取締役）

取締役頭取	佐々木孝次郎	64	一八、一〇、一	（元第五十九銀行頭取）
常務	林崎幹太郎	55	一八、一〇、一	（日銀參事）
常務	高谷　美鐵	68	一八、一〇、一	（元盛岡銀行頭取）
常務	山口　鐵美	48	二一、八、二六	（元第五十九銀行支配人）
取締役	渡邊　佐助	66	一八、一〇、一	（元第五十九銀行頭取）
〃	芳賀　仁重	58	一八、一〇、一	（元盛岡銀行頭取）
〃	宇野清一郎	57	一八、一〇、一	（元第五十九銀行常務）
取締役	安田　才助	53	一八、一〇、一	（元第五十九銀行重役）
〃	菊池　長之	44	一九、一〇、三〇	（元私鐵重役）
常任監査役	林藤右衛門	73	一八、一〇、一	（元青森銀行頭取）
監査役	津島　文治	50	一八、一〇、一	（元第五十九銀行重役）
〃	增田　良實	52	一八、一〇、一	（元八戸銀行監査役）
常務	木村清五郎	62	一三、九、一	（常務取締役）
常務	山田　鶴七	68	一三、九、一	（取締役支配人）
取締役	大關善六郎	67	一四、一、二五	（監査役）
〃	伊藤　平助	38	一六、一、二四	
〃	若生　直治	69	一六、九、一	（富鐵銀行頭取）
〃	渡邊　眞一	56	一七、一、二六	（仙南銀行頭取）
〃	坂井　三郎	50	二〇、四、二八	（同行行員）一貫
〃	山田　鶴太郎	57	二〇、四、二八	（同行行員）一本
〃	中目　英作	56	二〇、四、二八	（同行行員）一業
〃	佐藤　鐵郎	66	二〇、五、一四	（東北貯蓄銀行頭取）
〃	木村積二郎	58	二〇、五、一四	（東北貯蓄銀行取締役）一
〃	船渡甲子郎	50	二〇、五、一四	（東北貯蓄銀行取締役）一
常任監査役	及川甲子郎	56	一七、一、二六	（同行行員）
監査役	鶴島　誠	58	七、一、三一	

羽前銀行

所在地　山形市七日町字裏前六一〇
電話　(代)　山形一五六〇

頭取	長谷川吉三郎	69	四、一、一三五	
常務取締役	三浦鶴太郎	45	一〇、一一、二	元三浦銀行重役
常務重役	三浦新兵衛	69	一六、一、一三五	元三浦銀行取締役
取締役	鷲塚吉兵衛	74	大二一、一、一三〇	前羽前銀行支配人
〃　〃　〃　社々長	平田　喜助	72	四、一、一三五	元鷲岡水力電気会社々長
〃　〃　〃	長谷川半内	67	四、一、一三五	元裏銀行頭取
〃　〃　〃　支店長	田中　英男	60	一三、一、一三五	元明治銀行静岡支店長
〃　〃　〃	佐藤荘右衛門	55	一五、七、一三五	元天裏銀行頭取
〃　〃　〃	農山源内	65	一五、七、一三五	元羽前銀行頭取
〃　〃　〃	佐藤定右衛	49	一七、一、一四	元大石田銀行頭取
重役	村田貫治兵衛	37	一六、一、一三五	元酒田農會社社
重役	高橋源五郎	52	一九、四、一	元高橋銀行頭取

岩手産業銀行

所在地　盛岡市紺屋町一一〇
電話　(代)　一五一五

頭取	坂井栄夫郎	65	八、九、一七	(前銀支店長)
常務	安倉　要	64	一七、五、二	
常務	井上和夫郎	60	一九、一〇、二六	(営行々員)
重役	出羽静夫	70	一四、六、二〇	(註米大使)
常務重役	池内義雪	61	一六、七、二九	(農中銀行事務)

高田農商銀行

所在地　東京都豊島区高田本町三一〇
電話　牛込　七〇八

取締役	小島正治郎	46	七、八、三一	
重役	前田　寅吉	64	四、一一、一三五	
重役	中光次郎	51	二二、九、二五	
顧問	金子仙太郎	65	一七、一、一四	(元貴銀行頭取)
〃　〃	新　覚	77	一七、一、一四	(元羽陽銀行常務)

羽前長崎銀行

所在地　山形県東村山郡長崎町大字長崎一五七
電話　長崎　三

常務取締役	柏倉九左衛門	49	一七、七、二〇	
常務	柏倉儀右衛門	45	二二、一二、二〇	(取締)
〃	柏倉九郎兵衛	63	(常務)	
〃	栗農貳一郎	69	九、一、二〇	
〃	原田徳兵衛	71		
監査役	柏倉文四郎	67	一八、一〇、二〇	
監査	安藤与吉	64	大二〇、一、二六	
〃	武田　貞次	47	九、一、二〇	

二、東海道地方

静岡銀行

所在地　静岡市呉服町一丁目一〇
電話　静岡三五〇〇(代)
資本金　公称　二八、五〇六、〇〇〇圓
　　払込　一八、一二、六〇〇圓

頭取	中山　均	62	一九、一〇、二〇	
取締役	平野繁太郎	67	二〇、八、二五	(八、三、一辜務)
常務	杉山　栄次	61	二〇、八、二五	(八、三、一常務)
常務	田中　鐵藏	67	二〇、八、二五	(二〇、五、一取締役支店長)
取締役	倉木　誠七	64	一八、三、一	(静岡三十五銀行取締役)
〃　〃	鶴野　新藏	67	(同)	
〃　〃	佐田　四郎	62	(同)	
〃　〃	山口忠五郎	66	(遠州銀行取締役)	
〃　〃	野崎　徳七	65	(静岡三十五銀行取締役)	
〃　〃	鷹相　国吉	60	一八、七、三一	(濱松銀行取締役)
〃　〃	黒田　敬	67	(伊豆銀行取締役)	
〃　〃	鈴木大郎左衛門	60	二〇、五、一二八、三、一	監査)
〃　〃	清水　一郎	53	(静岡銀行濱松支店長)一濱松支店長兼監査役	
〃	大瀬米太郎	56	二〇、一〇、三〇	(静岡銀行東京支店長)一沼津支店長兼監査役
〃	中村圓一郎	51	(会社重役)	
監査	庄司　一雄	58	一八、七、三一	(伊豆銀行取締役)
監査役	寺田正平	66	二〇、五、一	(静岡銀行株主役)

百五銀行

所在地　三重縣津市丸ノ内廣業ビル二・三・九ノ九
電話　(代)一〇五
資本金　公稱　一四、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　九、九五五、六二五圓

會長		川喜田久太夫	70	二〇、二、二四	(頭取)
頭取		藤井榮二郎	64		(副頭取)
副頭取		鈴鹿　頭也	63	一八、三、二九	(參事兼右頭取)
〃		川喜田壯太郎	44	二〇、二、二四	(取締)
常務		岡　清平治	55	一四、四、一	(取締)
〃		富田金四郎	50	一九、一〇、一五	(三重共同信託)
〃	取締	柏原榮左衛門	51	大正七、七、三	
〃	〃	川喜田四郎兵衛	67	一〇、一、二四	(重役)
〃	〃	大貫　精藏	67	七、一、二五	(參事)
〃	〃	鳥羽　正安	60	一五、一、二七	(重役兼支配人)
〃	〃	田所　鐵二	47	一八、三、二九	(參事兼右專務)
〃	〃	油田榮太郎	68	一八、三、二九	(參事兼右取締)
監査	役	田中　林助	68	一七、一、二七	(三重共同信託重役)
〃	〃	山田　清治			

頭取		山崎　丈夫	68	一六、一、一〇、(二五、一、二六)	
常務取締役		片岡　義一	55	一八、一、二九	(第一銀行々員)
〃	〃	鷲　誠一		二一、一〇、八、(二六、七、二九)	
〃	〃	篠原　喜吉	47	三、一、三五	
〃	〃	渡邊　喜吉	42	四、七、三五	
〃	〃	篠田　五平	60	一四、七、三五	(行員)
〃	〃	本田　秋藏	60	一六、七、二九	(第百銀行取締)
〃	〃	上松貞治郎	42	一九、一、一一	(錠阜貯蓄銀行取締)
〃	〃	加藤　鐵夫	56	二一、三、七	(行員)
〃	〃	村瀨捨治郎	56	二一、三、七	(行員)
〃	〃	村瀨　秀三	53	二一、三、七	(行員)
常任監査		岡本　正樹	57	一八、四、(二二、七、二四)	
監査		平田　鐵二	47	一六、七、二九	(第百銀行取締)
〃		矢橋　太郎	56	一七、七、(二〇、一、二六)	(赤坂銀行專務)
〃		村上　保	60	一七、七、(二〇、一、二六)	(第百銀行頭取)

三重銀行

所在地　四日市市諏訪町三三九四
電話　四日市　六二

十六銀行

所在地　岐阜市濱田町九丁目二六三九ノ一〇
電話　岐阜一六(代)　四四三〇

大垣共立銀行

所在地　大垣市郭町三丁目
電話　大垣　一五

常事務取扱		戸田　士彦	64	一九、四、二七	(專務)
取締役	支配人事務取扱	近藤　鐵藏	57	二〇、一一、二〇	(取締)
〃	〃	松原　純一	61	一四、一、二八	(監査)
〃	〃	三浦源四郎	45	一九、四、二七	(支店長)—揖斐
〃	〃	後藤　幸夫	44	一九、四、二七	(支店長)—岐阜
〃	〃	佐市	55	二〇、一〇、二七	(營業部長)—大垣
監査		水谷藤太郎	68	一四、一、二八	
〃		中島　俊司	52	一四、一、二八	
〃		後藤　幹一	63	一八、一一、一	
〃		田中治太郎	54	二〇、一〇、二七	(支配人)

常事務取扱		山田　久吉	41	二一、三、一九	(營業部支配人)

濃河銀行

所在地　岐阜市末廣町甲
電話　八〇—八五

取締役頭取		國枝　榮太郎	64	一八、八、四	
常務取締役		國枝　榮夫	63	大正一四、七、一九	
〃		鈴木　榮吉	71	二、七、一九	
〃		大木　順藏	63	一八、七、一九	
監査		守山　重藏	63	一八、七、一九	
〃		金木　眞平	63	一八、一一、一九	

濃州銀行

所在地　岐阜市中濱町四

常務取締役	山崎　米太郎	二一、一一、一六	(專務)	
取締役	岡　清藏		(專務)	
〃	月瀨　井吉		(專務)	
〃	月瀨　作藏		(專務)	
〃	月瀨　清藏		一參事會支配人	
〃	月瀨　吉藏		一參事會支配人	
監査	八幡田　武藏		(百濃)	

〃	監	〃	取	常	事	頭	會	
							頭	
	査		締	務	取	取	取	長
	吉田伊兵衛		小池	深井	都新	九覚	伊藤	
	本		彦	省三	吉郎	七	傳	
	順市	玉	衛	一		七	杖	
61	62	65	70			53	70	
二	二	二	二			一	二	四
四	四	四	四			四	四	一
一	一	一	一			二	二	二
〇	二	二	二			二	二	二
二	二	二	二			二	二	二
八	八	七	七			八	八	八

三、近畿・北陸地方

滋賀銀行

	電話	大津一五五一三（長） 五五六	所在地	大津市坂本町二七				
〃	取	取	取	常	部長）	頭	頭	會
	締役	務	後	常	務	取	取	長
	森五郎兵衛		藤	功		北川	昇	廣野規矩太郎
71			44			58	63	
八、一〇〇			一八、一一七（大橋銀行取締）			二〇、四、二七（事務）		
大橋彌一郎			上原港老四郎			中央毛糸紡績		
48			49			57		
一八、一〇〇			一七、一一七（百瀬三銀行取締）			二〇、四、二七（日銀検査役）		
西尾小五郎			山本泰造			松尾四郎	岡本岩治郎	中野富三郎
57			62			65	66	70
一八、一〇〇			一七、一一七（大通共立貸渡業）			九、六、二（紀伊貯蓄頭取）		
西尾太藏			雀井繁次郎			六、六、一（紀伊貯蓄取締）		
57			71			57		
一八、一〇〇			一五（常務）			二〇、六、二（紀伊貯蓄頭取）		
西尾小五郎			山本泰造			松尾四郎	岡本岩治郎	中野富三郎
57			62			65	66	70
一八、一〇〇			一七、一一七（大通共立貸渡業）			九、六、二（紀伊貯蓄取締）		
西尾太藏			雀井繁次郎			六、六、一（紀伊貯蓄頭取）		
57			71			57		
一八、一〇〇			一五（常務）			二〇、六、二（紀伊貯蓄取締

第四銀行

所在地　新潟市東堀前通七番町一番戸
電話　（代）三三六〇

取締役頭取	高橋龍太郎	69			（第百銀行頭取）
相談役	山口誠太郎	63			（長岡銀行取締役）一北越產業㈱、北越
監査役	内藤久一郎	43			（長岡銀行取締役）七井工業社長
電化工業㈱取締役	田村文之助	60	68		（長岡銀行監査役）北越產業㈱、北越
常任監査	菅井永助	68			（六十九銀行取締役兼支配人）
取締役	川上同族重役				
〃	川上十郎	53			（六十九銀行取締役）一木材興業取
〃 北越電化工業監査役	電話業平	59			（長岡銀行監査役）一北越產業㈱取締
取締役	高橋友二郎	54			一七、一二、七（第六十九銀行取
常務	山崎久平	59			一八、一二、三〇（第長岡貯蓄銀
常 北越電化工業取締役	務				
常	務 山口徳造	68	68		（第長岡銀行常務）北越產業監査
常	務 松田英次	66			（第長岡銀行常務）
取	締役頭取				一七、一二、七（第六十九銀行頭
取	北越產業㈱株式會社監査役、木材興業株式會社監査役				

福井銀行

取締役頭取	田邊龍太郎	65			一八、七、二七
專務取締役	齋藤專十郎	65			一八、三、二六（新潟鐵工頭取）
常務	池田正平	74			大八、一、二〇（新潟貯蓄銀行頭
取締役	上田弘敎	74			大二、一、二〇（新發田支店支
〃 常務	長谷川健	64			一八、三、二六（新潟銀行常務）
〃 取締役	藤田耕二	61	64		一〇、一〇、二七（本店支配人）
〃 〃	市島厚	55			大、七、二七
〃 〃 監査役	石黒大永郎	66			一八、二、二六（二三九銀行頭取）
〃 〃	二宮幸順	62	66		一九、一〇、二七（新潟貯蓄取締
監査役	假塚知信	56	61		一八、三、二六（柏崎銀行頭取）
吉田吉右衛門		69			一五、一、二七（村上銀行專務）
福井銀行	吉田源吉	76			一二、一、二七（白根銀行專務）
〃	野澤太郎	78			一二、一、二七（二條支店支配人）
監査役	大塚堅三郎	56			一六、一、二七（東京支店長）
電化工業㈱監査役	吉田三樹	51	76		一〇、八、二六（柏崎銀行頭取）
相談役	山口誠太郎	63			（長岡銀行頭取）一北越產業㈱、北越
監査役	内藤久一郎	43			（長岡銀行取締役）七井工業社長
電化工業㈱監査役	田村文之助	60	68		（長岡銀行監査役）北越產業㈱、北越
常任監査	菅井永助	68			（六十九銀行取締役兼支配人）
取締役	川上同族重役				
〃	川上十郎	53			（六十九銀行取締役）一木材興業取
〃 北越電化工業監査役	電話業平	59			（長岡銀行監査役）一北越產業㈱取締
取締役	高橋友二郎	54			一七、一二、七（第六十九銀行取
常務	山崎久平	59			一八、一二、三〇（第長岡貯蓄銀
常 北越電化工業取締役	務				
常	務 山口徳造	68	68		（第長岡銀行常務）北越產業監査
常	務 松田英次	66			（第長岡銀行常務）
取	締役頭取				一七、一二、七（第六十九銀行頭
取	北越產業㈱株式會社監査役、木材興業株式會社監査役				

所在地　福井市佐佳枝中町五一
電話　二六

取締役頭取	市橋保治郎	84			明三三、一二、一九（福井縣會議
副頭取（福岡）	上坂巖	62			一五、一、二〇（九州水力電氣技
常務	中村富士松	68	75		二〇、一二、一〇（當銀行常務部長）
常務	齋藤由太郎				三、一、二〇（當銀行常務部長）
取締役	森田三郎右衛門	70			五、一二、二五（森田銀行頭取）
〃	高島七郎右衛門	54			二、七、二〇
〃	中村和三郎	68			三、三、一二（横南銀行頭取）
〃	竹下勇右衛門	66			五、七、二六（南越鐵道社長）
〃	森廣三郎	63			一五、一、二〇（越前電氣社長）
〃	森田左武郎	61			一五、一、二〇（當銀行三國支店
〃	酒井伊四郎	56			一五、七、二〇（酒井纖維工業社
〃 取締役	森田一郎	47			二〇、一二、一〇（森田貯蓄銀行
〃	佐藤常治	46			二〇、一二、一〇（同銀行武生支
支店長）					

北陸銀行

所在地　富山市綠町一九
電話　（代）三二二二

取締役頭取	高廣太平	63			一二、七、二四（高岡銀行頭取）
專務	岡本八平	61	63		一八、七、三一（中越銀行專務）
常務	明珍員覺	64			一八、七、三一（二十三銀行取締役）
十三銀行常務部長	鵜飼託				
常務	友杉文太郎	61			一九、四、二七（二十三銀行取締役）
二十三銀行業務部長	鵜飼託				
取締役	家鍬倉由	68			一九、四、二七（二十三銀行常務）
〃	熊谷三太郎	77	68		一八、七、三一（中越鐵道頭取）
〃	熊谷太三郎	42			二一、一〇、五（福井市會議長、
現福井市長、熊谷組社長）					
〃	高島一郎	58			二一、一〇、五（福井縣產業會長）
常勤監査	藤田貫治郎	66	68		二一、一〇、二〇（同銀行常務部長）
監査役	松田八郎	73			大二三、二一、一〇（大七銀行取
取締役	田保仁左衛門	55			二一、一〇、五（福井縣會議長）
〃	久保巖	64			二一、一〇、五（福井纖物工業理
事長）					
〃	山田仙之助	72			二一、一〇、五（貴族院議員）

資本金　公稱　三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込　二一、二三七、五〇〇圓

北國銀行

所在地　金澤市下堤町四二
電話（代）五〇六〇

〃	〃	重役	金澤支店長	鶴託	宝
〃	〃	〃	高岡支店長	鶴託	米澤
〃	〃	〃	（常務部長	鶴託）	若藏
〃	〃	〃	札幌支店長	鶴託	中島
〃	〃	〃	〃	〃	國枝
〃	〃	〃	〃	〃	正村
〃	〃	〃	〃	〃	中田
〃	〃	〃	〃	〃	増井
〃	〃	〃	〃	〃	伊藤
〃	〃	〃	〃	〃	小田
〃	〃	〃	〃	〃	平林
〃	〃	〃	〃	〃	大坂
〃	〃	〃	〃	〃	本多
〃	〃	〃	〃	〃	能登
〃	〃	〃	〃	〃	川島
〃	〃	〃	〃	〃	織一

取締役	專務	古屋	貞治	62	二〇、三二、一八（三和銀行入太郎）		
常務取締役	支店長鶴託	室谷	貫三夫	86	二二、一〇、九（取締役）一總務		
〃	〃	石名田	成松	63	二二、一〇、九（取締）業務部長		
〃	〃	山上	喜之松	66	二二、一〇、九（常務）		
〃	〃	寺本	松夫郎	55	（常務）		
〃	〃	中島	繼太郎	67	（加能合同取締）		
〃	〃	丸川	豐二	57	一八、一二、一八（加州銀行頭取）		
〃	〃	小林	次衛	72	（加州銀行取締）		
〃	〃	谷口	與平	48	（加能合同取締）一小松支店長鶴託		
〃	〃	坂本	貫一	49	（能和銀行取締）一七尾支店長鶴託		
〃	〃	障	甚一	44	（加能合同取締役支配人）一常務部		
常任監査役	長鶴託	庄田	喜藏	51	（加州銀行取締役）		
〃	〃	八田	幸次郎	67	（加能合同取締）		
〃	〃	爾田	正男	48	（能和銀行取締兼支配人）		

八十之銀行

所在地　長野市西後町
電話　長野二〇四〇一三・一七〇一・一八七

常務取締		小出	昌作	58	一八、七、三一（十二銀行重役）
〃		青柳	倉右衛門	68	一八、七、三一（高岡銀行取締役）
〃		栗井	義三郎	75	一八、七、三一（高岡銀行取締役）
〃		笹田	鷹藏	50	一八、七、三一（十二銀行取締役）
〃	札幌支店長鶴託				
〃		中田	勇吉	44	一八、一一、二七（金澤銀行重役）
〃		正村	六之助	67	一一九、四、二七（高岡銀行常務）
〃		國枝	喜助	68	一一九、一二、一（北陸信託專務）
〃		中島	謹三郎	52	四、三〇（十二銀行常務部
〃	〃	米澤	若藏	53	二一、一〇、九（北陸信託常務）
〃	高岡支店長鶴託				
〃		小林	太吉	51	二一、一〇、九（中越銀行取締役）
〃	金澤支店長鶴託				
〃		栗井	義作	66	一二、一二、一（高岡銀行取締役）
〃		伊藤	清拳	66	一八、七、三一（富山銀行社長）
〃		森	正太郎	66	一八、七、三一（十二銀行取締役）
〃		根尾	宗四郎	63	一八、七、三一（中越銀行常務）
〃		宝	孟太郎	50	一八、七、三一（中越銀行常務）

〃	〃	常務取締		小林	守分	58	二三、四、二七（專務）
〃	〃	〃		片山	虎男	46	一八、一一、三〇（取締）
〃	〃	〃		伊原	貞雄	45	二二、四、二七（取締）
〃	〃	〃		山崎	勳	52	二二、四、二七（取締）
〃	〃	〃		中村	總一郎	70	一四、六、二〇（專務）
〃	〃	〃		佐守	尋一	56	一八、一一、三〇（行員）一富山支店
〃	〃	〃		木村	明男	56	一八、一一、三〇（行員）一營業部長
〃	〃	〃		常光	修	55	一九、二、一二（行員）一信託部長
〃	〃	〃		板野	佐七	58	二〇、四、二八（行員）一高松支店
〃	〃	〃		川島	織一	55	二二、四、二七（行員）一營業部長

常務取締		宮坂	伊兵衛	55	六、六、一（小田切鐵兵衛）		
〃		小田切	鐵兵衛	78	六、六、一（小田切鐵兵衛）		
〃		平林	莊治	71	六、六、一（小田切鐵兵衛）		
〃		大坂	貫藏	60	一八、六、一（小田切鐵兵衛）		
〃		本多	茂八郎	58	二一、一、四（中越銀行常務）		
〃		内山	一集	57	二一、一、四（中越銀行常務）		
〃		業村	圓	60	一九、四、四（中越銀行常務）		
〃		丸山	相明	49	一九、四、四（中越銀行常務）		
〃		前澤	支	49	一八、一二、二七（中越銀行常務）		
〃		唐原	由太郎	76	一八、一二、三（中越銀行常務）		
〃		武井	方藏	48	一八、一二、一（中越銀行常務）		
〃		小林	圓藏	44	一八、一〇、二七（中越銀行常務）		
〃		兒玉	稻一	65	六、八、一（中越銀行常務）		
〃		鈴木	治藏	60	六、八、一（中越銀行常務）		
〃		木村	三郎	63	一九、一二、二五（中越銀行常務）		
〃		鳥澤	喜一	43	一八、一二、二五（中越銀行常務）		
〃		小出	三郎	52	一八、七、二五（中越銀行常務）		
〃		島	正一	60	一九、一〇、二五（中越銀行常務）		

資本金		
公稱	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	
拂込	九、〇〇〇、〇〇〇圓	

所在地　岡山市內山下三〇ノ二
電話　二五〇五十六

常務取締		片山	守分	58	二三、四、二七（專務）
〃		伊原	貞雄	46	一八、一一、三〇（取締）
〃		山崎	勳	45	二二、四、二七（取締）
〃		中村	總一郎	52	二二、四、二七（取締）
〃		佐守	尋一	70	一四、六、二〇（專務）
〃	長鶴託			56	一八、一一、三〇（行員）一富山支店
〃	〃	木村	明男	56	一八、一一、三〇（行員）一營業部長
〃	〃	常光	修	55	一九、二、一二（行員）一信託部長
〃	〃	板野	佐七	58	二〇、四、二八（行員）一高松支店
〃	〃	川島	織一	55	二二、四、二七（行員）一營業部長

中國・山陰地方

相談役　公家　太郎　60　86　二二、四、二七（頭取）
　　　　川崎　義雄　68　　二二、四、二七（頭取）

備後銀行

所在地　廣島市紙屋町一七
電話　廣島中一七一一
資本金　払込　一二、七七四、六〇〇圓
　　公称　三七、〇〇〇、〇〇〇圓

專務取締役	伊藤　龍一	55	二〇、五、一（備後備頭取）			
專務取締役	新實　豐造	66	68	55	二〇、五、一（專務）	
常務取締役	木村　時一	55	二〇、一一、三〇（常務）營業部長兼調査部長兼監査部長兼福山支店長）			
取締役	岩井　拿	51	二〇、一一、三〇（東支店長）			
〃	井上　豐永	60	二〇、五、一（取締）			
〃	田部　善吉	59	63	二〇、五、一		
〃	山中　貫一	51				
〃	郷　昌一	67				
〃	福田新之助	42	（東銀行頭取）			
前頭取	新實虎之助	58	（東銀行常務）			

山口銀行

所在地　下關市大字觀音崎町六八ノ一
電話　三五〇、三五一

取締役頭取	佐藤　弘	64	一九、四、一（百十銀行頭取）			
常務取締役	布浦　眞作	58	58	（百十銀行常務）		
專務取締役	岡野　清	58	58	（三和銀行頭取）		
監査役	久保　實	58	68	（鮮銀行頭取）		
〃	常廣　太郎	58	63	（百十銀行頭取）		
〃	本多　孝文	64	一九、四、一（百十銀行頭取）			
〃	常務取締役	木村　時一	55	二〇、一一、三〇（本町支店長）		
〃	監査部長嘱託	岩井　拿	51	二〇、一一、三〇（東支店長）		
〃	井上　豐永	60	二〇、五、一（取締）			
〃	田部　善吉	59	63	二〇、五、一		
〃	岡永鐵之助	63				
〃	山中　貫一	51				
〃	郷　昌一	67				
〃	福田新之助	42	（東銀行頭取）			
前頭取	新實虎之助	58	（東銀行常務）			

常務	竹村　一五	53	二〇、一一、三〇（松山支店長）			
監査役	日野　易造	62	（廣島合同貯蓄銀行頭取）			
〃	吉中　永藏	61	66	（三井大銀行專務）		
〃	福本音次郎	66	（備南銀行頭取）			
監査部長嘱託						
監査役	見玉芳太郎	66	二〇、五、一（監査）			
〃	三宅清一郎	68	（東銀行取締役）			
〃	福本　勇三	57	68	（備南銀行常監）		
〃	保田十吉	47	（廣島合同貯蓄取締）			
〃	上　太一	62	二〇、一一、三〇（常務）			

山陰合同銀行

所在地　松江市白潟本町一八
電話　（代）一四三〇

取締役頭取	山内　倉太郎	63	一六、六、三〇（日銀支店長）			
專務取締役	龍田　亮	49	二一、一〇、八（日銀外事局管理課第一係長）			
常務取締役	門脇　章太郎	47	二一、一〇、八（米子銀行常務）			
〃	前田　幸次郎	53	二一、一〇、八（營業部長）			
〃	朝山　基藏	53	二一、一〇、八（出雲支店長）			
〃	圓井　深	49	二一、一〇、八（鳥取支店長）			
取締役	田部長右衛門	70	一六、六、三〇（松江銀行取締役）			

常務	日野　易造	62	（廣島合同貯蓄銀行頭取）			
〃	吉中　永藏	61	66	（三井大銀行專務）		
〃	福本音次郎	66	（備南銀行頭取）			
監査役	竹村　一五	53	二〇、一一、三〇（松山支店長）			
監査部長嘱託						
監査役	見玉芳太郎	66	二〇、五、一（監査）			
〃	三宅清一郎	68	（東銀行取締役）			
〃	福本　勇三	57	68	（備南銀行常監）		
〃	保田十吉	47	（廣島合同貯蓄取締）			
〃	上　太一	62	二〇、一一、三〇（常務）			

五、四國・九州地方

四國銀行

所在地　高知市南播磨屋町七一
電話　高知五四〇

取締役頭取	山本　龍吉	69	一二、一、二三（正廣銀行支配人）			
取締役	小松　米吉	68	68	一八、一、二五（支配人）		
〃	青木　忠郎	55	一八、一、三（常務部長）一部兼嘱託			
〃	元吉秀太郎	66	二〇、四、二五（土佐貯蓄銀行常務）一部兼嘱託			
〃	吉岡　惇	64	二一、四、三〇（支店長）一支店			

監査役	林　紀藏	49	47	（百十銀行監査）		
〃	高島　榮八	54	二一、四、三〇（三和銀行員）			
〃	岡井九十九	49	（宇部銀行支配人）			
〃	本山　貞藏	39	61	（大島銀行常務）		
〃	永田　一吉	50	68	（筆浦銀行頭取）		
〃	浦田　吉松	50	（筆浦銀行頭取）			
〃	西村　雄朗	68	（宇部銀行頭取）			

高松百十四銀行

所在地　高松市丸亀町四六

電話	高松	二〇五四			
常頭	取	里見	信三	63	二〇、一〇、三一（日銀職員）
〃	務取	吉本	文吉	58	一五、一、二一
〃	締	田	浩	42	二〇、一〇、三一
〃	〃	今井	傳太	73	大二、三、三〇（會社重役）
〃	〃	大西	萩夫	50	一七、七、二六（會社重役）
〃	〃	中條	晴夫	42	二〇、一〇、三一（本部支配人）
監	査	都筑	大郎	77	三、七、一五（會社重役）
〃	〃	細淵	栄太郎	61	一〇、一、二〇（會社重役）
〃	〃	藤田	實夫	69	一七、七、二六（會社重役）
相談役		關田	伊三郎	74	二〇、一〇、三一（銀行重役）

伊予合同銀行

所在地　松山市三番町五二

電話	（代）	五二			
常頭	取	平山	雄	60	一六、九、一（松山五十二銀行頭取）
〃	務取	末光	千代太郎	65	（實務銀行專務）
〃	〃	仲田	包實	44	（松山五十二銀行常務）
〃	〃	末光	千代太郎	65	（實務銀行專務）
〃	〃	仲田	包實	44	（松山五十二銀行常務）
〃	〃	西野	喜太郎	42	一九、四、一三
〃	〃	鈴木	孝二	57	一八、三、二（日銀職員）
〃	〃	田中	健一郎	66	一五、七、一九（銀行員）
〃	〃	西野	喜太郎	42	一九、四、一三
〃	〃	鈴木	孝二	57	一八、三、二（日銀職員）
〃	〃	田中	健一郎	66	一五、七、一九（銀行員）
監	査	島田	房一	57	二、一〇、一〇（被監督長）一部兼務
〃	〃	松岡	正利	55	一、一〇、一〇（信託部長）一部兼務
頭取	兼信託	西田	眞雪	58	二一、四、三〇（銀行支店長）一支店兼務

阿波商業銀行

所在地　徳島市西船場町二丁目二一

電話	徳島	二三五五—一五九			
專頭	取	業馬	徹二郎	57	一四、一、二二
常務取締役		三木	實治	64	九、七、二六（叢本ビルデング）
〃	取締役	高橋	林二	56	一九、一〇、二九（職員）
〃	〃	豐島	令芳太郎	58	一九、二、二六
〃	〃	豐田	秀二郎	68	一八、七、二九（阿波貯蓄銀行常務）
〃	〃	西野	喜太郎	42	一九、四、一三
〃	監査	鈴木	孝二	57	一八、三、二（日銀職員）
〃	〃	田中	健一郎	66	一五、七、一九（職員）
〃	〃	業馬	信五郎	68	大二、五、七、一八
〃	〃	西野	喜太郎	40	二〇、四、二九

大分合同銀行

所在地　大分市大字大分二九

電話	（代）	九二〇			
資本金	公稱	五、三二二、五〇〇圓			
	拂込	五、三二二、五〇〇圓			
常頭取		藤田	眞太	79	二〇、四、三〇（頭取）
頭取		後藤	三郎	68	（常務）
常務取締役		増見	由太郎	66	（常務）
〃		藤田	豐實	63	（取締役總務部長）
〃		岡田	喜一郎	60	（豐州銀行常務）
監査役		岡原	正實	62	（松山五十二銀行常務）
〃		岡田	喜一郎	60	（豐州銀行常任監査）
〃		萩池	昌幸	67	一六、九、一（豐州銀行常務）
〃		小野	三郎	60	（豐州銀行常務）
〃		吉元	誠一郎	65	（豐州銀行頭取）
〃		工藤	孝太郎	70	（松山五十二銀行頭取）
〃		新野	伊三郎	74	（松山五十二銀行頭取）
〃		仲田	久太郎	74	（松山五十二銀行頭取）
〃		矢野	木美治	72	（今治商業銀行頭取）
〃		佐々		64	一六、九、一（豐州銀行頭取）
頭取	兼信託	岡田	眞雪	58	二一、四、三〇（銀行支店長）一支店兼務
〃	〃	松岡	正利	55	（信託部長）一部兼務
監査	兼信託	島田	房一	57	二、一〇、一〇（被監督長）一部兼務

福岡銀行

所在地　福岡市下新川端町一八

電話	福岡東（長）	一七二三一三七			
常頭取		永江	龍藏	65	二〇、四、一（福岡日日新聞社長）
常頭取		西福	實藏	47	二〇、一一（副頭取）
常務取締役		小池	謙藏	60	二〇、一一（常務）
〃		富重	仁三郎	63	（福岡貯蓄銀行常務）
〃		溝口	廣夫	62	二〇、一二（取締）
〃		伊藤	久	62	（實業銀行取締）檢査
〃		富安	三郎	55	（西日本新聞社長）
〃		谷口	信一郎		
〃		三浦	雄		
取締役		安本	恂	63	二〇、四、三〇（大分貯蓄銀行常務）
〃		安三		58	（取締別府支店長）
監査役		河野	卓治	84	九、一、二六（辯護士）
〃		手島	元三	73	一〇、七、二五（日田支店長）
〃		淺尾	新十郎	66	一八、一〇、二六（別大電纜株式會社副社長）
〃		後藤	三郎	67	一八、一〇、二六（日田共立銀行）

佐賀中央銀行

電所在地　唐津市大字唐津一〇五二
電話　唐津九・一五・四四・六四

〃　取頭　綿取　未永恭輔　50　二二・四・三〇（頭取）
〃　〃　〃　山下善敏　52　（取締）
〃　〃　〃　山野建　47　（取締）
〃　〃　〃　小林省三　51　（佐賀支店支配人）
〃　〃　〃　西岡悳　48　（西支店支配人）
〃　監　査　松江平七郎　47　（本店支配副人）
〃　〃　〃　阿部清之吉　50　二〇・四・二八（監査）
〃　〃　〃　紫田酒太郎　74　（監査）

佐賀農業銀行

電所在地　佐賀市唐人町一一五
電話　佐賀（代）一六七〇

〃　取頭　綿取　松尾將一　66　二〇・八・一五（副頭取）
〃　常務　取締　清地榮正　54　（常務）
〃　〃　伊東書太郎　78　一二・七・三〇
〃　〃　手塚文藏　51　（取締支配人）
〃　〃　正木幸助　69　一四・八・六

肥後銀行

電所在地　熊本市花畑町七七
電話　三四〇〇―〇三・一七三
資本金　公稱　五・〇〇〇・〇〇〇圓
拂込　一・四五二・〇〇〇圓

取締役　川田柴三郎　52　二〇・一一・三〇（常務）
〃　長　古莊鐘次郎　58　一六・七・二二（監査）

〃　監　査　今井大藏　61　52　50　二二・四・三〇（常務部長）
〃　常任監査　中村貫吉　（十七銀行監査）
〃　〃　佐石宇衛　（統部銀行監査）
〃　〃　中村貫一郎　67　49　47　一六・一・二八
〃　〃　松田直太郎　49　二二・一〇・五（繊維部長）
〃　〃　松田重一　49　二二・一〇・五（常務部長）
〃　取常頭　綿取　松田雪　56　一四・七・二八（事務）
〃　〃　津伊山精六郎　66　56　二・七・二八（日銀検査役）
〃　〃　大村恭　53　一六・一〇・一三（日銀検査局次長）
〃　〃　聖寮之助　70　一九・四・二八（事務）
〃　〃　竹下勇吉　53　（常務部長）
〃　〃　馬田季　47　二二・一〇・五（常務部長）

十八銀行

電所在地　長崎市榮町一〇七番戸第一號
電話　四五〇・一八

〃　取常頭　綿取　松田一三　56　一四・七・二八（事務）
〃　〃　津伊山精六郎　66　56　一九・六・一（日銀調査役）
〃　〃　大村恭　53　一六・一〇・一三（日銀検査局次長）
〃　〃　聖寮之助　70　一九・四・二八（事務）
〃　〃　竹下勇吉　53　（常務部長）
〃　〃　馬田季　47　二二・一〇・五（常務部長）
〃　監　査　松田直太郎　49　二二・一〇・五（繊維部長）
〃　〃　松田重一　49　二二・七・二八
〃　〃　中村貫一郎　67　一六・一・二八
〃　〃　紫田秀賀　61　52　50　二二・四・三〇（常務部長）
〃　〃　中村貫太郎　（統部銀行監査）
〃　〃　今井大藏　（十七銀行監査）
〃　常任監査　中村貫吉
〃　〃　佐石宇衛
〃　〃　松田貫一
〃　〃　宮崎利喜一
〃　〃　宮田稔
〃　〃　上瀧永
〃　〃　平大貫
〃　〃　安倉
〃　〃　川榮三
〃　〃　瀧頭大
〃　〃　松田民
〃　〃　中尾三代
〃　〃　中村貫太郎
〃　〃　佐石宇衛
〃　〃　中村貫吉
〃　〃　松田貫一
〃　〃　宮崎利喜一
〃　〃　宮田稔
〃　〃　上瀧永
〃　〃　平大貫
〃　〃　安倉
〃　〃　川榮三
〃　〃　瀧頭大
〃　〃　松田民
〃　〃　中尾三代

親和銀行

電所在地　佐世保市島瀬町一三五ノ一
電話　佐世保　四四
資本金　公稱　三・六〇〇・〇〇〇圓
拂込　二・四六八・二五〇圓

頭取　北村貫太郎　02　一四・九・一
取締役　柴三郎　54　一五・七・一七

肥後銀行

電所在地　熊本市花畑町七七
電話　三四〇〇―〇三・一七三
資本金　公稱　五・〇〇〇・〇〇〇圓
拂込　一・四五二・〇〇〇圓

取締役　川田柴三郎　52　二〇・一一・三〇（常務）
〃　長　古莊鐘次郎　58　一六・七・二二（監査）

鹿兒島興業銀行

所在地　鹿兒島市金生町五四
電話　七二五

監査役　常務取締役　勝田　信　66　60　一九、二、一（日銀國庫局長）
〃　取締役　新保利國　66　60　（百四十七銀行常務）
〃　常務取締役　川滋　武拿雄　47　66　二、一〇、八（參事常務部長）
〃　取締役　古市　雄　61　69　一九、二、一（百四十七銀行常務）
〃　取締役　御牧　秀一　69　65　（鹿兒島銀行頭取）
〃　取締役　藤武牧　喜切　65　55　（百四十七銀行及鹿兒島貯蓄銀行
〃　常務監査役　川岩元　修一　42　49　（百四十七銀行取締）
〃　監査役　倉田榮藏　68　64　（鹿兒島貯蓄銀行取締）
松永高直　鳥居頴行　59　61　二〇、四、三〇（參事常務部長）
〃　〃　（鹿兒島銀行常任監査）　一九、二、一（百四十七銀行常任

鳥取貯蓄銀行

所在地　鳥取市寿町一丁目一一
電話　鳥取三四三、八八一
常務取締役　幸市　59　六、一、二五（支配人）

日本貯蓄銀行

所在地　東京都港區芝宮本町三四
資本金　公稱　七一、〇一七、五〇〇圓
拂込　六六、一四二、五〇〇圓

【沿革】

昭和二十年五月十五日、金融機關の經營合理化の線に沿い、不動貯金、安田貯蓄、大阪貯蓄、日本貯蓄、東京貯蓄、內國貯金、第一相互貯蓄、横濱貯蓄、日本相互貯蓄の九行が合併して成立、初代會長は安田一、頭取內山直三、所有店舗は二十二年四月現在で三百十五店である。

【役員】

頭取　小田切武林　51　東大、大正一一、三、七（日銀
專務取締役）　京都澁谷區豐分町一一ノ五四（赤坂一三八三）
〃　澁澤明造　63　二一、五、一五（大阪貯蓄常務）
常務取締役　京都澁谷區豐分町一一ノ五四（赤坂一三八三）
〃　大阪府吹田市千里山四四二ノ三
〃　兵庫縣川邊郡豐寧高篶三四
〃　岡部要吉
〃　阿部次郎
〃　小山彌太　64　二〇、五、一五（不動貯金常務）
取締役　大阪府泉北郡高石村　昭二　東大　岡田猛間雄　47　二〇、五、一五（日本貯蓄取締）
〃　東京大正一四東大　東京都澁谷區羽澤町六七久世方　赤坂四八五
〃　長、大一四東大　宇川春美　47　二一、五、一五（大阪地方專賣局
〃　中本　東京都大田區調布嶺町二丁目四八一　田園調布四〇五七
〃　大一〇慶大　原三郎　68　二〇、五、一五（內國貯金專務）
〃　中大中退　東京都杉並區阿佐ヶ谷三丁目二八六　荻窪五三五三
〃　大一〇慶大　本尾玄藏　64　二〇、五、一五（安田貯蓄常務）
〃　大一四東大　東京都中野區柴町通ノ二丁目三九
〃　中本　東京都大田區調布嶺町二丁目四八一　田園調布四〇五七
〃　長、大一四東大　東京都澁谷區羽澤町六七久世方　赤坂四八五
〃　昭二　東大　岡田猛間雄　47　二〇、五、一五（日本貯蓄取締）
常任監査　佐久間勝　69　二〇、五、一五（內國貯金專務）
〃　大四京大　東京都目黒區駒場町七五四　澁谷三二三
〃　岸本茂　56　二〇、五、一五（鐘津貯蓄常任監
〃　大一三　神戸市須磨區西鷄水町海岸通二〇九五
〃　沼野巖　60　二〇、五、一五（大阪貯蓄常務）

（続加）第六部地方銀行、関東東北地方の追加

横濱興信銀行

（移転區清水町一九）

取締役	務	柳澤	鎮一			
〃	〃	岡崎	亮一			
〃	〃	後上村藏	幸馬			
〃	〃	中村	正雄			
〃	〃	中村	秀雲			
〃	〃	渡部	宏見			
〃	〃	大山	鐵雄			
常任監査		田中	佳喜			
〃		西尾	英吾	58	二一、一〇〇	大阪支店長
監査役		荒木光太郎		54	二一、四三一	（東大教授）
〃	兼務部長	渡邊	軍六	54	二一、二一九	（取締運用部長）
常務	取締役社長	池田謙三		55	二一、二一九	（常務）
〃	長	佐藤	純一	55	二〇、一三一	（取締大阪支店）

資本金	公稱	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓				
	拂込	七、五〇〇、〇〇〇圓				
電話	丸ノ内六六五四、一九五八、二六八四、二八五〇、四六二二、二八一〇一					
所在地	東京都千代田區丸ノ内二丁目三菱銀行本店内					

三菱信託株式會社

常務取締役		佐渡	卓	52	（取締大阪支店長）	東京都杉並區西荻窪三ノ二二
〃	取締役	永野	重雄	48	（業務部長）	東京都大森區馬込町東三ノ八一八
〃	〃	杉	榮三郎	46	（人事部長）	東京都文京區本郷向ヶ岡彌生町三
常任監査		清水	直作	54	（取締運用部長）	東京都品川區大井庚申町四九二八
監査		若林諦治郎		58	（經理部長）	東京都目黒區中目黒三の九四五

資本金	公稱	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓				
	拂込	七、五〇〇、〇〇〇圓				
電話	日本橋三一八〇―三一八九					
所在地	東京都中央區日本橋室町二丁目一					

三井信託株式會社

常務取締		米原	章三	65	65	（地主）
〃	取締役	谷口	源十郎	65	65	（地主）
〃	〃	西尾	幸孝	52	大二〇、一二、一五（地主）	
〃	〃	紫田	俊太郎	51	一一、一二五（地主）	
〃	〃	石谷	敬介	41	一一、一二五（日商社員）	
監査		田中	宏哲夫郎	51	一七、八、一〇（精油釀造）	
〃		米原	信義	59	五、一、一二五（着產組合長）	

第八部信託會社

常務取締役		伊藤	勝助	59	一七、一、一八（產物商）	
〃	取締役	大坂	金三郎	32	一九、一二、三一（取締）	
〃	〃	大坂	金助	54	大二一、一、一三（頭取）	
〃	〃	西尾	三郎	56	二一、五、二五（監査役）	
監査役		大金岡	一郎	50	二一、四、一八（支配人）	
〃		須藤	東吉	65	二〇、四、一八（支配人）	
〃		大坂	金三郎	32	一九、一二、三一（取締）	
常任監査役		清水	直作	54	（取締運用部長）	東京都品川區大井庚申町四九二八
〃		木下	義雄	48	（不動產部長）	東京都品川區大井庚申町四八五一
〃		永野	重雄	48	（調査部長）	東京都大森區馬込町東三ノ八一八
〃		杉	榮三郎	46	（人事部長）	東京都文京區本郷向ヶ岡彌生町三
〃		金杉	英一	47	（營業部長）	東京都大森區馬込町東三ノ八一八
常務取締役		佐渡	卓	52	（取締大阪支店長）	東京都杉並區西荻窪三ノ二二

資本金	公稱	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓				
	拂込	七、五〇〇、〇〇〇圓				
電話	日本橋三一八〇―三一八九					
所在地	東京都中央區日本橋室町二丁目一					

三井信託株式會社

常務取締役		米原	章三	65	65	（地主）
〃	取締役	谷口	源十郎	65	65	（地主）
〃	〃	西尾	幸孝	52	大二〇、一二、一五（地主）	
〃	〃	紫田	俊太郎	51	一一、一二五（地主）	
〃	〃	石谷	敬介	41	一一、一二五（日商社員）	
監査		田中	宏哲夫郎	51	一七、八、一〇（精油釀造）	
〃		米原	信義	59	五、一、一二五（着產組合長）	

第八部信託會社

常務取締役		伊藤	勝助	59	一七、一、一八（產物商）	
〃	取締役	大坂	金三郎	32	一九、一二、三一（取締）	
〃	〃	大坂	金助	54	大二一、一、一三（頭取）	
〃	〃	西尾	三郎	56	二一、五、二五（監査役）	
監査役		大金岡	一郎	50	二一、四、一八（支配人）	
〃		須藤	東吉	65	二〇、四、一八（支配人）	
〃		大坂	金三郎	32	一九、一二、三一（取締）	
常任監査役		清水	直作	54	（取締運用部長）	東京都品川區大井庚申町四九二八
〃		木下	義雄	48	（不動產部長）	東京都品川區大井庚申町四八五一
〃		永野	重雄	48	（調査部長）	東京都大森區馬込町東三ノ八一八
〃		杉	榮三郎	46	（人事部長）	東京都文京區本郷向ヶ岡彌生町三
〃		金杉	英一	47	（營業部長）	東京都大森區馬込町東三ノ八一八
常務取締役		佐渡	卓	52	（取締大阪支店長）	東京都杉並區西荻窪三ノ二二

資本金	公稱	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓				
	拂込	七、五〇〇、〇〇〇圓				
電話	丸ノ内六六五四、一九五八、二六八四、二八五〇、四六二二、二八一〇一					
所在地	東京都千代田區丸ノ内二丁目三菱銀行本店内					

三菱信託株式會社

常務取締役		佐藤	純一	55	二一、二一九（常務）	
〃	取締役社長	池田謙三		55	二一、二一九（常務）	
〃	〃	渡邊	軍六	54	二一、二一九（取締運用部長）	
監査役		荒木光太郎		54	二一、四三一（東大教授）	
常任監査		西尾	英吾	58	二一、一〇〇（大阪支店長）	
〃		田中	佳喜			
〃		大山	鐵雄			
〃		渡部	宏見			
〃		中村	秀雲			
〃		中村	正雄			
〃		後上村藏	幸馬			
〃		岡崎	亮一			
〃		柳澤	鎮一			
取締役	務	後上村藏	幸馬			

（移転區清水町一九）

横濱興信銀行

（続加）第六部地方銀行、関東東北地方の追加

監査役	山口	鐘太郎	67	（同）		
〃〃	須田	勇三	67	（同）		

第一信託株式會社

所在地			東京都中央區京橋一丁目一〇ノ四			
電話			京橋四一九一一三			
資本金			公稱 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓			
			拂込 二、五〇〇、〇〇〇圓			
取締會長	栗雋	太郎	60	二二、四、一一（專務）		
取締役常務	宮崎	正二	66	一六、一二、一三（支配人）		
〃〃	田中	二郎	66	一八、六、二五（第一銀行取締役）		
〃〃	岡田	峻	62	（帝國專務）		
〃〃	阿部	喜吉	50	二二、四、三〇（不動產部長）		
〃〃	小津	新一	48	二二、一、一七（名古屋支店長）		
監査役	小野	義夫	68	一三、一一、三〇（東京建築工社長）		
〃〃	加藤	勝太	54	二二、一、一七（大阪支店長）		

日本投資信託株式會社

所在地			東京都中央區京橋町一ノ二			
取締社長	參議	議造	61	二二、一（專務）		
常務取締役	小室	貫一	52	（取締支配人）		
監査役	大川	貫太郎	60	二二、四（取締）		
	又三郎		40	四（同）		

宏田信託株式會社

所在地			東京都中央區日本橋吳服橋一ノ三ノ一四			
電話			日本橋三三八一一三三八六			
資本金			公稱 三〇、〇〇〇、〇〇〇圓			
			拂込 七、五〇〇、〇〇〇圓			
常務取締役	岡田	治郎	47	二二、六、一二（專務）		
〃〃	飯高	徹司	60	（前同）		
〃〃	西村	正實	61	二二、四、一七（取締）		
〃〃	林田	正實	51	二二、一、一六（京都支配人）		
監査役	倉橋	一郎	64	（專務取締役）		
〃〃	田中	市藏	66	二〇、四、二八（監査）		

電話			土佐堀（一八四六）一八四七、一八六四、一八六八、一八八九			
資本金			公稱 二〇、〇〇〇、〇〇〇圓			
			拂込 五、〇〇〇、〇〇〇圓			
常務取締役	館谷	榮夫	53	二二、一、一三（專務）		
〃〃	西村	幸太郎	47	二二、一〇、一〇（京濱）		
〃〃	津野	三藏	45	（京濱）		
常任監査役	大島	久太郎	56	（信託部長）		
監査役	館鄕	茂人	56	二〇、四、二七（常務）		
取締役	飯田	富雄	和泉	弁、山本	弘（常務）	

第九部　生命保險會社

日本生命保險株式會社

被合併會社一或圖【東華、泰（東泰）】專士

所在地			大阪市東區今橋四丁目七			
電話			北濱二三ノ二九			
資本金			公稱 三、六〇〇、〇〇〇圓			
			拂込 三、六〇〇、〇〇〇圓			
常務取締役	木村	清	52	二一七、八、一		
〃〃	戸苅	茂	50	二一九、二、一五		
取締役	園崎	一郎	44	二二、二、二八		
〃〃	川崎	金藏	43	四		
監査役	伊藤	二郎	47			
〃〃	清水	明	53			
〃〃	武信	敬治郎	50			
〃〃	守田	竹治郎				
常務取締役	山口	貫置				

野村生命保險株式會社

被合併會社一日清、仁壽、共保

所在地			東京都千代田區大手町二丁目二			
電話			丸ノ內三三三一			
資本金			公稱 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓			
			拂込 九、〇〇〇、〇〇〇圓			
常務取締役	富設	宮吉	二〇、一一（專務）			
取締役	寺本	雄造	（調査部長）			
〃〃	巖谷	幸助	二〇、一、九（調査部長）			
〃〃	守屋	學而	一九、一一、（財務部長）			
〃〃	下村	貫一	（營業部長）			
〃〃	豐田	文二郎	（經理部長）			
監査役	松本	元	二二、一一（常務）			
〃〃	野崎	久治	二〇、一二（保全課長）			

大和生命保險株式會社（清帶日本義）

所在地			東京都千代田區內幸町二丁目一			

電話　銀座四八九七

資本金　公稱　二、五〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　二、五〇〇、〇〇〇圓

〃　取締役社長　足立　荘　79　二、一七（日本繊維雑業）
〃　取締役社長　前山　定平　41　一六、一一（同社員）
〃　取締役　鈴木　政一　66　二一、六（同監査役）
〃　取締役常務　内村　幸一　43　一六、一一（同社員）
〃　取締役常務　矢田不二麿　46　二〇、六（同）
監査役名古屋支社長　高平　徳太郎　46　二一、六
〃　〃　盆田　信吐
〃　〃　齋藤幸太郎

三井生命保險株式會社（普稱高砂生命）

所在地　東京都中央區日本橋室町二丁目一ノ一
電話　日本橋三一四一―九
資本金　公稱　二、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　五〇〇、〇〇〇圓

代表取締役社長　須之内徳二郎　59　二〇、一二、一六（常務）
常務取締役　清水　清　54（契約部長）
〃　取締役　渡辺　人　56（資金部長）
〃　取締役　竹村　久　58（人事部長）

千代田生命保險相互會社

所在地　東京都中央區京橋二丁目二ノ一
電話　京橋二一〇一
基金　三六〇、〇〇〇圓

常任監査役　須藤　武　51　二二、二、五（常務）
〃　〃　〃　繁貴一郎　45
〃　〃　〃　槍崎　秉三　69　（關東營業部長）
〃　取締役　矢島　繁藏　62
〃　〃　山室　誠之　48　（中部營業部長）
〃　〃　川崎　清一郎　47　（營業部長）
監査役　原田　辰男　56　（靜岡支社長）
〃　名取　和作　76

安田生命保險株式會社（普稱共濟保險）

所在地　東京都中央區小網町二丁目二番地
電話　芝場町一一三〇
資本金　公稱　三〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　七五、〇〇〇圓

代表者　武内清一郎　左記
代表取締役　武内清一郎　52　二二、三、二五
〃　取締役　大蔵　恒　二二、三、二五

第一生命保險相互會社

被合併會社　昭和（日本醫師共濟・國光・東海・興亞・中央）

所在地　東京都中央區京橋三丁目二ノ一
電話　京橋六二七一、八三七一
基金　全額償却濟二〇〇、〇〇〇圓

常任監査役　石川　嘉治
〃　根本　勘吉　57　59　二〇、六、二九（契約部長）
〃　取締役社長　矢野　恒太
〃　〃　矢野　一郎　49　二二、一、三〇（常務）
〃　〃　鈴木　敏一　63　（常任監査）
〃　〃　齋藤　齋　50　（數理顧問）
〃　〃　佐藤　菊太郎　54　（現業部長）
〃　〃　柳澤　傳次郎　47　（外務部長）
〃　〃　西山　雄一　46　（經理部長）
〃　〃　矢田　恒久　（總務部長）
〃　〃　島田　謙
常任監査役　須藤　武　51　二二、二、五（常務）
〃　〃　〃　繁貴一郎　45
〃　〃　〃　槍崎　秉三　69　（關東營業部長）
〃　取締役　矢島　繁藏　62
〃　〃　山室　誠之　48　（中部營業部長）
〃　〃　川崎　清一郎　47　（營業部長）
監査役　原田　辰男　56　（靜岡支社長）
〃　名取　和作　76

太陽生命保險株式會社（普稱名古屋生命）

所在地　東京都日本橋區江戸橋二丁目八
電話　日本橋一七五一八
資本金　公稱　一、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　三三五、〇〇〇圓

〃　取締役常務　西脇清三郎　明四四、一一、一
〃　〃　龍波誠四郎　65　60
〃　〃　山口榮治郎　61
監査役　西脇　榮治　66　明四四、一一、一
〃　有馬忠三郎　66　二一、一、一〇（辯護士）
〃　守田　常直　66　（成田銀行同業道）
〃　伊藤喜太郎　61　二一、二、八

〃　取締役　石川　清　二二、三、二五
〃　〃　齋藤　純　（同上）
〃　〃　増田孝之助　（同上）
〃　〃　小田　藤人　（同上）
〃　〃　石川　知治　（同上）
〃　〃　岡田　喜光　（二二、三、二五）
〃　〃　戸田　清　（同上）
〃　〃　本多　昇　（同上）
監査役　松木　一

相　談　役　山口竹次郎　69　一一、一二、一九
　　〃　山口吉郎兵衛　65

帝國生命保險株式會社

被合併會社一東洋（共慶）前川（相互、日本共立、常設）

所在地　東京都千代田區丸ノ内一丁目一
電話　丸ノ内一一三五一七
資本金　公稱　三、七五〇、〇〇〇圓
　　拂込　三、七五〇、〇〇〇圓

取締役社長	行方	孝吉	62	一一、一一、一八	（常務）
〃　常務	伊藤	大郎	59	一八、六、一四	（大阪支店長）
〃　〃	山科	二郎	64	一〇、六、二六	（經理部長）
〃　〃	田口	定		一一、三、一〇	
〃　〃	山内	清		一一、三、一〇	
〃　〃	島	動		一一、三、一〇	
監査役	色部	武			
〃	高木	寬	74	一六、一二、一八	（辰雄）
〃	金井	四郎		一一、三、一〇	
〃	谷	保		一一、三、一〇	

日産生命保險株式會社（舊稱太平生命）

被合併會社一片倉（大安（繊商））

所在地　東京都中央區京橋三ノ二片倉ビル內
資本金　公稱　一、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　六五〇、〇〇〇圓

會長	伊吹	豐	60	一五、八、一〇	（日產火災社長）

明治生命保險株式會社

被合併會社一關東、有隣（誠圖）

所在地　東京都千代田區丸ノ內三ノ六仲二號館
電話　丸ノ內一三三六一
資本金　公稱　一一、七〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　一一、七〇〇、〇〇〇圓

〃　常社	務長	牧野	雷治郎	49	一一、一一、一八（常務）
〃　〃	務	稻田	勳	50	（會長）
〃　〃	高木	金次		50	（同）
監査役	黒澤	清作		56	（財務部長）
〃	大井林四郎			48	（東京支店長）
〃	坂本精太郎			57	一一、六、二〇
〃	角井作治郎			59	一一、一一、一八（經理部長）

取締役社長	江川	貳	58	一〇、一〇、三〇	（日立製作總務部長）
〃　〃	田村清之助		48		
〃　〃	中澤興平				
〃　〃	伊藤精夫				
〃　〃	川秀敏		53		
〃　〃	崎	貫	51		
〃　〃	目	孝			
〃　〃	西川	四郎	47		
〃　〃	藤	五郎			
〃　〃	村田	新七郎	46		
〃　〃	本	俊雄			

富國生命保險相互會社（舊稱富國徵兵）

所在地　東京都千代田區丸ノ內三ノ六
電話　丸ノ內一三七四
資本金　相互會社ニツキナシ

取締役社長	小林	中	40	一八、一二、二六	（專務）
〃　常務	石原	廣一	68	一五、六、一〇	（保全部長）
〃　〃	岡田	公爵	64	一九、一三、一〇	（外事部長）
〃　〃	淵田	太郎	86	大二、一一、一三	
〃　〃	原	鄰治	65	一五、二、二八	
〃　〃	生嶋	眞雪	72	一五、二、二八	
〃　〃	森井	二郎	95	一五、二、二八	
監査役	金子	直吉	60	一九、六、一三	

日本團體生命保險株式會社

所在地　東京都千代田區丸ノ內一ノ二日本工業クラブ內
電話　丸ノ內三一一一四
資本金　公稱　一、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　一、〇〇〇、〇〇〇圓

會社	長	桂之助			
取締役社長	吉野	孝一	61	一一、三、一〇	（副社長）
〃　常務	花岡	俊夫	60	一一、三、一〇	（常務）
〃　〃	村上	鐵石		一一、三、一〇	
〃　〃	村上	義參		一一、三、一〇	
〃　〃	宮島	清次郎	60		
〃　〃	小畑	源之助	73		
〃　〃	三足	正	75		
〃　〃	竹内	秀雄	61		
監査役	中監	金次郎			
〃	佐田	敏路			
〃	見	一			

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						岡谷
						齋藤龍郎
						齋藤龍雄
						齋藤龍郎
					岩田重二郎	齋藤龍雄
					原田鎮次郎	齋藤龍郎
					68	71 67

第百生命保險株式會社（舊稱日華生命）

被合併會社一貳歲（博愛、京都）國華、八千代、開福（同起）

監	〃	〃	〃	取	常	社
					務	長
佐久間心一郎	大倉治一	北浦一夫	大部錦太夫	港保真亮	高瀬慶三郎	櫛田書作	齋藤銀三	齋藤
67				61	75 67	50	59	
（取締）					（參與）	（國華取締）	（第百銀行頭取）	（取締）	三、一、八（支配人）	三、五、一〇	八七、〇〇〇圓	一、六八七、〇〇〇圓	公稱 五、〇〇〇、〇〇〇圓	日本橋一一八五一八	東京都中央區通一丁目五

監	〃	〃	〃	〃	取	常
						社
						長
佐久間心一郎	大倉治一	北浦一夫	大部錦太夫	港保真亮	高瀬慶三郎	櫛田書作	齋藤銀三	齋藤
67				61	75 67	50	59	
（取締）					（參與）	（國華取締）	（第百銀行頭取）	（取締）	三、一、八（支配人）	三、五、一〇	八七、〇〇〇圓	一、六八七、〇〇〇圓	公稱 五、〇〇〇、〇〇〇圓	日本橋一一八五一八	東京都中央區通一丁目五

大同生命保險株式會社

被合併會社一朝日（廣宗）醫國、北海

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門	柴野仁吉郎	中屋茂規	畑孝二郎	井藤初雄	岸田誠治	藤井磨造	佐藤順助	板谷知信	板谷宮吉	三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門
68	61	60	58	61 62		47	47	63	61	70_04	03		68	61	60	58
（常務）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）	（常任監査）		（支配人兼監事）	（業務部長）	（經理部長）	（取締）	（常務）	（取締）	（社長）	（營業部長）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）
一七、八一一	一七、八一一	二〇、一二一	一七、八一一	二〇、一一一		一七、八一一	一九、二、二八	一四、二、二八	一〇、七、二三	一四、二、二八	一〇、七、二三	一〇、七、二三	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九

大同生命保險株式會社

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門	柴野仁吉郎	中屋茂規	畑孝二郎	井藤初雄	岸田誠治	藤井磨造	佐藤順助	板谷知信	板谷宮吉	三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門
68	61	60	58	61 62		47	47	63	61	70_04	03		68	61	60	58
（常務）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）	（常任監査）		（支配人兼監事）	（業務部長）	（經理部長）	（取締）	（常務）	（取締）	（社長）	（營業部長）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）
一七、八一一	一七、八一一	二〇、一二一	一七、八一一	二〇、一一一		一七、八一一	一九、二、二八	一四、二、二八	一〇、七、二三	一四、二、二八	一〇、七、二三	一〇、七、二三	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九

大正生命保險株式會社（舊稱兼圖生命）

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
小林孝一郎	近藤利兵衛	岡谷	齋藤龍郎	齋藤龍雄	齋藤龍郎	齋藤	齋藤
	62						
（近藤商事社長）							

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
小林孝一郎	近藤利兵衛	岡谷	齋藤龍郎	齋藤龍雄	齋藤龍郎	齋藤	齋藤
	62						
（近藤商事社長）							

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
小林孝一郎	近藤利兵衛	岡谷	齋藤龍郎	齋藤龍雄	齋藤龍郎	齋藤	齋藤
	62						
（近藤商事社長）							

大正生命保險株式會社（舊稱兼圖生命）

所在地	東京都千代田區有樂町一丁目七
電話	丸ノ內 一二五〇五一九
資本金	五〇〇、〇〇〇圓（全額拂込濟）

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
小林孝一郎	近藤利兵衛	岡谷	齋藤龍郎	齋藤龍雄	齋藤龍郎	齋藤	齋藤
	62						
（近藤商事社長）							

日本教育生命保險株式會社

所在地	東京都千代田區有樂町二丁目片倉ビル內
電話	京橋 一六一一
資本金	公稱 三〇〇、〇〇〇圓 拂込 七〇、〇〇〇圓

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門	柴野仁吉郎	中屋茂規	畑孝二郎	井藤初雄	岸田誠治	藤井磨造	佐藤順助	板谷知信	板谷宮吉	三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門
68	61	60	58	61 62		47	47	63	61	70_04	03		68	61	60	58
（常務）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）	（常任監査）		（支配人兼監事）	（業務部長）	（經理部長）	（取締）	（常務）	（取締）	（社長）	（營業部長）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）
一七、八一一	一七、八一一	二〇、一二一	一七、八一一	二〇、一一一		一七、八一一	一九、二、二八	一四、二、二八	一〇、七、二三	一四、二、二八	一〇、七、二三	一〇、七、二三	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九

板谷生命保險株式會社（舊稱板谷生命）

所在地	東京都日本橋區吳服橋三丁目七
電話	日本橋 二三三五一九
資本金	公稱 一、〇〇〇、〇〇〇圓 拂込 二五〇、〇〇〇圓

〃	〃	〃	〃	監	〃	取	常
							社
							長
三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門	柴野仁吉郎	中屋茂規	畑孝二郎	井藤初雄	岸田誠治	藤井磨造	佐藤順助	板谷知信	板谷宮吉	三木助九郎	入部泰藏	藤岡公三郎	藤岡公右衛門
68	61	60	58	61 62		47	47	63	61	70_04	03		68	61	60	58
（常務）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）	（常任監査）		（支配人兼監事）	（業務部長）	（經理部長）	（取締）	（常務）	（取締）	（社長）	（營業部長）	（常勤取締）	（常務）	（副社長）
一七、八一一	一七、八一一	二〇、一二一	一七、八一一	二〇、一一一		一七、八一一	一九、二、二八	一四、二、二八	一〇、七、二三	一四、二、二八	一〇、七、二三	一〇、七、二三	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九	二一、六、二九

東京海上火災保険株式會社

電話　大手二一六一番
本金　公称　八〇、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　六二、〇〇〇、〇〇〇圓
所在地　大田區入新井五ノ二四五

取締役社長		田中耀夫郎	54		二二、一、六（常務）
〃　〃　常務		稻垣末三郎	56		（取締）
〃　〃　〃		福田壁夫郎	51		（火災部長）火災部長兼職
〃　〃　〃		高木喜夫郎	49		（海上部長）海上部長兼職
取締役		長島關一郎	53		二二、三、二八（火災部長）關西
〃　〃　企畫部長		和田正雄	49		二二、三、四（企畫部長）總務兼
〃　〃　〃		三田大郎	48		（營業支店長）上同
常任監査役		岡田眞貴	55	48	二二、一〇、三五（關西部長）
監査役		中村勇次	51	48	（大阪支店長）上同
〃		高橋一郎	64	61	二二、一〇、三五（同）
〃		伊藤竹之助	56	61	（取締）同
〃		西井一男	47	64	（企畫部長）
〃		矢島未吉	54	47	（海上部長）
〃		稻垣總太郎	47	47	（同）
〃		松本規雄	45	52	（取締）支配人
〃		高三郎	52	60	（取締）
〃		實田淸一郎	60		二〇、一二、七（副社長）
取締役		瀨川淳			

日本火災海上保険株式會社

電話　日本橋三三九一、三三九九番
資本金　公称　三九、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　九、九〇〇、〇〇〇圓
所在地　東京都中央區日本橋二丁目四ノ四

取締役		岡崎眞一	41		二二、六、二五
〃　〃　常務		芳藏、丘	56		九、三、二三
〃　〃　〃		古田中豊文	57		
〃　〃　〃		幸雄文	46		
〃　〃　〃		富田元	59	46	二二、六、二五
〃　〃　〃		鷹巢太郎	68	59	九、三、二三
〃　〃　〃		久野繁之助	67	63	
〃　〃　〃		鈴木規矩	63		
〃　〃　〃		渡二郎	66	52	
監査役		信太郎	67	65	二二、六、二五
〃		竹田省	68	51	二二、六、二五
〃		岩井雄二郎	46		
〃		中村正雄	60	51	
〃		内藤久弥	64	56	
〃		山本爲太郎	56		
〃		黒田章	63		一九、三、二三

同和火災海上保険株式會社

電話　關島二三七七、二五一三番（本社）
　　東京都中央區銀座八ノ二（支社）
本金　公称　一四七、五〇〇、〇〇〇圓
　　振込　一一、八七五、〇〇〇圓
所在地　大阪市東區今橋二丁目一九（本社）
　　銀座五四〇一五四四（支社）

取締役社長		岡崎眞一	41		二二、六、二五
〃　〃　常務		芳藏、丘	56		九、三、二三
〃　〃　〃		古田中豊文	57		
〃　〃　〃		幸雄文	46		
〃　〃　〃		富田元	59	46	二二、六、二五
〃　〃　〃		鷹巢太郎	68	59	九、三、二三
〃　〃　〃		久野繁之助	67	63	
〃　〃　〃		鈴木規矩	63		
取締役		渡二郎	66	52	
監査役		信太郎	67	65	二二、六、二五
〃		竹田省	68	51	二二、六、二五
〃		岩井雄二郎	46		
〃		中村正雄	60	51	
〃		内藤久弥	64	56	
〃		山本爲太郎	56		
〃		黒田章	63		一九、三、二三

大阪住友海上火災保険株式會社

電話　千代田一丸ノ内二丁目二ノ二（支社）
　　丸ノ内三二二一、三二七一（支社）
資本金　公称　二四、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　六、〇〇〇、〇〇〇圓
所在地　大阪市東區北濱五ノ二二（本社）

常任監査役		立花要二			
監査役		米倉富太	47	64	
〃		近藤利武	63		

安田火災海上保険株式會社

電話　丸ノ内三四二一
資本金　公称　三、九〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　八、四七五、〇〇〇圓
所在地　東京都中央區大手町一丁目六　安田本館

常務取締役		小關恭三	56		二二、一、二（常任監査）
〃　〃　〃		柘植榮俊	54		（東部營業部長）
〃　〃　〃		神原近三	51		（西部同）
取締役		鷲西浩	55		二二、六、二七（東京支店長）
〃		垣谷信夫郎			
〃　監査役		三村門			
〃　〃		石橋保信			
〃　〃		岡村松二			

日本海上保険株式會社

電話　日本橋三三九一、三三九九番
資本金　公称　三九、〇〇〇、〇〇〇圓
　　拂込　九、九〇〇、〇〇〇圓
所在地　東京都中央區日本橋二丁目四ノ四

取締役社長		田中耀夫郎	54		二二、一、六（常務）
〃　〃　常務		稻垣末三郎	56		（取締）
〃　〃　〃		福田壁夫郎	51		（火災部長）火災部長兼職
〃　〃　〃		高木喜夫郎	49		（海上部長）海上部長兼職
取締役		長島關一郎	53		二二、三、二八（火災部長）關西
〃　〃　企畫部長		和田正雄	49		二二、三、四（企畫部長）總務兼
〃　〃　〃		三田大郎	48		（營業支店長）上同
常任監査役		岡田眞貴	55	48	二二、一〇、三五（關西部長）
監査役		中村勇次	51	48	（大阪支店長）上同
〃		高橋一郎	64	61	二二、一〇、三五（同）
〃		伊藤竹之助	56	61	（取締）同
〃		西井一男	47	64	（企畫部長）
〃		矢島未吉	54	47	（海上部長）
〃		稻垣總太郎	47	47	（同）
〃		松本規雄	45	52	（取締）支配人
〃		高三郎	52	60	（取締）
〃		實田淸一郎	60		二〇、一二、七（副社長）
取締役		瀨川淳			

日産火災海上保険株式會社

所在地　東京都千代田区丸ノ内二ノ二
電話　丸ノ内(二)一六一一(代)
資本金　拂込　一、四六〇、〇〇〇圓
　　公称　一、四六〇、〇〇〇圓

取締役社長	石井定七	大正	56	常任監査	小沼金次郎	明治	57
〃	大森孝一	大正	56	〃	佐々木第吉	明治	64
〃	佐伯武雄	大正	51	〃	中村農策	明治	72
〃	寅田友衛	大正	56	〃	末松友衛	明治	80
常務取締役	伊藤政雄	大正	53	〃	上杉喜一	明治	63
〃	栗林英太郎	大正	4.8	〃	上杉忠雄	明治	63
〃	藤田喜雄	大正	4.8	〃	星山良生	明治	63
〃	須藤正太郎	大正	4.8	〃	増田栄太郎	明治	45
〃	青山喜一	大正	4.8				

共栄火災海上保険相互會社

所在地　東京都千代田區大手町二ノ二
　　野村ビル四階（本社）
　　東京都千代田區神田三崎町一ノ二
　　（關東支社）
電話　丸ノ内(二)八二四（本社）　神田(二)六二一一
　　（關東支社）
資本金　公称　三、〇七五、〇〇〇圓
　　拂込　三、〇七五、〇〇〇圓

常任監査	星山良生	昭和	63	常務取締役	増田栄太郎	昭和	45
〃	上杉忠雄	昭和	63	〃	藤田喜雄	昭和	4.8
〃	上杉喜一	昭和	63	〃	栗林英太郎	昭和	4.8
〃	小沼金次郎	昭和	57	〃	須藤正太郎	昭和	4.8
〃	佐々木第吉	昭和	64	〃	青山喜一	昭和	4.8
〃	中村農策	昭和	72	取締役社長	伊藤政雄	昭和	53
〃	末松友衛	昭和	80				

興亜海上火災運送保険

所在地　大阪市南區西浜町五〇
　　三和銀行心齋橋支店三階（本社）
　　東京都千代田區富士見町二ノ一四
　　大松閣四階（支社）
電話　九段一七二九、一五九〇、一五九一

取締役社長	永松利信	昭和	68	監査役	小沼金次郎	昭和	57
〃	目黒區目黒柿ノ木坂二ノ三			〃	佐々木第吉	昭和	64
副社長	中村農一	昭和	46	〃	中村農策	昭和	72
〃	御影宇都一ノ二三七			〃	末松友衛	昭和	80
專務	平井重義	昭和	60	〃	上杉喜一	昭和	63
常務	西落合一ノ一九〇			〃	上杉忠雄	昭和	63
〃	川崎孝	昭和	60	〃	星山良生	昭和	63
〃	南町二ノ三八三二			〃	増田栄太郎	昭和	45
〃	佐々木秀二	昭和	60	〃	藤田喜雄	昭和	4.8
〃	一九			〃	栗林英太郎	昭和	4.8
〃	一六			〃	須藤正太郎	昭和	4.8
〃	恒吉辰男	昭和	56	〃	青山喜一	昭和	4.8
取締役	中村末松	昭和	80	取締役社長	伊藤政雄	昭和	53
〃	農策	昭和	72				
〃	園内						
〃	後町一						

日本動産火災保険株式會社

所在地　東京都千代田区丸ノ内二ノ五四
電話　丸ノ内(二)一〇八二（會田組取締役）

取締役社長	永松利信	昭和	68	常務取締役	上田直胤	昭和	45
副社長	中村農一	昭和	46	〃	宮城孝治	昭和	50
〃	御影宇都一ノ二三七			〃	足立義一	昭和	58
專務	平井重義	昭和	60	取締役會長	鎌川義親	昭和	62
常務	西落合一ノ一九〇						
〃	川崎孝	昭和	60				
〃	南町二ノ三八三二						
〃	佐々木秀二	昭和	60				
〃	一九						
〃	一六						
〃	恒吉辰男	昭和	56				
取締役	中村末松	昭和	80				
〃	農策	昭和	72				
〃	園内						
〃	後町一						

日本動産火災保険株式會社

所在地　東京都千代田区丸ノ内二ノ五四
電話　丸ノ内(二)一〇八二（會田組取締役）

取締役社長	永松利信	昭和	68	常務取締役	上田直胤	昭和	45
副社長	中村農一	昭和	46	〃	宮城孝治	昭和	50
〃	御影宇都一ノ二三七			〃	足立義一	昭和	58
專務	平井重義	昭和	60	取締役會長	鎌川義親	昭和	62
常務	西落合一ノ一九〇						
〃	川崎孝	昭和	60				
〃	南町二ノ三八三二						
〃	佐々木秀二	昭和	60				
〃	一九						
〃	一六						
〃	恒吉辰男	昭和	56				
取締役	中村末松	昭和	80				
〃	農策	昭和	72				
〃	園内						
〃	後町一						

共栄火災海上保険相互會社

所在地　東京都千代田區大手町二ノ二
　　野村ビル四階（本社）
　　東京都千代田區神田三崎町一ノ二
　　（關東支社）
電話　丸ノ内(二)八二四（本社）　神田(二)六二一一
　　（關東支社）
資本金　公称　三、〇七五、〇〇〇圓
　　拂込　三、〇七五、〇〇〇圓

常任監査	星山良生	昭和	63	常務取締役	増田栄太郎	昭和	45
〃	上杉忠雄	昭和	63	〃	藤田喜雄	昭和	4.8
〃	上杉喜一	昭和	63	〃	栗林英太郎	昭和	4.8
〃	小沼金次郎	昭和	57	〃	須藤正太郎	昭和	4.8
〃	佐々木第吉	昭和	64	〃	青山喜一	昭和	4.8
〃	中村農策	昭和	72	取締役社長	伊藤政雄	昭和	53
〃	末松友衛	昭和	80				

興亜海上火災運送保険

所在地　大阪市南區西浜町五〇
　　三和銀行心齋橋支店三階（本社）
　　東京都千代田區富士見町二ノ一四
　　大松閣四階（支社）
電話　九段一七二九、一五九〇、一五九一

取締役會長	鎌川義親	昭和	62	監査役	長谷川信美	昭和	59
取締役社長	足立義一	昭和	58	〃	長田保之	昭和	72
常務取締役	宮城孝治	昭和	50	〃	小林元山	昭和	45
〃	上田直胤	昭和	45	〃	岡本周太郎	昭和	68
〃	髙橋太衛	昭和	66	〃	石坂豊平	昭和	63
〃	栗澤浩	昭和	63	〃	片野重雄	昭和	57
〃	石井健一久	昭和	61	〃	奥久登	昭和	67
〃	岡部太郎	昭和	61				